

平成31年度相模原市一般会計予算

平成31年度相模原市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ302,400,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

平成31年2月12日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
5 市税		千円 130,800,000
	5 市民税	67,619,909
	10 固定資産税	45,590,364
	15 軽自動車税	1,009,286
	20 市たばこ税	4,250,000
	30 事業所税	3,149,971
	35 都市計画税	9,180,470
10 地方譲与税		1,756,000
	7 地方揮発油譲与税	770,000
	10 自動車重量譲与税	920,000
	17 森林環境譲与税	36,000
	20 石油ガス譲与税	30,000
13 利子割交付金		130,000
	5 利子割交付金	130,000
16 配当割交付金		600,000
	5 配当割交付金	600,000
19 株式等譲渡所得割交付金		800,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	800,000
20 分離課税所得割交付金		150,000
	5 分離課税所得割交付金	150,000
22 地方消費税交付金		11,800,000
	5 地方消費税交付金	11,800,000
25 ゴルフ場利用税交付金		170,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	170,000
30 自動車取得税交付金		470,000
	5 自動車取得税交付金	470,000

款	項	金額
31 環境性能割交付金		千円 230,000
	5 環境性能割交付金	230,000
32 軽油引取税交付金		3,100,000
	5 軽油引取税交付金	3,100,000
34 国有提供施設等所在市町村助成交付金		1,270,000
	5 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,270,000
37 地方特例交付金		2,003,000
	5 地方特例交付金	990,000
	15 子ども・子育て支援臨時交付金	1,013,000
40 地方交付税		13,900,000
	5 地方交付税	13,900,000
43 交通安全対策特別交付金		220,000
	5 交通安全対策特別交付金	220,000
46 分担金及び負担金		1,328,753
	5 負担金	1,328,753
50 使用料及び手数料		5,338,402
	5 使用料	3,459,661
	10 手数料	1,878,741
55 国庫支出金		60,244,755
	5 国庫負担金	51,741,883
	10 国庫補助金	8,206,787
	15 国庫委託金	296,085
60 県支出金		16,625,836
	5 県負担金	11,643,405
	10 県補助金	3,498,441
	15 県委託金	1,483,990

款	項	金額		
65 財産収入		千円 142,109		
	5 財産運用収入	134,864		
	10 財産売却収入	7,245		
70 寄附金		78,915		
	5 寄附金	78,915		
75 繰入金		6,362,761		
	10 基金繰入金	6,298,948		
	15 財産区繰入金	63,813		
80 繰越金		1,700,000		
	5 繰越金	1,700,000		
85 諸収入		14,221,369		
	5 延滞金加算金及び過料	222,070		
	10 市預金利子	100		
	15 貸付金元利収入	9,727,274		
	22 収益事業収入	1,300,000		
	25 雑入	2,971,925		
90 市債		28,958,100		
	5 市債	28,958,100		
歳	入	合	計	302,400,000

歳 出

款	項	金 額
5 議会費		千円 997,731
	5 議会費	997,731
10 総務費		23,895,927
	5 総務管理費	13,894,829
	10 徴税費	2,399,197
	13 市民生活費	6,399,219
	15 選挙費	773,858
	20 統計調査費	106,305
	25 人事委員会費	133,217
	30 監査費	189,302
15 民生費		127,864,361
	5 社会福祉費	52,072,807
	10 児童福祉費	52,021,659
	15 生活保護費	23,769,895
20 衛生費		26,362,622
	5 保健衛生費	12,837,241
	10 清掃費	12,924,576
	15 環境保全費	600,805
25 労働費		715,957
	5 労働諸費	715,957
30 農林水産業費		755,623
	5 農業費	682,782
	10 林業費	72,841
35 商工費		11,615,759
	5 商工費	11,615,759

款	項	金額
40 土木費		千円 25,293,700
	5 道路橋りょう費	9,941,651
	10 河川費	427,572
	15 都市計画費	12,891,546
	20 公園費	1,151,122
	25 住宅費	881,809
45 消防費		7,906,867
	5 消防費	7,906,867
50 教育費		49,532,496
	5 教育総務費	7,530,147
	10 小学校費	22,530,684
	15 中学校費	13,844,464
	18 幼稚園費	732,368
	20 社会教育費	3,098,857
	25 市民体育費	1,795,976
55 災害復旧費		1,205,999
	2 災害復旧費	1,205,999
60 公債費		26,144,018
	5 公債費	26,144,018
65 諸支出金		8,940
	5 諸費	8,940
70 予備費		100,000
	5 予備費	100,000
歳 出	合 計	302,400,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
相模原市土地開発公社事業 資金融資に対する債務保証 (平成31年度設定分)	平成31年度から 平成32年度まで	千円 借入金 3,600,000千円 及びこの利子(遅延利子を含む。)
相模原市土地開発公社 先行取得公共用地購入事業 (平成31年度設定分)	平成31年度から 平成32年度まで	先行取得公共用地の 購入に要する経費 3,600,000千円 及びこの利子(遅延利子を含む。)
相模原市社会福祉協議会事業 資金融資に対する損失補償 (平成31年度設定分)	平成31年度から 平成32年度まで	借入金 552,000千円 及びこの利子(遅延利子を含む。)
統合文書管理・財務会計 オンラインシステム開発等経費	平成31年度	0
	平成32年度から 平成37年度まで	630,000
政令指定都市移行10周年記念事業	平成31年度	0
	平成32年度	1,800
さがみはらネットワーク システム経費	平成31年度から 平成36年度まで	125,787
生活交通確保対策補助金 (平成31年度設定分)	平成31年度	0
	平成32年度	93,698

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
(総務債) 文化施設整備費 防災対策整備費	千円 26,100 14,000			
(民生債) 老人福祉施設整備費 保育所整備費 児童厚生施設整備事業費 保健福祉センター整備事業費 合葬施設整備事業費	93,300 29,200 29,000 11,500 5,900			
(衛生債) 塵芥処理施設建設費	1,584,800	借入先 ・財務省 ・その他	年 5.0%以内	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができ
(土木債) 道路整備費 河川整備費 公園整備費 緑地保全事業費 街路整備費 住宅建設費 土地区画整理費	2,487,100 72,400 71,400 267,000 1,390,300 58,300 15,800	借入方法 ・普通貸借 ・証券発行	ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	
(消防債) 消防施設整備費	447,100	借入時期 平成31年度とする。	ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰越して借り入れることができる。	
(教育債) 教育施設整備費 小学校整備費 中学校整備費 公民館建設費	12,600 1,973,100 2,095,200 53,200			
(災害復旧債) 災害復旧費	920,800			
(臨時財政対策債) 臨時財政対策	17,300,000			
計	28,958,100			

平成31年度相模原市国民健康保険事業特別会計予算

平成31年度相模原市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72,976,000千円、直営診療勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ244,000千円と定める。

2 事業勘定及び直営診療勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(貸金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年2月12日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算（事業勘定）

歳 入

款	項	金 額
5 国民健康保険税		千円 14,930,000
	5 国民健康保険税	14,930,000
10 使用料及び手数料		100
	5 手数料	100
25 県支出金		49,499,000
	10 県補助金	49,499,000
35 繰入金		7,206,000
	5 一般会計繰入金	7,206,000
40 繰越金		1,074,000
	5 繰越金	1,074,000
45 諸収入		266,900
	5 延滞金及び過料	153,500
	15 雑入	113,400
歳 入	合 計	72,976,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 1,128,000
	5 総務管理費	489,366
	10 徴税費	637,969
	15 運営協議会費	665
10 保険給付費		49,140,000
	5 療養諸費	42,824,000
	10 高額療養費	5,985,800
	15 移送費	1,200
	20 出産育児諸費	269,000
	25 葬祭諸費	60,000
22 国民健康保険事業費納付金		21,635,000
	5 医療給付費分	14,963,000
	10 後期高齢者支援金等分	4,777,000
	15 介護納付金分	1,895,000
25 共同事業拠出金		100
	5 共同事業拠出金	100
30 保健事業費		806,000
	2 特定健康診査等事業費	541,440
	5 保健事業費	264,560
40 諸支出金		166,900
	5 償還金及び還付加算金	154,900
	15 繰出金	12,000
45 予備費		100,000
	5 予備費	100,000
歳 出	合 計	72,976,000

第1表 歳入歳出予算（直営診療勘定）

歳 入

款	項	金 額
5 診療収入		千円 161,000
	5 外来収入	136,200
	10 その他の診療収入	24,800
10 使用料及び手数料		893
	3 使用料	163
	5 手数料	730
20 繰入金		72,000
	5 他会計繰入金	60,000
	10 事業勘定繰入金	12,000
25 繰越金		3,000
	5 繰越金	3,000
30 諸収入		7,107
	7 受託事業収入	6,474
	10 雑入	633
歳 入	合 計	244,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 148,732
	5 施設管理費	148,732
10 医業費		69,547
	5 医業費	69,547
20 公債費		24,121
	5 公債費	24,121
28 諸支出金		100
	5 償還金及び還付加算金	100
30 予備費		1,500
	5 予備費	1,500
歳 出	合 計	244,000

平成31年度相模原市介護保険事業特別会計予算

平成31年度相模原市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54,458,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年2月12日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 保険料		千円 12,455,620
	5 介護保険料	12,455,620
10 使用料及び手数料		19,482
	10 手数料	19,482
15 国庫支出金		11,176,527
	5 国庫負担金	9,031,243
	10 国庫補助金	2,145,284
20 支払基金交付金		14,083,849
	5 支払基金交付金	14,083,849
25 県支出金		7,758,849
	5 県負担金	7,295,740
	7 県補助金	463,109
30 財産収入		3,980
	5 財産運用収入	3,980
40 繰入金		8,958,000
	5 一般会計繰入金	8,158,000
	10 基金繰入金	800,000
50 諸収入		1,693
	5 延滞金及び過料	200
	15 雑入	1,493
歳 入	合 計	54,458,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 1,056,834
	5 総務管理費	356,101
	10 徴収費	76,012
	15 介護認定審査会費	611,474
	20 介護サービス情報公表・調査費	13,247
10 保険給付費		50,236,873
	5 介護サービス等諸費	48,538,835
	10 高額介護サービス等費	1,698,038
20 地域支援事業費		3,140,722
	5 地域支援事業費	3,140,722
25 基金積立金		3,980
	5 基金積立金	3,980
30 公債費		1,000
	5 公債費	1,000
35 諸支出金		17,591
	5 償還金及び還付加算金	17,591
45 予備費		1,000
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		54,458,000

平成31年度相模原市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成31年度相模原市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ199,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

平成31年2月12日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 繰入金		千円 5,000
	5 一般会計繰入金	5,000
10 繰越金		45,000
	5 繰越金	45,000
15 諸収入		149,000
	5 貸付金元利収入	147,982
	15 雑入	1,018
歳 入	合 計	199,000

歳 出

款	項	金 額
5 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 198,850
	5 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	198,850
10 公債費		100
	5 公債費	100
15 諸支出金		50
	5 償還金及び還付加算金	50
歳 出	合 計	199,000

平成31年度相模原市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成31年度相模原市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,004,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

平成31年2月12日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 後期高齢者医療保険料		千円 7,598,290
	5 後期高齢者医療保険料	7,598,290
10 使用料及び手数料		10
	10 手数料	10
25 繰入金		1,281,000
	5 一般会計繰入金	1,281,000
30 繰越金		60,000
	5 繰越金	60,000
35 諸収入		64,700
	5 延滞金及び過料	1,000
	10 償還金及び還付加算金	17,000
	20 雑入	46,700
歳 入	合 計	9,004,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 190,208
	5 総務管理費	190,208
10 分担金及び負担金		8,786,692
	5 広域連合負担金	8,786,692
12 公債費		100
	5 公債費	100
15 諸支出金		17,000
	5 償還金及び還付加算金	17,000
20 予備費		10,000
	5 予備費	10,000
歳 出	合 計	9,004,000

平成31年度相模原市自動車駐車場事業特別会計予算

平成31年度相模原市自動車駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,771,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成31年2月12日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 駐車場事業収入		千円 973,000
	5 事業収入	973,000
15 財産収入		2,000
	5 財産運用収入	2,000
20 繰入金		793,000
	5 繰入金	793,000
25 繰越金		3,000
	5 繰越金	3,000
歳 入	合 計	1,771,000

歳 出

款	項	金 額
5 駐車場事業費		千円 753,063
	5 駐車場管理費	753,063
10 公債費		1,016,937
	5 公債費	1,016,937
15 予備費		1,000
	5 予備費	1,000
歳 出	合 計	1,771,000

平成 3 1 年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計予算

平成 3 1 年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 0 0 2, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0, 0 0 0 千円と定める。

平成 3 1 年 2 月 1 2 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 国庫支出金		千円 617,880
	5 国庫補助金	617,880
10 繰入金		700,259
	5 繰入金	700,259
15 繰越金		35,816
	5 繰越金	35,816
20 使用料及び手数料		30
	10 手数料	30
25 市債		1,475,500
	5 市債	1,475,500
30 保留地処分金		170,000
	5 保留地処分金	170,000
85 諸収入		2,515
	5 雑入	2,515
歳 入	合 計	3,002,000

歳 出

款	項	金 額
5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区 画整理事業費		千円 2,981,372
	5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区 画整理事業費	2,981,372
10 公債費		20,328
	5 公債費	20,328
15 予備費		300
	5 予備費	300
歳 出 合 計		3,002,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地区画整理費	千円 1,475,500	<p>借入先 ・財務省 ・その他</p> <p>借入方法 ・普通貸借 ・証券発行</p> <p>借入時期 平成31年度とする。 ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰越して借り入れることができる。</p>	<p>年 5.0%以内</p> <p>ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。</p>	<p>公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。</p> <p>ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。</p>

平成31年度相模原市簡易水道事業特別会計予算

平成31年度相模原市簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ551,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

平成31年2月12日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 分担金及び負担金		千円 14,226
	5 分担金	416
	10 負担金	13,810
10 使用料及び手数料		20,174
	5 使用料	20,154
	10 手数料	20
15 国庫支出金		120,200
	10 国庫補助金	120,200
25 財産収入		100
	5 財産運用収入	100
30 繰入金		102,000
	5 繰入金	102,000
35 繰越金		16,000
	5 繰越金	16,000
40 諸収入		500
	10 雑入	500
45 市債		277,800
	5 市債	277,800
歳 入	合 計	551,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 40,998
	5 総務管理費	40,998
10 簡易水道事業費		483,184
	5 簡易水道事業費	483,184
15 基金積立金		100
	5 基金積立金	100
20 公債費		26,318
	6 元金	13,483
	10 利子	12,835
25 予備費		400
	5 予備費	400
歳 出	合 計	551,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
簡 易 水 道 事 業 費	千円 277,800	借入先 ・財務省 ・その他 借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 平成31年度とする。 ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰越して借り入れることができる。	年 5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。

平成31年度相模原市公共用地先行取得事業特別会計予算

平成31年度相模原市公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,211,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

平成31年2月12日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
10 繰入金		千円 14,000
	5 繰入金	14,000
20 市債		3,197,000
	5 市債	3,197,000
歳入合計		3,211,000

歳 出

款	項	金 額
10 公共用地先行取得事業費		千円 3,197,615
	5 公共用地先行取得事業費	3,197,615
15 公債費		13,385
	5 公債費	13,385
歳 出	合 計	3,211,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得 事業費	千円 3,197,000	<p>借入先 ・財務省 ・その他</p> <p>借入方法 ・普通貸借 ・証券発行</p> <p>借入時期 平成31年度とする。 ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰越して借り入れることができる。</p>	<p>年 5.0%以内</p> <p>ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。</p>	<p>公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。</p> <p>ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。</p>

平成 3 1 年度相模原市財産区特別会計予算

平成 3 1 年度相模原市財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 1 4 , 5 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 3 1 年 2 月 1 2 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
10 県支出金		千円 238
	5 県補助金	238
15 財産収入		192,019
	5 財産運用収入	192,019
20 繰入金		15,929
	5 基金繰入金	15,929
25 繰越金		6,314
	5 繰越金	6,314
歳入合計		214,500

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 149,554
	5 総務管理費	149,554
10 諸支出金		63,813
	5 繰出金	63,813
15 予備費		1,133
	5 予備費	1,133
歳 出 合 計		214,500

平成 3 1 年度相模原市公債管理特別会計予算

平成 3 1 年度相模原市公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 5, 5 2 3, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 3 1 年 2 月 1 2 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 財産収入		千円 55,000
	5 財産運用収入	55,000
10 繰入金		36,700,500
	5 他会計繰入金	36,062,500
	10 基金繰入金	638,000
15 市債		8,767,500
	5 市債	8,767,500
歳 入	合 計	45,523,000

歳 出

款	項	金 額
5 公債費		千円 45,523,000
	5 公債費	45,523,000
歳 出 合 計		45,523,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換	千円 8,767,500	<p>借入先 ・財務省 ・その他</p> <p>借入方法 ・普通貸借 ・証券発行</p> <p>借入時期 平成31年度とする。</p>	<p>年 5.0%以内</p> <p>ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。</p>	<p>公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。</p> <p>ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。</p>

平成31年度相模原市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度相模原市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	処理区域内人口	695,873 人
2	主要な建設改良事業	
(1)	公共下水道整備事業(管渠)	5,740,021 千円
(2)	公共下水道整備事業(ポンプ場)	334,006 千円
(3)	農業集落排水整備事業(管渠)	10,343 千円
(4)	農業集落排水整備事業(処理場)	5,000 千円
(5)	市設置高度処理型浄化槽整備事業	882,908 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	公共下水道事業収益	15,988,781 千円	
第1項	公共下水道営業収益	11,410,457 千円	
第2項	公共下水道営業外収益	4,559,185 千円	
第3項	公共下水道特別利益	19,139 千円	
第2款	農業集落排水事業収益	36,199 千円	
第1項	農業集落排水営業収益	3,120 千円	
第2項	農業集落排水営業外収益	25,932 千円	
第3項	農業集落排水特別利益	7,147 千円	
第3款	市設置高度処理型浄化槽事業収益	178,557 千円	
第1項	市設置高度処理型浄化槽営業収益	36,260 千円	
第2項	市設置高度処理型浄化槽営業外収益	142,297 千円	

支 出

第1款 公共下水道事業費用	15,403,532 千円
第1項 公共下水道営業費用	13,383,187 千円
第2項 公共下水道営業外費用	1,990,345 千円
第3項 公共下水道予備費	30,000 千円
第2款 農業集落排水事業費用	48,603 千円
第1項 農業集落排水営業費用	46,882 千円
第2項 農業集落排水営業外費用	1,721 千円
第3款 市設置高度処理型浄化槽事業費用	348,401 千円
第1項 市設置高度処理型浄化槽営業費用	337,730 千円
第2項 市設置高度処理型浄化槽営業外費用	10,671 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,671,918千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 公共下水道資本的収入	6,909,409 千円
第1項 公共下水道企業債	5,167,400 千円
第2項 公共下水道他会計負担金	245,201 千円
第3項 公共下水道分担金	34,328 千円
第4項 公共下水道負担金	45,606 千円
第5項 公共下水道国庫補助金	1,009,900 千円
第6項 公共下水道県補助金	392,074 千円
第7項 公共下水道その他資本的収入	14,900 千円
第2款 農業集落排水資本的収入	15,250 千円
第1項 農業集落排水企業債	15,100 千円
第2項 農業集落排水分担金	150 千円
第3款 市設置高度処理型浄化槽資本的収入	882,679 千円
第1項 市設置高度処理型浄化槽企業債	564,400 千円
第2項 市設置高度処理型浄化槽分担金	24,231 千円
第3項 市設置高度処理型浄化槽国庫補助金	81,316 千円
第4項 市設置高度処理型浄化槽県補助金	212,732 千円

支 出

第1款 公共下水道資本的支出	13,567,658 千円
第1項 公共下水道建設改良費	6,074,027 千円
第2項 公共下水道固定資産購入費	298,012 千円
第3項 公共下水道企業債償還金	7,195,619 千円
第2款 農業集落排水資本的支出	24,541 千円
第1項 農業集落排水建設改良費	15,343 千円
第2項 農業集落排水企業債償還金	9,198 千円
第3款 市設置高度処理型浄化槽資本的支出	887,057 千円
第1項 市設置高度処理型浄化槽建設改良費	882,908 千円
第2項 市設置高度処理型浄化槽企業債償還金	4,149 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
公共下水道資本的支出	公共下水道建設改良費	管渠耐震化事業(平成31年度設定分)	千円 583,100	31 32	千円 105,000 478,100

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道建設費充当	千円 4,589,400	借入先 ・財務省 ・その他 借入方法 ・普通貸借 ・証券発行 借入時期 ・平成31年度とする。 ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰越して借り入れることができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、企業財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは未償還額を借換えすることができる。
流域下水道負担金充当	276,500			
農業集落排水建設費充当	15,100			
市設置高度処理型浄化槽建設費充当	564,400			
下水道事業資本費平準化債公債費充当	154,500			
下水道事業特別措置分公債費充当	147,000			
合計	5,746,900			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

856,257 千円

(他会計からの補助金)

第10条 雨水処理費等に要する費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,610,000千円である。

平成31年2月12日提出

相模原市長 加山俊夫

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について
附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

相模原市長 加山 俊夫

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
附属機関の設置に関する条例(昭和 37 年相模原市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部相模原市市史編さん審議会の項を削り、同部に次のように加える。

相模原市文化 振興審議会	文化芸術基本法(平成 13 年法律第 148 号)第 7 条の 2 第 1 項に規定する地方文化芸術推進基本計画及び文化の振興に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	13 人以内	2 年(補欠の委員の任期にあつては、前任者の残任期間)
-----------------	---	--------	-----------------------------

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表市長の部相模原市市史編さん審議会の項を削る改正規定は、平成 31 年 7 月 31 日から施行する。

提案の理由

相模原市市史編さん審議会の廃止並びに文化芸術基本法(平成 13 年法律第 148 号)第 7 条の 2 第 1 項に規定する地方文化芸術推進基本計画及び文化の振興に関する重要事項について調査審議等をするを目的とする相模原市文化振興審議会の設置をいたしたく提案するものである。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条
例の整備等に関する条例について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
等に関する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条
例の整備等に関する条例

(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市一般職の給与に関する条例(昭和 26 年相模原市条例第 11 号)の
一部を次のように改正する。

第 10 条中「受けた場合」の次に「(勤務条件条例第 15 条に規定する人事委
員会規則の規定に基づき、これらの許可又は承認に相当する許可又は承認を受け
た場合を含む。)」を加える。

第 15 条の 2 を次のように改める。

(常勤の会計年度任用職員の給与)

第 15 条の 2 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員の給与につ
いては、第 3 条の 2 第 3 項から第 9 項まで、第 6 条、第 7 条、第 7 条の 3、第
8 条の 2 及び第 14 条の 7 の規定は適用しない。

第 15 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(会計年度任用短時間勤務職員の報酬等)

第 15 条の 3 第 2 条から第 15 条までの規定にかかわらず、地方公務員法第 22
条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員(以下「会計年度任用短時間勤務職員」とい
う。)には、報酬、期末手当、通勤に要する費用に相当する額(以下「通勤費」
という。)及び割増報酬を支給する。

2 会計年度任用短時間勤務職員の報酬の額は、職務の内容及び責任、職務経験

等を考慮し、勤務1日につき、32,000円を超えない範囲内において任命権者が規則で定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、勤務の形態及び他の職員との均衡を考慮して任命権者が規則で定める会計年度任用短時間勤務職員の報酬の額は、1月につき、360,000円を超えない範囲内において任命権者が規則で定める額とすることができる。

4 会計年度任用短時間勤務職員の期末手当は、任用期間及び勤務時間を考慮して規則で定める会計年度任用短時間勤務職員に対して支給するものとし、その額は、他の職員との均衡を考慮して規則で定める額とする。

5 会計年度任用短時間勤務職員の通勤費の額は、勤務の状況に応じ、他の職員との均衡を考慮して規則で定める額とする。

6 会計年度任用短時間勤務職員の割増報酬の額は、第1項の報酬の額を勤務時間数で除して得た額に規則で定める割合を乗じて得た額とする。

7 前各項に定めるもののほか、会計年度任用短時間勤務職員の報酬等について必要な事項は、規則で定める。

第16条第2項中「含む」の次に「。第7項において同じ」を加え、同条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 前各項の規定にかかわらず、地方公務員法第28条第2項又は分限条例第2条の規定により休職(教育公務員特例法第14条の規定の適用を受ける場合の休職を除く。)にされた地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員には、いかなる給与も支給しない。

第18条中「市長」を「任命権者」に改める。

別表第1備考ただし書を削る。

(相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条中「及び第16条第1項」を削る。

第4条第4項中「。以下「配偶者同行休業条例」という。」を削る。

第16条及び第17条を次のように改める。

(常勤の会計年度任用職員の給与)

第16条 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用され

た学校職員の給与については、第5条第3項から第9項まで及び第13条(勤勉手当に係る部分に限る。)の規定は適用しない。

(会計年度任用短時間勤務職員の報酬等)

第17条 第3条から第15条までの規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(次項において「会計年度任用短時間勤務職員」という。)として任用された学校職員には、報酬、期末手当、通勤に要する費用に相当する額及び割増報酬(次項において「報酬等」という。)を支給する。

2 会計年度任用短時間勤務職員として任用された学校職員の報酬等については、一般職給与条例第15条の3第2項から第7項までの規定を準用する。この場合において、同条第4項から第7項までの規定中「規則」とあるのは、「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

(相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例(昭和36年相模原市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

4 第2項の規定にかかわらず、臨時的任用職員(地方公務員法第22条の3第1項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和30年法律第125号)第3条第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号又は相模原市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年相模原市条例第29号)第8条第1項第2号の規定により任用された職員をいう。以下同じ。)の傷病休暇については、人事委員会規則の定めるところにより無給とすることができる。

第11条第1項第2号中「90日」の次に「(臨時的任用職員にあつては、人事委員会規則で定める日数)」を加える。

第15条及び第15条の2を次のように改める。

(常勤の会計年度任用職員の休暇)

第15条 第9条から第12条の4までの規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の休暇については、人事委員会規則で定める。

(会計年度任用短時間勤務職員の勤務時間等)

第15条の2 第2条から第14条までの規定にかかわらず、地方公務員法第22

条の2第1項第1号に掲げる職員の勤務時間その他の勤務条件については、人事委員会規則で定める。

(相模原市職員定数条例の一部改正)

第4条 相模原市職員定数条例(昭和24年相模原市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「に勤務する一般職の職員(臨時又は非常勤の)」を「の一般職の常勤の職員(臨時の職に任用された)」に改める。

(相模原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 相模原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年相模原市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条中「合計額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬(相模原市一般職の給与に関する条例(昭和26年相模原市条例第11号)第15条の3第1項及び相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第28号)第17条第1項の報酬をいう。)の額)」を加える。

附則第7項中「(昭和26年相模原市条例第11号)」及び「(平成28年相模原市条例第28号)」を削る。

(相模原市一般職の職員の分限に関する条例の一部改正)

第6条 相模原市一般職の職員の分限に関する条例(昭和29年相模原市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

7 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第7条中「法第22条第2項」を「法第22条の3第1項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和30年法律第125号)第3条第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号又は相模原市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年相模原市条例第29号)第8条第1項第2号」に改める。

(相模原市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第7条 相模原市職員の退職手当に関する条例(昭和38年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「除き、相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第28号。以下「学校職員給与条例」という。)第16条第1項に規定する常勤代替教諭等を含む」を「除く」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第5条の8第2項中「学校職員給与条例」を「相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第28号。以下「学校職員給与条例」という。)」に改める。

第7条第2項中「第6条第5項」を「前条第5項」に改める。

(相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 相模原市職員の育児休業等に関する条例(平成4年相模原市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第10条中「した職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第20条第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

(相模原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第9条 相模原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年相模原市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「地方公務員法」の次に「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法」を加え、「この条において」を削る。

(相模原市公文書管理条例の一部改正)

第10条 相模原市公文書管理条例(平成25年相模原市条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表中「非常勤職員」を「非常勤特別職職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員」に改める。

(教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第11条 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成28年相模原市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第28号。以下「学校職員給与条例」という。))第16条第1項に規定する常勤代替教諭を含む。)」を削る。

第3条第3項中「学校職員給与条例」を「相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第28号。以下「学校職員給与条例」という。)」に改める。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

提案の理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)による地方公務員法(昭和25年法律第261号)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)の改正に伴う関係条例の整備その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第15号関係資料

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正(第1条関係)

ア 1週間当たりの勤務時間が常勤職員と同一である会計年度任用職員(一会計年度を超えない範囲内で任用される非常勤職員をいう。以下同じ。)(以下「常勤の会計年度任用職員」という。)には、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び国の非常勤職員の給与制度を踏まえ、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び勤勉手当を除き、常勤職員と同様の給料及び手当を支給することとするもの

イ 1週間当たりの勤務時間が常勤職員と比べて短い会計年度任用職員(以下「会計年度任用短時間勤務職員」という。)の報酬等に係る規定の追加

(ア) 会計年度任用短時間勤務職員には、報酬、期末手当、通勤に要する費用に相当する額(以下「通勤費」という。)及び割増報酬を支給することとするもの

(イ) 会計年度任用短時間勤務職員の報酬の額は、職務の内容及び責任、職務経験等を考慮し、勤務1日につき、32,000円を超えない範囲内において、任命権者が規則で定める額とするもの

(ウ) 勤務の形態及び他の職員との均衡を考慮して任命権者が規則で定める会計年度任用短時間勤務職員の報酬の額は、1月につき、360,000円を超えない範囲内において任命権者が規則で定める額とすることができることとするもの

(エ) 会計年度任用短時間勤務職員の期末手当及び通勤費の額並びに割増報酬に係る割合は、規則で定めることとするもの

ウ 会計年度任用職員の休職期間については、結核性疾患のため長期の休養を要する教員等である場合を除き、給与を支給しないこととするもの

(2) 相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正(第2条関係)

ア 常勤の会計年度任用職員として任用された学校職員には、地方自治法及び

国の非常勤職員の給与制度を踏まえ、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び勤勉手当を除き、常勤の学校職員と同様の給料及び手当を支給することとするもの

イ 会計年度任用短時間勤務職員として任用された学校職員には、報酬、期末手当、通勤費及び割増報酬を支給することとし、1(1)イ(イ)から(エ)までに係る規定を準用することとするもの

ウ 臨時的に任用された職員(以下「臨時的任用職員」という。)としてこの条例の規定が適用される学校職員の代替等として臨時的に任用された常勤代替教諭及び常勤代替事務職員(以下「常勤代替教諭等」という。)に係る規定を整備するもの

(3) 相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部改正(第3条関係)

ア 臨時的任用職員の傷病休暇については、人事委員会規則で定めるところにより無給とすることができることとし、その付与日数は人事委員会規則で定める日数を上限とするもの

イ 常勤の会計年度任用職員の休暇については、人事委員会規則で定めるところとするもの

ウ 会計年度任用短時間勤務職員の勤務時間その他の勤務条件については、人事委員会規則で定めることとするもの

エ 臨時的任用職員としてこの条例の規定が適用される常勤代替教諭等に係る規定を整備するもの

(4) 相模原市職員定数条例の一部改正(第4条関係)

職員定数の対象外となる臨時の職に任用された職員に係る規定を整備するもの

(5) 相模原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正(第5条関係)

会計年度任用短時間勤務職員の減給については、1(1)イ(ア)及び(2)イの報酬に対して行うこととするもの

(6) 相模原市一般職の職員の分限に関する条例の一部改正(第6条関係)

会計年度任用職員の休職期間については、任命権者が定める任期の範囲内とするもの

(7) 相模原市職員の退職手当に関する条例の一部改正(第7条関係)

臨時的任用職員としてこの条例の規定が適用される常勤代替教諭等及び退職

- 手当の対象とならない会計年度任用短時間勤務職員に係る規定を整備するもの
- (8) 相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正(第 8 条関係)
- 勤勉手当及び育児休業からの復帰時に号給の調整の対象とならない会計年度任用職員に係る規定を整備するもの
- (9) 相模原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正(第 9 条関係)
- 人事行政の運営等の状況の公表の対象となる常勤の会計年度任用職員に係る規定を整備するもの
- (1 0) 相模原市公文書管理条例の一部改正(第 1 0 条関係)
- 非常勤職員の任免についての公文書の区分に係る規定を整備するもの
- (1 1) 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正(第 1 1 条関係)
- 臨時的任用職員としてこの条例の規定が適用される常勤代替教諭等に係る規定を整備するもの
- 2 施行期日
- 平成 3 2 年 4 月 1 日

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を
改正する条例について

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を
改正する条例

(相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年
相模原市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 203 条の 2 第 4 項」を「第 203 条の 2 第 5 項」に改める。

第 2 条第 1 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを
1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項を削る。

第 4 条の見出し中「減額」を「減額等」に改め、同条中「、その勤務しないこ
とにつき任命権者が承認した場合(無給の特別休暇又は介護休暇若しくは介護時
間の承認を受けた場合を除く。)を除き」を削り、「を減額する」を「の全部又は
一部を支給しない」に改める。

第 5 条第 10 項を削り、同条第 11 項中「(前項に該当する者を除く。)」を削
り、同項を同条第 10 項とし、同条第 12 項を同条第 11 項とする。

別表第 1 中 24 の 2 の項から 26 の項までを削り、27 の項を 25 の項とし、
28 の項を削り、29 の項を 26 の項とし、30 の項を 27 の項とし、30 の 2
の項を削り、31 の項を 28 の項とし、32 の項から 38 の項までを 3 項ずつ繰
り上げる。

(相模原市子どもの権利条例の一部改正)

第 2 条 相模原市子どもの権利条例(平成 27 年相模原市条例第 19 号)の一部を次

のように改正する。

第30条第2項中「のうちから、市長が委嘱します」を「とします」に改め、同条第3項中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

(相模原市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第3条 相模原市行政不服審査法施行条例(平成27年相模原市条例第78号)の一部を次のように改正する。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

第15条第3号中「第18条」を「第17条」に改め、同条を第14条とする。

第16条を第15条とし、第17条から第19条までを1条ずつ繰り上げる。

第20条中「(第13条において準用する場合を含む。)」を削り、同条を第19条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。ただし、第1条中相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1中24の2の項から26の項までを削る改正規定(同表25の項に係る部分に限る。)は、平成31年4月1日から施行する。

(相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給すべき事由の生じた報酬及び費用弁償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

(相模原市子どもの権利条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正前の相模原市子どもの権利条例第30条に規定する子どもの権利相談員であった者に係る同条第3項において準用する同条例第21条第3項の規定による秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

(相模原市行政不服審査法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第3条の規定による改正前の相模原市行政不服審査法施行条例第13条に規定する審理員であった者に係る同条において準用する同条例第10条の規定による

秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

- 5 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(相模原市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

- 6 相模原市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年相模原市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第14条中「第15条、第16条及び第18条」を「第14条、第15条及び第17条」に改める。

提案の理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)による地方公務員法(昭和25年法律第261号)の改正を踏まえた非常勤の特別職の見直しに伴う非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に係る規定の改正並びに一般職となる職の服務等に係る規定の削除その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 16 号関係資料

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正(第1条関係)

非常勤の特別職の職の見直しに伴う報酬及び費用弁償に係る規定の改正

ア 非常勤の特別職職員の報酬の額の基準について、時間で定める場合を設けないこととし、臨時又は緊急に勤務を要した場合等の報酬の額への加算を行わないこととするもの

イ 非常勤の特別職職員が取得できる休暇等を設けないこととし、報酬の減額に係る規定を整備するもの

ウ 勤務日の日数が一定以上の非常勤の特別職職員に支給していた通勤に係る費用弁償を支給しないこととするもの

エ 非常勤の特別職の職としないこととする行政不服審理員、公文書館長、公民館長(社会教育法(昭和24年法律第207号)第27条第1項の規定により置かれるものをいう。)、子どもの権利相談員及び消費生活相談員の報酬の額に係る規定を削除するもの

(2) 相模原市子どもの権利条例の一部改正(第2条関係)

子どもの権利相談員の一般職である会計年度任用の職への移行に伴い、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の規定が適用されることとなる服務に係る規定を削除するもの

(3) 相模原市行政不服審査法施行条例の一部改正(第3条関係)

行政不服審理員の一般職である会計年度任用の職への移行に伴い、地方公務員法の規定が適用されることとなる守秘義務に係る規定を削除するもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成32年4月1日。ただし、1(1)エのうち公文書館長に係る規定は、平成31年4月1日

(2) 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置

1 (1) に係る規定(公文書館長に係る部分を除く。)は、平成 3 2 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた報酬及び費用弁償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた報酬及び費用弁償については、なお従前の例によることとするもの

(3) 相模原市子どもの権利条例の一部改正に伴う経過措置

平成 3 2 年 4 月 1 日前に子どもの権利相談員であった者に係る守秘義務については、同日以後も、なお従前の例によることとするもの

(4) 相模原市行政不服審査法施行条例の一部改正に伴う経過措置

ア 平成 3 2 年 4 月 1 日前に行政不服審理員であった者に係る守秘義務については、同日以後も、なお従前の例によることとするもの

イ 平成 3 2 年 4 月 1 日前にした行為及び 2 (4) ア に係る規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとするもの

相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例(昭和 36 年相模原市条例第 3 号)
の一部を次のように改正する。

第 13 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項に規定する正規の勤務時間を超える勤務及び週休日の勤務に関する限度時
間等は、人事委員会規則で定める。

第 13 条の 3 第 2 項及び第 3 項中「第 13 条」を「第 13 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成 30 年法律第
71 号)による労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)の改正を踏まえ、時間外勤
務の限度時間等に係る規定を追加いたしたく提案するものである。

相模原市印鑑条例の一部を改正する条例について
相模原市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市印鑑条例の一部を改正する条例
相模原市印鑑条例(昭和 56 年相模原市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項後段を削る。

第 16 条第 2 号中「自動交付機又は」を削る。

附 則

この条例は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。

提案の理由

印鑑登録証明書等の自動交付機の廃止に伴い、当該自動交付機に係る規定を削除いたしたく提案するものである。

相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年相模原市条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「同法施行令」を「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」に改める。

第 7 条中「必要な」を「、必要な」に改める。

第 10 条の見出しを「(準用)」に改める。

第 11 条第 1 項中「規定する被害」を「掲げる被害」に改める。

第 12 条第 2 項中「、10 年」を「10 年」に、「かつこ書」を「括弧書」に改め、同条第 3 項中「据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセント」を「無利子」に改め、同条第 4 項中「10.75 パーセント」を「5 パーセント」に改める。

第 13 条中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加える。

第 14 条中「関し」を「ついて」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 12 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて

適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号)による災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)の改正に伴う災害援護資金の貸付利率に係る規定の改正、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成31年政令第16号)による災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)の改正に伴う災害援護資金の違約金算出の率及び償還方法に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 19 号関係資料

相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 災害援護資金の貸付利率に係る規定の改正(第 12 条関係)

災害援護資金の据置期間経過後の貸付利率(現行は、年 3 パーセント)について、年 3 パーセント以内で条例で定める率とされたことから、これを無利子とするもの

(2) 災害援護資金の違約金算出の率に係る規定の改正(第 12 条関係)

災害援護資金の違約金算出の率を年 5 パーセントとするもの

(3) 災害援護資金の償還方法に係る規定の改正(第 13 条関係)

災害援護資金の償還方法として、半年賦償還及び月賦償還を加えるもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

1(1)に係る規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例によることとするもの

相模原市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
相模原市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定
する。

平成31年2月12日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例
相模原市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模
原市条例第64号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 生活保護法に基づく保護施設(第2条 第6条)

第3章 社会福祉法に基づく授産施設(第7条・第8条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、生活保護法(昭和25年法律第144号)及び社会福祉法(昭
和26年法律第45号)の規定に基づき、生活保護法第38条第1項に規定する
保護施設及び社会福祉法第2条第2項第7号に規定する授産施設(第3章におい
て「授産施設」という。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

第2章 生活保護法に基づく保護施設

(定義)

第2条 この章において使用する用語の意義は、生活保護法の例による。

(設備及び運営)

第3条 次条から第6条までに定めるもののほか、生活保護法第39条第1項の規
定に基づき条例で定める基準は、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施
設の設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第18号。以下「基準省令」

という。)に定める基準の例による。

(施設の方針)

第4条 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設(以下「救護施設等」という。)は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った運営を行うよう努めなければならない。

2 救護施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を配置する等必要な体制を整備するとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(暴力団排除)

第5条 救護施設等の長は、暴力団員等(相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。次項において「暴力団排除条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

2 救護施設等は、その運営について、次に掲げるものから支配的な影響を受けてはならない。

(1) 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団

(2) 暴力団員等

(3) 暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等

(4) 暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの

(医療保護施設の運営)

第6条 医療保護施設は、医療法(昭和23年法律第205号)その他医療に関する法令に基づき適切に運営されなければならない。

第3章 社会福祉法に基づく授産施設

(設備及び運営)

第7条 次条に定めるもののほか、社会福祉法第65条第1項の規定に基づき条例で定める授産施設に係る基準は、基準省令第1章(第6条の2第2項を除く。)及び第4章(第23条第2項を除く。)に定める基準の例による。

(準用)

第8条 第4条及び第5条の規定は、授産施設について準用する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案の理由

相模原市条例等整備方針等に基づく既存条例等の見直しに伴い、地方分権一括法等の施行により整備した条例の規定方法を変更いたしたく提案するものである。

相模原市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条
例について

相模原市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように制定
する。

平成 3 1 年 2 月 1 2 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条
例

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 指定障害福祉サービスの事業等(第 3 条 第 1 0 条)
- 第 3 章 指定障害者支援施設(第 1 1 条 第 1 3 条)
- 第 4 章 障害福祉サービス事業(第 1 4 条・第 1 5 条)
- 第 5 章 地域活動支援センター(第 1 6 条・第 1 7 条)
- 第 6 章 福祉ホーム(第 1 8 条・第 1 9 条)
- 第 7 章 障害者支援施設(第 2 0 条・第 2 1 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。)の規定に基づき、事業及び
施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法の例による。

第2章 指定障害福祉サービスの事業等

(指定の申請者)

第3条 法第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護に係る指定又は病院若しくは診療所により行われる短期入所に係る指定の申請については、この限りでない。

2 前項の者は、次に掲げるものであってはならない。

(1) 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下この項において「暴力団排除条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団

(2) 暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)

(3) 暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等

(4) 暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの

(人員、設備及び運営)

第4条 次条から第10条までに定めるもののほか、法第30条第1項第2号イ、第41条の2第1項第1号及び第2号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準省令」という。)に定める基準(指定障害福祉サービス等基準省令第132条第1項及び第3項並びに第201条第4項(指定障害福祉サービス等基準省令第223条第5項において準用する場合を含む。)並びに附則第7条から附則第11条までに定める基準を除く。)の例による。

(暴力団排除)

第5条 指定障害福祉サービスの事業を行う事業所の管理者は、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

2 指定障害福祉サービスの事業を行う事業所は、その運営について、第3条第2項各号に掲げるものから支配的な影響を受けてはならない。

(管理者の指揮命令)

第6条 指定障害福祉サービスの事業を行う事業所の管理者は、当該事業所の従業者に前条第2項の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(基準該当障害福祉サービス)

第7条 第5条の規定は、基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。

2 前条の規定は、基準該当障害福祉サービス(指定障害福祉サービス等基準省令第44条第1項に規定する基準該当居宅介護並びに重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスに限る。)の事業について準用する。

この場合において、前条中「前条第2項」とあるのは、「第7条第2項において準用する前条第2項」と読み替えるものとする。

(指定重度障害者等包括支援における障害福祉サービス)

第8条 指定障害福祉サービス等基準省令第126条に規定する指定重度障害者等包括支援(以下この条において「指定重度障害者等包括支援」という。)において提供する障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。以下この項において同じ。)を自ら又は第三者への委託により提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、第4章又は第7章に規定する基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(短期入所及び共同生活援助に限る。以下この項において同じ。)を自ら又は第三者への委託により提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この章に規定する基準を満たさなければならない。

(工賃の支払に係る通知等)

第9条 指定障害福祉サービス等基準省令第201条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、神奈川県及び相模原市に報告しなければならない。

(特定基準該当障害福祉サービス)

第10条 第5条及び第6条の規定は、指定障害福祉サービス等基準省令第219条に規定する特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第6条中「前条第2項」とあるのは、「第10条において準用する前

条第 2 項」と読み替えるものとする。

- 2 前条の規定は、指定障害福祉サービス等基準省令第 2 1 9 条に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業者(同条に規定する特定基準該当就労継続支援 B 型の事業を行う者に限る。)について準用する。

第 3 章 指定障害者支援施設

(指定の申請者)

- 第 1 1 条 法第 3 8 条第 3 項(法第 3 9 条第 2 項及び第 4 1 条第 4 項において準用する場合を含む。)において準用する法第 3 6 条第 3 項第 1 号に規定する条例で定める者は、法人とする。

- 2 前項の者は、第 3 条第 2 項各号(第 2 号を除く。)に掲げるものであってはならない。

(人員、設備及び運営)

- 第 1 2 条 次条に定めるもののほか、法第 4 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき条例で定める指定障害者支援施設に係る基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 1 8 年厚生労働省令第 1 7 2 号)に定める基準(同令第 2 9 条第 4 項に定める基準を除く。)の例による。

(準用)

- 第 1 3 条 第 5 条、第 6 条及び第 9 条の規定は、指定障害者支援施設について準用する。この場合において、第 6 条中「前条第 2 項」とあるのは「第 1 3 条において準用する前条第 2 項」と、第 9 条中「年度ごとに」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成 1 8 年厚生労働省令第 1 9 号)第 6 条の 1 0 第 2 号に規定する就労継続支援 B 型の提供に当たっては、年度ごとに」と読み替えるものとする。

第 4 章 障害福祉サービス事業

(設備及び運営)

- 第 1 4 条 次条に定めるもののほか、法第 8 0 条第 1 項の規定に基づき条例で定める障害福祉サービス事業(施設を必要とするものに限る。以下同じ。)に係る基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成 1 8 年厚生労働省令第 1 7 4 号。以下「障害福祉サービス基準省令」という。)に定める基準(障害福祉サービ

ス基準省令第 8 7 条第 4 項に定める基準を除く。)の例による。

(準用)

第 1 5 条 第 5 条及び第 6 条の規定は、障害福祉サービス事業について準用する。
この場合において、同条中「前条第 2 項」とあるのは、「第 1 5 条において準用する前条第 2 項」と読み替えるものとする。

2 第 9 条の規定は、障害福祉サービス基準省令第 8 7 条第 1 項に規定する就労継続支援 B 型事業者について準用する。

第 5 章 地域活動支援センター

(設備及び運営)

第 1 6 条 次条に定めるもののほか、法第 8 0 条第 1 項の規定に基づき条例で定める地域活動支援センターに係る基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成 1 8 年厚生労働省令第 1 7 5 号)に定める基準の例による。

(準用)

第 1 7 条 第 5 条の規定は、地域活動支援センターについて準用する。この場合において、同条第 1 項中「指定障害福祉サービスの事業を行う事業所の管理者」とあるのは、「施設長」と読み替えるものとする。

第 6 章 福祉ホーム

(設備及び運営)

第 1 8 条 次条に定めるもののほか、法第 8 0 条第 1 項の規定に基づき条例で定める福祉ホームに係る基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成 1 8 年厚生労働省令第 1 7 6 号)に定める基準の例による。

(準用)

第 1 9 条 第 5 条の規定は、福祉ホームについて準用する。この場合において、同条第 1 項中「指定障害福祉サービスの事業を行う事業所の管理者」とあるのは、「管理人」と読み替えるものとする。

第 7 章 障害者支援施設

(設備及び運営)

第 2 0 条 次条に定めるもののほか、法第 8 4 条第 1 項の規定に基づき条例で定める基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ

く障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)に定める基準(同令第24条第4項に定める基準を除く。)の例による。

(準用)

第21条 第5条、第6条及び第9条の規定は、障害者支援施設について準用する。

この場合において、第5条第1項中「指定障害福祉サービスの事業を行う事業所の管理者」とあるのは「施設長」と、第6条中「指定障害福祉サービスの事業を行う事業所の管理者」とあるのは「施設長」と、「前条第2項」とあるのは「第21条において準用する前条第2項」と、第9条中「年度ごとに」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 相模原市指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定の申請者に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第65号)
- (2) 相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第66号)
- (3) 相模原市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第67号)
- (4) 相模原市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第68号)
- (5) 相模原市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第69号)
- (6) 相模原市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第70号)
- (7) 相模原市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第71号)

提案の理由

相模原市条例等整備方針等に基づく既存条例等の見直しに伴い、地方分権一括法等の施行により整備した条例の規定方法を変更いたしたく提案するものである。

相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について

相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように制定する。

平成 3 1 年 2 月 1 2 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 指定通所支援の事業等(第 3 条 第 7 条)
- 第 3 章 指定障害児入所施設等(第 8 条 第 1 0 条)
- 第 4 章 放課後児童健全育成事業(第 1 1 条・第 1 2 条)
- 第 5 章 家庭的保育事業等(第 1 3 条 第 2 2 条)
- 第 6 章 児童福祉施設(第 2 3 条 第 2 6 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。)の規定に基づき、事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法の例による。

第 2 章 指定通所支援の事業等

(指定の申請者)

第 3 条 法第 2 1 条の 5 の 1 5 第 3 項第 1 号(法第 2 1 条の 5 の 1 6 第 4 項におい

て準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、法人とする。ただし、病院又は診療所により行われる医療型児童発達支援に係る指定の申請については、この限りでない。

2 前項の者は、次に掲げるものであってはならない。

(1) 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下この項において「暴力団排除条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団

(2) 暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)

(3) 暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等

(4) 暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの

(人員、設備及び運営)

第4条 次条から第7条までに定めるもののほか、法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項第1号及び第2号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)に定める基準の例による。

(暴力団排除)

第5条 指定通所支援の事業を行う事業所の管理者は、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

2 指定通所支援の事業を行う事業所は、その運営について、第3条第2項各号に掲げるものから支配的な影響を受けてはならない。

(管理者の指揮命令)

第6条 指定通所支援の事業を行う事業所の管理者は、当該事業所の従業者に前条第2項の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(基準該当通所支援)

第7条 前2条の規定は、基準該当通所支援の事業について準用する。この場合において、前条中「前条第2項」とあるのは、「第7条において準用する前条第2項」と読み替えるものとする。

第3章 指定障害児入所施設等

(指定の申請者)

第 8 条 法第 2 4 条の 9 第 3 項(法第 2 4 条の 1 0 第 4 項において準用する場合を含む。)において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 5 第 3 項第 1 号に規定する条例で定める者は、法人とする。

2 前項の者は、第 3 条第 2 項各号(第 2 号を除く。)に掲げるものであってはならない。

(人員、設備及び運営)

第 9 条 次条に定めるもののほか、法第 2 4 条の 1 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき条例で定める基準は、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 2 4 年厚生労働省令第 1 6 号)に定める基準の例による。

(準用)

第 1 0 条 第 5 条及び第 6 条の規定は、指定障害児入所施設について準用する。この場合において、同条中「前条第 2 項」とあるのは、「第 1 0 条において準用する前条第 2 項」と読み替えるものとする。

第 4 章 放課後児童健全育成事業

(設備及び運営)

第 1 1 条 次条に定めるもののほか、法第 3 4 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき条例で定める基準は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 2 6 年厚生労働省令第 6 3 号)に定める基準の例による。

(準用)

第 1 2 条 第 5 条の規定は、放課後児童健全育成事業について準用する。

第 5 章 家庭的保育事業等

(設備及び運営)

第 1 3 条 次条から第 2 2 条まで及び附則第 3 項に定めるもののほか、法第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき条例で定める基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号。以下「家庭的保育事業等基準省令」という。)に定める基準(家庭的保育事業等基準省令第 2 3 条第 2 項及び第 3 項、第 2 9 条第 3 項、第 3 1 条第 3 項、第 3 4 条第 2 項、第 4 3 条第 2 号、第 4 4 条第 3 項並びに第 4 7 条第 3 項並びに附則第 4 条及び附則第 6 条から附則第 9 条までに定める基準を除く。)の例による。

(準用)

第 14 条 第 5 条の規定は、家庭的保育事業等について準用する。

(食事の提供の特例に係る搬入施設)

第 15 条 第 13 条の規定によりその例によることとされる家庭的保育事業等基準省令の規定の適用については、家庭的保育事業等基準省令第 16 条第 2 項第 1 号中「連携施設」とあるのは「連携施設(第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型を行う者又は第 42 条に規定する事業所内保育事業者が確保するものに限る。) 」と、同項第 2 号中「小規模保育事業」とあるのは「保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業」と、「医療機関等」とあるのは「医療機関等(当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業又は第 27 条に規定する小規模保育事業 C 型(次号において「小規模保育事業 C 型」という。) を行う場合にあつては、当該家庭的保育事業所等と近接する施設に限る。) 」と、同項第 3 号中「家庭的保育事業等」とあるのは「家庭的保育事業等(家庭的保育事業及び小規模保育事業 C 型を除く。) 」とする。

(家庭的保育事業の職員)

第 16 条 家庭的保育事業を行う場所には、第 3 項に規定する家庭的保育補助者を置かなければならない。

2 家庭的保育事業における家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。次項において同じ。) を修了した保育士(国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。) であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者

(2) 法第 34 条の 20 第 1 項第 4 号に該当しない者

(3) 児童福祉施設(助産施設及び児童家庭支援センターを除く。) において保育士(幼保連携型認定こども園にあつては、保育教諭)として保育に従事したことがある者

3 家庭的保育事業において家庭的保育者 1 人が家庭的保育補助者(市長が行う研修を修了した者であつて、家庭的保育者を補助するものをいう。以下同じ。) とともに保育することができる乳幼児の数は、5 人以下とする。

(小規模保育事業 A 型の設備)

第 17 条 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所 A 型(家

庭的保育事業等基準省令第28条に規定する小規模保育事業所A型をいう。以下同じ。)には、調乳室及び沐浴室^{もく}を設けるものとする。

(小規模保育事業所A型の保育士の数の算定)

第18条 小規模保育事業所A型に置く保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(小規模保育事業所B型の保育士の数の算定)

第19条 前条の規定は、小規模保育事業所B型(家庭的保育事業等基準省令第31条第1項に規定する小規模保育事業所B型をいう。)について準用する。

(小規模保育事業所C型の職員)

第20条 第16条の規定は、小規模保育事業所C型(家庭的保育事業等基準省令第33条第1項に規定する小規模保育事業所C型をいう。)について準用する。

(保育所型事業所内保育事業所の設備等)

第21条 第17条及び第18条の規定は、保育所型事業所内保育事業所(家庭的保育事業等基準省令第43条に規定する保育所型事業所内保育事業所をいう。次項において同じ。)について準用する。

2 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所に設ける乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であるものとする。

(小規模型事業所内保育事業所の設備等)

第22条 第17条及び第18条の規定は、小規模型事業所内保育事業所(家庭的保育事業等基準省令第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業所をいう。)について準用する。

第6章 児童福祉施設

(設備及び運営)

第23条 次条から第26条まで及び附則第4項に定めるもののほか、法第45条第1項の規定に基づき条例で定める基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準省令」という。)に定める基準(児童福祉施設基準省令第32条第2号(児童福祉施設基準省令第30条において準用する場合を含む。)、第32条の2(児童福祉施設基準省令第30条において準用する場合を含む。))及び第94条から第97条までに定める

基準を除く。)の例による。

(準用)

第 2 4 条 第 5 条の規定は、児童福祉施設について準用する。この場合において、同条第 1 項中「指定通所支援の事業を行う事業所の管理者」とあるのは、「児童福祉施設の長」と読み替えるものとする。

(母子生活支援施設の設備等)

第 2 5 条 第 1 7 条及び第 2 1 条第 2 項の規定は、第 2 3 条の規定によりその例によることとされる児童福祉施設基準省令第 2 6 条第 4 号の規定により保育所に準ずる設備を設ける母子生活支援施設について準用する。

(保育所の設備等)

第 2 6 条 第 1 7 条及び第 2 1 条第 2 項の規定は、乳児又は満 2 歳に満たない幼児を入所させる保育所について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 相模原市指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定の申請者に関する基準を定める条例(平成 2 4 年相模原市条例第 7 2 号)

(2) 相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年相模原市条例第 7 3 号)

(3) 相模原市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年相模原市条例第 7 4 号)

(4) 相模原市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年相模原市条例第 7 5 号)

(5) 相模原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 6 年相模原市条例第 4 8 号)

(6) 相模原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 6 年相模原市条例第 5 3 号)

(小規模保育事業 B 型等に関する経過措置)

3 第 1 3 条の規定によりその例によることとされる家庭的保育事業等基準省令第

31条(第3項を除く。)及び第47条(第3項を除く。)の適用については、家庭的保育補助者は、平成27年4月1日から起算して5年を経過する日までの間、家庭的保育事業等基準省令第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者とみなす。

(保育所における保育士の数の算定に係る特例)

- 4 第23条の規定によりその例によることとされる児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)附則第2項の規定の適用については、同項中「、看護師又は准看護師」とあるのは、「又は看護師」とする。

提案の理由

相模原市条例等整備方針等に基づく既存条例等の見直しに伴い、地方分権一括法等の施行により整備した条例の規定方法を変更いたしたく提案するものである。

相模原市老人福祉法等に基づく施設の設備及び運営に関する基準を定める
条例について

相模原市老人福祉法等に基づく施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を
次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市老人福祉法等に基づく施設の設備及び運営に関する基準を定め
る条例

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 養護老人ホーム(第 3 条 第 7 条)

第 3 章 特別養護老人ホーム(第 8 条 第 12 条)

第 4 章 軽費老人ホーム(第 13 条 第 15 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」とい
う。)及び社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)の規定に基づき、養護老人ホー
ム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定め
るものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法の例による。

第 2 章 養護老人ホーム

(設備及び運営)

第 3 条 次条から第 7 条までに定めるもののほか、法第 17 条第 1 項の規定に基づ
き条例で定める養護老人ホームに係る基準は、養護老人ホームの設備及び運営に

関する基準(昭和41年厚生省令第19号)に定める基準の例による。

(地域包括支援センターとの連携)

第4条 養護老人ホームは、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターとの密接な連携に努めなければならない。

(暴力団排除)

第5条 養護老人ホームの長(以下「施設長」という。)は、暴力団員等(相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。次項において「暴力団排除条例」という。))第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

2 養護老人ホームは、その運営について、次に掲げるものから支配的な影響を受けてはならない。

(1) 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団

(2) 暴力団員等

(3) 暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等

(4) 暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの

(施設長の指揮命令)

第6条 施設長は、職員に前条第2項及び次条の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(記録の整備)

第7条 養護老人ホームは、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第9条第2項第1号及び第2号に掲げる記録について、同項に規定する保存期間が市町村から給付を受けた措置費の受領の日から5年に満たない場合は、当該措置費の受領の日から5年間これを保存しなければならない。

2 養護老人ホームは、措置費の請求に関する次に掲げる記録を、当該措置費の受領の日から5年間保存しなければならない。

(1) 職員の勤務の体制に関する記録

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

第3章 特別養護老人ホーム

(設備及び運営)

第8条 次条から第12条まで及び附則第3項に定めるもののほか、法第17条第1項の規定に基づき条例で定める特別養護老人ホームに係る基準は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号。以下「特別養護老人ホーム基準省令」という。)に定める基準(特別養護老人ホーム基準省令第11条第6項第1号ただし書及び第35条第6項第1号(本文を除く。))に定める基準を除く。)の例による。

(準用)

第9条 第4条から第6条までの規定は、特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、同条中「前条第2項及び次条」とあるのは、「第9条において準用する前条第2項及び第10条」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第10条 特別養護老人ホームは、特別養護老人ホーム基準省令第9条第2項第1号及び第2号(特別養護老人ホーム基準省令第42条、第59条及び第63条において準用する場合を含む。)に掲げる記録について、同項(特別養護老人ホーム基準省令第42条、第59条及び第63条において準用する場合を含む。)に規定する保存期間が措置費及び介護給付費の受領の日から5年に満たない場合は、当該措置費及び介護給付費の受領の日から5年間これを保存しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、措置費及び介護給付費の請求に関する次に掲げる記録を、当該措置費及び介護給付費の受領の日から5年間保存しなければならない。

(1) 職員の勤務の体制に関する記録

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

(居室の定員)

第11条 特別養護老人ホーム(特別養護老人ホーム基準省令第32条に規定するユニット型特別養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム基準省令第60条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。)の一の居室の定員は、入所者のプライバシーに配慮するとともに容易に個室に転換できるよう設計上の工夫を行う場合は、2人以上4人以下とすることができる。

(ユニット型特別養護老人ホームの設備)

第12条 特別養護老人ホーム基準省令第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームの廊下の幅は、片廊下にあつては、廊下の一部の幅を拡張することによ

り、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上とすることができる。

第4章 軽費老人ホーム

(設備及び運営)

第13条 次条及び第15条に定めるもののほか、社会福祉法第65条第1項の規定に基づき条例で定める軽費老人ホームに係る基準は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)に定める基準の例による。

(準用)

第14条 第4条から第6条までの規定は、軽費老人ホームについて準用する。この場合において、同条中「前条第2項及び次条」とあるのは、「第14条において準用する前条第2項及び第15条」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第15条 軽費老人ホームは、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第9条第2項第1号及び第2号に掲げる記録について、同項に規定する保存期間が市町村から交付を受けた補助金の受領の日から5年に満たない場合は、当該補助金の受領の日から5年間これを保存しなければならない。

2 軽費老人ホームは、補助金の請求に関する次に掲げる記録を、当該補助金の受領の日から5年間保存しなければならない。

(1) 職員の勤務の体制に関する記録

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 相模原市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第77号)

(2) 相模原市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第78号)

(3) 相模原市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平

成 2 4 年相模原市条例第 7 9 号)

(特別養護老人ホームに係る経過措置)

- 3 平成 2 5 年 4 月 1 日前から存する特別養護老人ホームの建物(同日以前に建築の計画を決定していた特別養護老人ホームであって、同日後に設置されたものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、第 8 条の規定によりその例によることとされる特別養護老人ホーム基準省令第 1 1 条第 4 項第 1 号イ及び第 1 1 条の規定にかかわらず、一の居室の定員は、4 人以下とする。

提案の理由

相模原市条例等整備方針等に基づく既存条例等の見直しに伴い、地方分権一括法等の施行により整備した条例の規定方法を変更いたしたく提案するものである。

相模原市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について

相模原市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 指定居宅サービス等の事業(第 3 条 第 12 条)
- 第 3 章 指定地域密着型サービスの事業(第 13 条 第 24 条)
- 第 4 章 指定居宅介護支援等の事業(第 25 条 第 30 条)
- 第 5 章 指定介護老人福祉施設(第 31 条 第 36 条)
- 第 6 章 介護老人保健施設(第 37 条 第 40 条)
- 第 7 章 介護医療院(第 41 条 第 43 条)
- 第 8 章 指定介護予防サービス等の事業(第 44 条 第 50 条)
- 第 9 章 指定地域密着型介護予防サービスの事業(第 51 条 第 57 条)
- 第 10 章 指定介護予防支援等の事業(第 58 条 第 63 条)
- 第 11 章 地域包括支援センター(第 64 条・第 65 条)
- 第 12 章 指定介護療養型医療施設(第 66 条 第 68 条)
- 第 13 章 雑則(第 69 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)

及び健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号。以下「改正法」という。)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第26条の規定による改正前の法の規定に基づき、事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法の例による。

第2章 指定居宅サービス等の事業

(指定の申請者)

第3条 法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、法人とする。ただし、病院等(病院、診療所又は薬局をいう。以下同じ。)により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請については、この限りでない。

2 前項の者は、次に掲げるものであってはならない。

- (1) 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下この項において「暴力団排除条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)
- (3) 暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等
- (4) 暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの

(人員、設備及び運営)

第4条 次条から第12条までに定めるもののほか、法第42条第1項第2号、第72条の2第1項第1号及び第2号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。)に定める基準(指定居宅サービス等基準省令第42条の2第1項(本文を除く。))及び第2項、第124条第7項第1号ただし書並びに第140条の4第7項第1号(本文を除く。)に定める基準を除く。)の例による。

(地域包括支援センターとの連携)

第5条 指定居宅サービスの事業を行う者は、地域包括支援センターとの密接な連携に努めなければならない。

(暴力団排除)

第6条 指定居宅サービスの事業を行う事業所の管理者は、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

2 指定居宅サービスの事業を行う事業所は、その運営について、第3条第2項各号に掲げるものから支配的な影響を受けてはならない。

(管理者の指揮命令)

第7条 指定居宅サービスの事業を行う事業所の管理者は、当該事業所の従業者にこの章(第4条を除く。)に定める基準(運営に関する基準に限る。)を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(記録の整備)

第8条 次の各号に掲げる居宅サービスに係る指定居宅サービスの事業を行う者は、当該各号に掲げる記録について、指定居宅サービス等基準省令に規定する保存期間が介護給付費の受領の日から5年に満たない場合は、当該介護給付費の受領の日から5年間これを保存しなければならない。

(1) 訪問介護 指定居宅サービス等基準省令第39条第2項第1号及び第2号に掲げる記録

(2) 訪問入浴介護 指定居宅サービス等基準省令第53条の2第2項第1号に掲げる記録

(3) 訪問看護 指定居宅サービス等基準省令第73条の2第2項第2号及び第4号に掲げる記録

(4) 訪問リハビリテーション 指定居宅サービス等基準省令第82条の2第2項第1号及び第2号に掲げる記録

(5) 居宅療養管理指導 指定居宅サービス等基準省令第90条の2第2項第1号に掲げる記録

(6) 通所介護 指定居宅サービス等基準省令第104条の3第2項第1号及び第2号に掲げる記録

(7) 通所リハビリテーション 指定居宅サービス等基準省令第118条の2第2項第1号及び第2号に掲げる記録

(8) 短期入所生活介護 指定居宅サービス等基準省令第139条の2第2項第1

号及び第2号に掲げる記録

(9) 短期入所療養介護 指定居宅サービス等基準省令第154条の2第2項第1号及び第2号に掲げる記録

(10) 特定施設入居者生活介護 指定居宅サービス等基準省令第191条の3第2項第1号及び第2号に掲げる記録

(11) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護 指定居宅サービス等基準省令第192条の1第2項第1号及び第7号に掲げる記録

(12) 福祉用具貸与 指定居宅サービス等基準省令第204条の2第2項第1号及び第2号に掲げる記録

(13) 特定福祉用具販売 指定居宅サービス等基準省令第215条第2項第1号及び第2号に掲げる記録

2 前項各号に掲げる居宅サービスに係る指定居宅サービスの事業を行う者は、介護給付費の請求に関する次に掲げる記録を、当該介護給付費の受領の日から5年間保存しなければならない。

(1) 従業者の勤務の体制に関する記録

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

(指定通所介護事業所の設備)

第9条 第4条の規定によりその例によることとされる指定居宅サービス等基準省令第95条の規定の適用については、同条第1項中「及び事務室」とあるのは、「、便所、洗面設備及び事務室」と読み替えるものとする。

(ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備)

第10条 指定居宅サービス等基準省令第140条の4第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所の廊下の幅は、片廊下にあっては、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上とすることができる。

2 第4条の規定によりその例によることとされる指定居宅サービス等基準省令第140条の4の規定の適用については、同条第8項中「関する」とあるのは「ついて市が定める」と、「規定する基準」とあるのは「規定する設備について市が定める基準」と読み替えるものとする。

(共生型居宅サービス)

第11条 指定居宅サービス等基準省令第2条第7号に規定する共生型居宅サービ

スの事業に係る第8条の適用については、同条第1項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第1号、第6号及び第8号に限る。)」と、同項第1号中「第39条第2項第1号」とあるのは「第39条の3において準用する指定居宅サービス等基準省令第39条第2項第1号」と、同項第6号中「第104条の3第2項第1号」とあるのは「第105条の3において準用する指定居宅サービス等基準省令第104条の3第2項第1号」と、同項第8号中「第139条の2第2項第1号」とあるのは「第140条の15において準用する指定居宅サービス等基準省令第139条の2第2項第1号」と読み替えるものとする。

(基準該当居宅サービス)

第12条 第5条から第8条までの規定は、基準該当居宅サービスの事業について準用する。この場合において、同条第1項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第1号、第2号、第6号、第8号及び第12号に限る。)」と、同項第1号中「第39条第2項第1号」とあるのは「第43条において準用する指定居宅サービス等基準省令第39条第2項第1号」と、同項第2号中「第53条の2第2項第1号」とあるのは「第58条において準用する指定居宅サービス等基準省令第53条の2第2項第1号」と、同項第6号中「第104条の3第2項第1号」とあるのは「第109条において準用する指定居宅サービス等基準省令第104条の3第2項第1号」と、同項第8号中「第139条の2第2項第1号」とあるのは「第140条の32において準用する指定居宅サービス等基準省令第139条の2第2項第1号」と、同項第12号中「第204条の2第2項第1号」とあるのは「第206条において準用する指定居宅サービス等基準省令第204条の2第2項第1号」と読み替えるものとする。

第3章 指定地域密着型サービスの事業

(入所定員)

第13条 法第78条の2第1項(法第78条の12の規定により読み替えて準用する法第70条の2第4項の規定により準用する場合を含む。)に規定する条例で定める数は、29人以下とする。

(指定の申請者)

第14条 法第78条の2第4項第1号(法第78条の12の規定により読み替えて準用する法第70条の2第4項の規定により準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サ

ービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う者に限る。)とする。

2 前項の者は、第3条第2項各号に掲げるものであってはならない。

(人員、設備及び運営)

第15条 次条から第24条まで並びに附則第3項及び附則第7項に定めるもののほか、法第78条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。)に定める基準の例による。

(準用)

第16条 第5条から第7条までの規定は、指定地域密着型サービスの事業について準用する。この場合において、同条中「この章(第4条を除く。)」とあるのは、「第3章(第15条を除く。)」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第17条 次の各号に掲げる地域密着型サービスに係る指定地域密着型サービスの事業を行う者は、当該各号に掲げる記録について、指定地域密着型サービス基準省令に規定する保存期間が介護給付費の受領の日から5年に満たない場合は、当該介護給付費の受領の日から5年間これを保存しなければならない。

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 指定地域密着型サービス基準省令第3条の40第2項第1号及び第2号に掲げる記録
- (2) 夜間対応型訪問介護 指定地域密着型サービス基準省令第17条第2項第1号及び第2号に掲げる記録
- (3) 地域密着型通所介護 指定地域密着型サービス基準省令第36条第2項第1号及び第2号に掲げる記録
- (4) 療養通所介護 指定地域密着型サービス基準省令第40条の15第2項第1号及び第3号に掲げる記録
- (5) 認知症対応型通所介護 指定地域密着型サービス基準省令第60条第2項第1号及び第2号に掲げる記録
- (6) 小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型サービス基準省令第87条第2項第1号から第3号までに掲げる記録

(7) 認知症対応型共同生活介護 指定地域密着型サービス基準省令第107条第2項第1号及び第2号に掲げる記録

(8) 地域密着型特定施設入居者生活介護 指定地域密着型サービス基準省令第128条第2項第1号及び第2号に掲げる記録

(9) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 指定地域密着型サービス基準省令第156条第2項第1号及び第2号に掲げる記録

(10) 看護小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型サービス基準省令第181条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる記録

2 前項各号に掲げる地域密着型サービスに係る指定地域密着型サービスの事業を行う者は、介護給付費の請求に関する次に掲げる記録を、当該介護給付費の受領の日から5年間保存しなければならない。

(1) 従業者の勤務の体制に関する記録

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録
(指定地域密着型通所介護事業所の設備)

第18条 第15条の規定によりその例によることとされる指定地域密着型サービス基準省令第22条の規定の適用については、同条第1項中「及び事務室」とあるのは、「、便所、洗面設備及び事務室」と読み替えるものとする。

(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の設備)

第19条 第15条の規定によりその例によることとされる指定地域密着型サービス基準省令第44条の規定の適用については、同条第1項中「及び事務室」とあるのは、「、便所、洗面設備及び事務室」と読み替えるものとする。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所の設備)

第20条 指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊室は、同一の階に設けなければならない。

2 第15条の規定によりその例によることとされる指定地域密着型サービス基準省令第67条の規定の適用については、同条第1項中「消火設備」とあるのは、「便所、洗面設備、消火設備」と読み替えるものとする。

(指定認知症対応型共同生活介護事業所の設備)

第21条 指定地域密着型サービス基準省令第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所の一の共同生活住居の居室は、同一の階に設けなければならない。

2 第15条の規定によりその例によることとされる指定地域密着型サービス基準省令第93条の規定の適用については、同条第2項中「消火設備」とあるのは、「便所、洗面設備、消火設備」と読み替えるものとする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設の設備)

第22条 指定地域密着型サービス基準省令第130条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準省令第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。)の一の居室の定員は、入所者のプライバシーに配慮するとともに容易に個室に転換できるよう設計上の工夫を行う場合は、2人以上4人以下とすることができる。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の設備)

第23条 指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊室は、同一の階に設けなければならない。

2 第15条の規定によりその例によることとされる指定地域密着型サービス基準省令第175条の規定の適用については、同条第1項中「消火設備」とあるのは、「便所、洗面設備、消火設備」と読み替えるものとする。

(共生型地域密着型サービス)

第24条 指定地域密着型サービス基準省令第2条第6号に規定する共生型地域密着型サービスの事業に係る第17条の適用については、同条第1項中「次の各号」とあるのは「第3号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、同項第3号中「第36条第2項第1号」とあるのは「第37条の3において準用する指定地域密着型サービス基準省令第36条第2項第1号」と読み替えるものとする。

第4章 指定居宅介護支援等の事業

(指定の申請者)

第25条 法第79条第2項第1号(法第79条の2第4項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、法人とする。

2 前項の者は、第3条第2項各号(第2号を除く。)に掲げるものであってはならない。

(人員及び運営)

第26条 次条から第30条までに定めるもののほか、法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以

下「指定居宅介護支援等基準省令」という。)に定める基準の例による。

(指定居宅サービス事業者等との連携)

第27条 指定居宅介護支援の事業を行う者は、指定居宅サービス事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者との連携に努めなければならない。

(準用)

第28条 第6条及び第7条の規定は、指定居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、同条中「この章(第4条を除く。)」とあるのは、「第4章(第26条を除く。)」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第29条 指定居宅介護支援の事業を行う者は、指定居宅介護支援等基準省令第29条第2項第1号及び第2号に掲げる記録について、同項に規定する保存期間が介護給付費の受領の日から5年に満たない場合は、当該介護給付費の受領の日から5年間これを保存しなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業を行う者は、介護給付費の請求に関する次に掲げる記録を、当該介護給付費の受領の日から5年間保存しなければならない。

(1) 従業者の勤務の体制に関する記録

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

(基準該当居宅介護支援)

第30条 第6条、第7条、第27条及び前条の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条中「この章(第4条を除く。)」とあるのは「第4章(第26条を除く。)」と、前条第1項中「第29条第2項第1号」とあるのは「第30条において準用する指定居宅介護支援等基準省令第29条第2項第1号」と読み替えるものとする。

第5章 指定介護老人福祉施設

(入所定員)

第31条 法第86条第1項(法第86条の2第4項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める数は、30人以上とする。

(人員、設備及び運営)

第32条 次条から第36条まで及び附則第4項に定めるもののほか、法第88条

第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準省令」という。)に定める基準(指定介護老人福祉施設基準省令第3条第1項第8号ただし書及び第40条第1項第4号(本文を除く。))に定める基準を除く。)の例による。

(指定介護老人福祉施設の設備)

第33条 指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設基準省令第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設を除く。)の一の居室の定員は、入所者のプライバシーに配慮するとともに容易に個室に転換できるよう設計上の工夫を行う場合は、2人以上4人以下とすることができる。

(準用)

第34条 第5条から第7条までの規定は、指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、同条中「この章(第4条を除く。)」とあるのは、「第5章(第32条を除く。)」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第35条 指定介護老人福祉施設は、指定介護老人福祉施設基準省令第37条第2項第1号及び第2号(指定介護老人福祉施設基準省令第49条において準用する場合を含む。)に掲げる記録について、同項(指定介護老人福祉施設基準省令第49条において準用する場合を含む。)に規定する保存期間が介護給付費の受領の日から5年に満たない場合は、当該介護給付費の受領の日から5年間これを保存しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、介護給付費の請求に関する次に掲げる記録を、当該介護給付費の受領の日から5年間保存しなければならない。

(1) 従業者の勤務の体制に関する記録

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

(ユニット型指定介護老人福祉施設の設備)

第36条 指定介護老人福祉施設基準省令第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設の廊下の幅は、片廊下にあつては、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上とすることができる。

第6章 介護老人保健施設

(人員、施設及び設備並びに運営)

第37条 次条から第40条まで及び附則第5項に定めるもののほか、法第97条第1項から第3項までの規定に基づき条例で定める基準は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準省令」という。)に定める基準(介護老人保健施設基準省令第4条第1項第5号イただし書及び第41条第4項第5号イ(本文を除く。))に定める基準を除く。)の例による。

(準用)

第38条 第5条から第7条までの規定は、介護老人保健施設について準用する。この場合において、同条中「この章(第4条を除く。)」とあるのは、「第6章(第37条を除く。)」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第39条 介護老人保健施設は、介護老人保健施設基準省令第38条第2項第1号及び第3号(介護老人保健施設基準省令第50条において準用する場合を含む。)に掲げる記録について、同項(介護老人保健施設基準省令第50条において準用する場合を含む。)に規定する保存期間が介護給付費の受領の日から5年に満たない場合は、当該介護給付費の受領の日から5年間これを保存しなければならない。

2 介護老人保健施設は、介護給付費の請求に関する次に掲げる記録を、当該介護給付費の受領の日から5年間保存しなければならない。

(1) 従業者の勤務の体制に関する記録

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

(ユニット型介護老人保健施設の設備)

第40条 介護老人保健施設基準省令第39条に規定するユニット型介護老人保健施設の廊下の幅は、片廊下にあっては、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上とすることができる。

第7章 介護医療院

(人員、施設及び設備並びに運営)

第41条 次条及び第43条に定めるもののほか、法第111条第1項から第3項までの規定に基づき条例で定める基準は、介護医療院の人員、施設及び設備並び

に運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準省令」という。)に定める基準の例による。

(準用)

第42条 第5条から第7条までの規定は、介護医療院について準用する。この場合において、同条中「この章(第4条を除く。)」とあるのは、「第7章(第41条を除く。)」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第43条 介護医療院は、介護医療院基準省令第42条第2項第1号及び第3号(介護医療院基準省令第54条において準用する場合を含む。)に掲げる記録について、同項(介護医療院基準省令第54条において準用する場合を含む。)に規定する保存期間が介護給付費の受領の日から5年に満たない場合は、当該介護給付費の受領の日から5年間これを保存しなければならない。

2 介護医療院は、介護給付費の請求に関する次に掲げる記録を、当該介護給付費の受領の日から5年間保存しなければならない。

(1) 従業者の勤務の体制に関する記録

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

第8章 指定介護予防サービス等の事業

(指定の申請者)

第44条 法第115条の2第2項第1号(法第115条の11の規定により読み替えて準用する法第70条の2第4項の規定により準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、法人とする。ただし、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請については、この限りでない。

2 前項の者は、第3条第2項各号に掲げるものであってはならない。

(人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法)

第45条 次条から第50条までに定めるもののほか、法第54条第1項第2号、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防

サービス等基準省令」という。)に定める基準(指定介護予防サービス等基準省令第132条第7項第1号ただし書及び第153条第7項第1号(本文を除く。))の規定に定める基準を除く。)の例による。

(準用)

第46条 第5条から第7条までの規定は、指定介護予防サービスの事業について準用する。この場合において、同条中「この章(第4条を除く。)」とあるのは、「第8章(第45条を除く。)」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第47条 次の各号に掲げる介護予防サービスに係る指定介護予防サービスの事業を行う者は、当該各号に掲げる記録について、指定介護予防サービス等基準省令に規定する保存期間が介護給付費の受領の日から5年に満たない場合は、当該介護給付費の受領の日から5年間これを保存しなければならない。

- (1) 介護予防訪問入浴介護 指定介護予防サービス等基準省令第54条第2項第1号に掲げる記録
- (2) 介護予防訪問看護 指定介護予防サービス等基準省令第73条第2項第2号及び第4号に掲げる記録
- (3) 介護予防訪問リハビリテーション 指定介護予防サービス等基準省令第83条第2項第1号及び第2号に掲げる記録
- (4) 介護予防居宅療養管理指導 指定介護予防サービス等基準省令第92条第2項第1号に掲げる記録
- (5) 介護予防通所リハビリテーション 指定介護予防サービス等基準省令第122条第2項第1号及び第2号に掲げる記録
- (6) 介護予防短期入所生活介護 指定介護予防サービス等基準省令第141条第2項第1号及び第2号に掲げる記録
- (7) 介護予防短期入所療養介護 指定介護予防サービス等基準省令第194条第2項第1号及び第2号に掲げる記録
- (8) 介護予防特定施設入居者生活介護 指定介護予防サービス等基準省令第244条第2項第1号及び第2号に掲げる記録
- (9) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定介護予防サービス等基準省令第261条第2項第1号及び第7号に掲げる記録
- (10) 介護予防福祉用具貸与 指定介護予防サービス等基準省令第275条第2

項第1号及び第6号に掲げる記録

(11) 特定介護予防福祉用具販売 指定介護予防サービス等基準省令第288条第2項第1号及び第5号に掲げる記録

2 前項各号に掲げる介護予防サービスに係る指定介護予防サービスの事業を行う者は、介護給付費の請求に関する次に掲げる記録を、当該介護給付費の受領の日から5年間保存しなければならない。

(1) 従業者の勤務の体制に関する記録

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備)

第48条 指定介護予防サービス等基準省令第153条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の廊下の幅は、片廊下にあつては、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上とすることができる。

2 第45条の規定によりその例によることとされる指定介護予防サービス等基準省令第153条の規定の適用については、同条第8項中「関する」とあるのは「ついて市が定める」と、「規定する基準」とあるのは「規定する設備について市が定める基準」と読み替えるものとする。

(共生型介護予防サービス)

第49条 指定介護予防サービス等基準省令第2条第7号に規定する共生型介護予防サービスの事業に係る第47条の適用については、同条第1項中「次の各号」とあるのは「第6号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、同項第6号中「第141条第2項第1号」とあるのは「第166条において準用する指定介護予防サービス等基準省令第141条第2項第1号」と読み替えるものとする。

(基準該当介護予防サービス)

第50条 第5条から第7条まで及び第47条の規定は、基準該当介護予防サービスの事業について準用する。この場合において、第7条中「この章(第4条を除く。)」とあるのは「第8章(第45条を除く。)」と、第47条第1項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第1号及び第6号に限る。)」と、同項第1号中「第54条第2項第1号」とあるのは「第61条において準用する指定介護予防サービス等基準省令第54条第2項第1号」と、同項第6号中「第141条第2項第1号」とあるのは「第185条において準用する指定介護予防サービス等基

準省令第141条第2項第1号」と読み替えるものとする。

第9章 指定地域密着型介護予防サービスの事業

(指定の申請者)

第51条 法第115条の12第2項第1号(法第115条の21の規定により読み替えて準用する法第70条の2第4項の規定により準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、法人とする。

2 前項の者は、第3条第2項各号(第2号を除く。)に掲げるものであってはならない。

(人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法)

第52条 次条から第57条まで並びに附則第6項及び附則第7項に定めるもののほか、法第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準省令」という。)に定める基準の例による。

(準用)

第53条 第5条から第7条までの規定は、指定地域密着型介護予防サービスの事業について準用する。この場合において、同条中「この章(第4条を除く。)」とあるのは、「第9章(第52条を除く。)」と読み替えるものとする。

(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の設備)

第54条 第52条の規定によりその例によることとされる指定地域密着型介護予防サービス基準省令第7条の規定の適用については、同条第1項中「及び事務室」とあるのは、「、便所、洗面設備及び事務室」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第55条 次の各号に掲げる地域密着型介護予防サービスに係る指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う者は、当該各号に掲げる記録について、指定地域密着型介護予防サービス基準省令に規定する保存期間が介護給付費の受領の日から5年に満たない場合は、当該介護給付費の受領の日から5年間これを保存しなければならない。

(1) 介護予防認知症対応型通所介護 指定地域密着型介護予防サービス基準省令第40条第2項第1号及び第2号に掲げる記録

(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型介護予防サービス基準省令第63条第2項第1号から第3号までに掲げる記録

(3) 介護予防認知症対応型共同生活介護 指定地域密着型介護予防サービス基準省令第84条第2項第1号及び第2号に掲げる記録

2 前項各号に掲げる地域密着型介護予防サービスに係る指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う者は、介護給付費の請求に関する次に掲げる記録を、当該介護給付費の受領の日から5年間保存しなければならない。

(1) 従業者の勤務の体制に関する記録

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の設備)

第56条 指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊室は、同一の階に設けなければならない。

2 第52条の規定によりその例によることとされる指定地域密着型介護予防サービス基準省令第48条の規定の適用については、同条第1項中「消火設備」とあるのは、「便所、洗面設備、消火設備」と読み替えるものとする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の設備)

第57条 指定地域密着型介護予防サービス基準省令第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の一の共同生活住居の居室は、同一の階に設けなければならない。

2 第52条の規定によりその例によることとされる指定地域密着型介護予防サービス基準省令第73条の規定の適用については、同条第2項中「消火設備」とあるのは、「便所、洗面設備、消火設備」と読み替えるものとする。

第10章 指定介護予防支援等の事業

(指定の申請者)

第58条 法第115条の2第2項第1号(法第115条の31の規定により読み替えて準用する法第70条の2第4項の規定により準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、法人とする。

2 前項の者は、第3条第2項各号(第2号を除く。)に掲げるものであってはならない。

(人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法)

第59条 次条から第63条までに定めるもののほか、法第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準省令」という。)に定める基準の例による。

(指定介護予防サービス事業者等との連携)

第60条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防サービス事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(準用)

第61条 第6条及び第7条の規定は、指定介護予防支援の事業について準用する。この場合において、同条中「この章(第4条を除く。)」とあるのは、「第10章(第59条を除く。)」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第62条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等基準省令第28条第2項第1号及び第2号に掲げる記録について、同項に規定する保存期間が介護給付費の受領の日から5年に満たない場合は、当該介護給付費の受領の日から5年間これを保存しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護給付費の請求に関する次に掲げる記録を、当該介護給付費の受領の日から5年間保存しなければならない。

(1) 従業員の勤務の体制に関する記録

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

(基準該当介護予防支援)

第63条 第6条、第7条、第60条及び前条の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第7条中「この章(第4条を除く。)」とあるのは「第10章(第59条を除く。)」と、前条第1項中「第28条第2項第1号」とあるのは「第32条において準用する指定介護予防支援等基準省令第28条第2項第1号」と読み替えるものとする。

第11章 地域包括支援センター

(人員及び運営)

第64条 次条に定めるもののほか、法第115条の46第5項の規定に基づき条例で定める基準は、介護保険法施行規則第140条の66第2号に定める基準の

例による。

(職員の配置)

第65条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、原則として当該各号に定める員数とする。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

(3) 介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人

第12章 指定介護療養型医療施設

(人員、設備及び運営)

第66条 次条及び第68条に定めるもののほか、改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第26条の規定による改正前の法第110条第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)に定める基準の例による。

(準用)

第67条 第5条から第7条までの規定は、指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、同条中「この章(第4条を除く。)」とあるのは、「第12章(第66条を除く。)」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第68条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第36条第2項第1号及び第2号に規定する記録について、同項に規定する保存期間が介護給付費の受領の日から5年に満たない場合は、当該介護給付費の受領の日から5年間これを保存しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、介護給付費の請求に関する次に掲げる記録を、当該介護給付費の受領の日から5年間保存しなければならない。

(1) 従業者の勤務の体制に関する記録

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める記録

第 13 章 雑則

(委任)

第 69 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 相模原市指定居宅サービス事業者等の指定の申請者に関する基準を定める条例(平成 24 年相模原市条例第 80 号)
- (2) 相模原市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年相模原市条例第 81 号)
- (3) 相模原市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年相模原市条例第 82 号)
- (4) 相模原市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成 24 年相模原市条例第 83 号)
- (5) 相模原市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年相模原市条例第 84 号)
- (6) 相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年相模原市条例第 85 号)
- (7) 相模原市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 24 年相模原市条例第 86 号)
- (8) 相模原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 24 年相模原市条例第 87 号)
- (9) 相模原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年相模原市条例第 72 号)
- (10) 相模原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 26 年相模原市条例第 73 号)

(1 1) 相模原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要となる人員及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 6 年相模原市条例第 7 5 号)

(1 2) 相模原市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成 3 0 年相模原市条例第 1 7 号)

(指定認知症対応型共同生活介護事業所に関する経過措置)

3 平成 2 5 年 4 月 1 日前から存する指定地域密着型サービス基準省令第 9 0 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、一の共同生活住居の居室を複数の階に設けているものについては、第 2 1 条第 1 項の規定は適用しない。

(指定介護老人福祉施設に係る経過措置)

4 平成 2 5 年 4 月 1 日前から存する指定介護老人福祉施設の建物(同日以前に建築の計画を決定していた指定介護老人福祉施設であって、同日後に設置されたものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、第 3 2 条の規定によりその例によることとされる指定介護老人福祉施設基準省令第 3 条第 1 項第 1 号イ及び第 3 3 条の規定にかかわらず、一の居室の定員は、4 人以下とする。

(介護老人保健施設に関する経過措置)

5 第 3 7 条の規定によりその例によることとされる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成 1 8 年厚生労働省令第 3 3 号)附則第 9 条の規定にかかわらず、平成 1 8 年 4 月 1 日前から存する療養病床(医療法(昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号)第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下この項において同じ。)若しくは一般病床(同法第 7 条第 2 項第 5 号に規定する一般病床をいう。以下この項において同じ。)であって、かつ、同日以後療養病床若しくは一般病床から転換(当該病院の一般病床、精神病床(改正法附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成 1 0 年政令第 4 1 2 号)第 4 条第 2 項に規定する病床に係るものに限る。)又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号)第 2 0 条の 6 に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行ったサテライト型小規模介護老人保健施設(介護老人保健施設基準省令第 2 条第

6 項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。)又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設(同条第7項に規定する医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。)の廊下の幅については、当分の間、中廊下の幅を1.6メートル以上とすることができる。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に関する経過措置)

- 6 平成25年4月1日前から存する指定地域密着型介護予防サービス基準省令第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、一の共同生活住居の居室を複数の階に設けているものについては、第57条第1項の規定は適用しない。

(他の市町村に所在する事業所に係る基準の取扱い)

- 7 市長が他の市町村(特別区を含む。以下この項において同じ。)に所在する指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所の指定を行う場合は、当該事業所の所在する市町村が法第78条の4第1項及び第2項又は第115条の14第1項及び第2項の規定により条例で定める基準を、それぞれこの条例で定める基準とみなす。

提案の理由

相模原市条例等整備方針等に基づく既存条例等の見直しに伴い、地方分権一括法等の施行により整備した条例の規定方法を変更いたしたく提案するものである。

相模原市認定こども園の要件及び基準を定める条例について
相模原市認定こども園の要件及び基準を定める条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市認定こども園の要件及び基準を定める条例

相模原市認定こども園の要件及び基準を定める条例(平成 26 年相模原市条例第 47 号)の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(第 3 条 第 5 条)

第 3 章 幼保連携型認定こども園(第 6 条 第 10 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。)の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件並びに幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法の例による。

第 2 章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園

(認定の要件)

第 3 条 次条及び第 5 条並びに附則第 2 項に定めるもののほか、法第 3 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき条例で定める要件は、法第 3 条第 2 項各号及び第 4 項各号並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生

労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「基準告示」という。)に定める基準(基準告示第4の9(乳児室の面積に係る部分に限る。))及び附則第3項から附則第7項までに定める基準を除く。)の例による。

(備えるべき設備)

第4条 認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。以下この章及び附則第2項において同じ。)には、満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、調乳室及び沐浴室^{もく}を備えなければならない。

2 乳児室の面積は、満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上とする。

(子育て支援事業)

第5条 認定こども園は、子育て支援事業の実施に当たっては、次に掲げる基準に適合していなければならない。

(1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下この条において「省令」という。)第2条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事業のうち少なくとも1以上の事業(同条第1号から第3号までに掲げる事業にあっては、次に掲げる基準に適合する事業)を実施すること。

ア 省令第2条第1号に掲げる事業にあっては、1週間につき3日以上実施すること。

イ 省令第2条第2号及び第3号に掲げる事業にあっては、全ての開園日において実施すること。

(2) 省令第2条第1号又は第2号に掲げる事業を実施する場合にあっては、原則として、同条第4号に掲げる事業を併せて実施すること。

(3) 保護者が利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること。

第3章 幼保連携型認定こども園

(学級の編制、職員、設備及び運営)

第6条 次条から第10条まで及び附則第3項から附則第5項までに定めるもののほか、法第13条第1項の規定に基づき条例で定める基準は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文

部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準省令」という。)に定める基準(基準省令第5条第4項、第7条第3項及び第6項第1号並びに第13条第1項(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第32条の2(後段を除く。))を準用する部分に限る。))及び第2項(幼保連携型認定こども園の設備に係る部分に限る。))並びに附則第5条から附則第8条までに定める基準を除く。)の例による。

(調理員の配置)

第7条 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

(園舎に備えるべき設備)

第8条 園舎には、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合にあっては、調乳室及び沐浴室を備えなければならない。

2 乳児室の面積は、3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積以上とする。

(暴力団排除)

第9条 園長は、暴力団員等(相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。次項において「暴力団排除条例」という。))第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。))又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

2 幼保連携型認定こども園は、その運営について、次に掲げるものから支配的な影響を受けてはならない。

(1) 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団

(2) 暴力団員等

(3) 暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等

(4) 暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの

(他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準)

第10条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。ただし、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、調乳室、沐浴室

又は便所については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(認定こども園に係る経過措置)

2 平成27年4月1日において、認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例(平成26年神奈川県条例第58号)附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされた認定こども園の職員の数については、同日から起算して5年を経過する日までの間は、第3条の規定によりその例によることとされる基準告示第2の1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

3 平成27年4月1日の前日において現に幼稚園を設置していた者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、第6条の規定によりその例によることとされる基準省令第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第11条第1項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。

(1) 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その園長が、衛生面、栄養面等、業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

(2) 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

(4) 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、園児の食事の内容、回数及び

時機に適切に応じることができること。

- (5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
- 4 満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児に対する食事の提供について、前項の規定により、幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行う場合は、第7条本文の規定にかかわらず、調理員を置かないことができる。
- 5 満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児に対する食事の提供について、附則第3項に規定する方法により行う場合は、第6条の規定によりその例によることとされる基準省令第7条第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

提案の理由

相模原市条例等整備方針等に基づく既存条例等の見直しに伴い、地方分権一括法等の施行により整備した条例の規定方法を変更いたしたく提案するものである。

相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例について

相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例

相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年相模原市条例第 49 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法の例による。

(運営)

第 3 条 次条に定めるもののほか、法第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定に基づき条例で定める基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号)に定める基準の例による。

(暴力団排除)

第 4 条 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を行う事業所の管理者は、暴力団員等(相模原市暴力団排除条例(平成 23 年相模原市条例第 31 号。次項において「暴力団排除条例」という。)第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、その運営について、次に掲げるものから支配的な影響を受けてはならない。

(1) 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団

(2) 暴力団員等

(3) 暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等

(4) 暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの

(罰則)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1) 正当な理由なしに、法第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

(2) 正当な理由なしに、法第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(3) 法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者

2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案の理由

相模原市条例等整備方針等に基づく既存条例等の見直しに伴い、地方分権一括法等の施行により整備した条例の規定方法を変更いたしたく提案するものである。

相模原市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例について

相模原市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

相模原市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年相模原市条例第 76 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)の規定に基づき、売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)第 36 条に規定する婦人保護施設(以下「婦人保護施設」という。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備及び運営)

第 2 条 次条に定めるもののほか、社会福祉法第 65 条第 1 項の規定に基づき条例で定める婦人保護施設に係る基準は、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成 14 年厚生労働省令第 49 号)に定める基準の例による。

(暴力団排除)

第 3 条 婦人保護施設の長は、暴力団員等(相模原市暴力団排除条例(平成 23 年相模原市条例第 31 号。次項において「暴力団排除条例」という。)第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

2 婦人保護施設は、その運営について、次に掲げるものから支配的な影響を受けてはならない。

(1) 暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団

(2) 暴力団員等

- (3) 暴力団排除条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等
- (4) 暴力団排除条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

相模原市条例等整備方針等に基づく既存条例等の見直しに伴い、地方分権一括法等の施行により整備した条例の規定方法を変更いたしたく提案するものである。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

相模原市長 加山 俊夫

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年相模原市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 項の表 3 の項中

生活に困窮する外国人に対する
生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

を

児童扶養手当関係情報であって
規則で定めるもの

生活に困窮する外国人に対する
生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

国による寡婦(寡夫)控除のみなし適用の制度化に伴い、庁内連携ができる特定個人情報に係る規定を追加いたしたく提案するものである。

議案第 28 号関係資料

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

庁内連携ができる特定個人情報に係る規定の改正(別表第2第1項の表関係)
寡婦(寡夫)控除のみなし適用を行う児童福祉法(昭和22年法律第164号)による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務について、庁内連携(市の機関が自ら保有する特定個人情報を個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用することをいう。)ができる特定個人情報として児童扶養手当関係情報を追加するもの

2 施行期日

公布の日

相模原市手数料条例の一部を改正する条例について
相模原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市手数料条例の一部を改正する条例
相模原市手数料条例(平成 12 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 7 第 2 号の表に次のように加える。

4	法第 27 条の 2 第 1 項	汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査	1 件	120,000 円
5	法第 27 条の 3 第 1 項	汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査	1 件	120,000 円
6	法第 27 条の 4 第 1 項	汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査	1 件	120,000 円

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 33 号)による土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)の改正に伴い、汚染土壌処理業の譲渡及び譲受等の承認の申請に対する審査の事務に係る手数料の規定を追加いたしたく提案するものである。

議案第 29 号関係資料

相模原市手数料条例の改正の概要

1 改正の内容

汚染土壌処理業の譲渡及び譲受等の承認の申請に対する審査の事務に係る手数料の規定の追加(別表第7関係)

汚染土壌処理業の譲渡及び譲受、汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割並びに汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査の事務に係る手数料の規定を追加するもの

手数料を徴収する事務	単位	金額
汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査	1 件	120,000 円
汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査	1 件	120,000 円
汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査	1 件	120,000 円

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の
一部を改正する条例について

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の
一部を改正する条例

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例(昭和 47 年相模原市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条(見出しを含む。)、第 11 条第 1 項、第 12 条及び第 13 条(見出しを含む。)中「事業用建築物」を「事業用の建築物」に改める。

第 27 条第 2 項中「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第 29 条第 1 項中「又は法」を「又は」に改める。

第 30 条第 2 項第 2 号中「又は同令」を「又は」に、同項第 4 号及び第 5 号中「又は法」を「又は」に改める。

第 32 条第 1 項中「法第 14 条の 3 の 2 」を「第 14 条の 3 の 2 」に、「法第 15 条の 2 の 7 」を「第 15 条の 2 の 7 」に、「法第 15 条の 3 」を「第 15 条の 3 」に、「法第 19 条の 3 第 2 号」を「第 19 条の 3 第 2 号」に、「法第 19 条の 5 」を「第 19 条の 5 」に、「法第 19 条の 6 」を「第 19 条の 6 」に改める。

第 43 条中「第 37 条」を「第 37 条に」に改める。

第 45 条第 2 項中「手数料徴収」を「手数料の徴収」に改める。

第 47 条中「定める」を「掲げる」に改める。

第 50 条中「、第 6 項、法」を「若しくは第 6 項若しくは」に、「、第 7 項、法」を「若しくは第 7 項若しくは」に、「若しくは法」を「若しくは」に改める。

第 53 条第 1 号中「水道部門」を「上下水道部門」に改め、同条第 4 号中「大学

(「」の次に「同法に基づく」を加え、同条第 6 号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)」を加え、「次号」を「同号」に改め、「卒業した後」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成 29 年環境省令第 27 号)による廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)の改正に伴う技術管理者の資格に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 3 0 号関係資料

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の 改正の概要

1 改正の内容

技術管理者の資格に係る規定の改正(第 5 3 条関係)

市が一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設(政令で定めるし尿処理施設を除く。)に置く当該施設の維持管理に関する技術上の業務を担当する技術管理者が有すべき資格について、短期大学を卒業した者と同等の要件として専門職大学の前期課程を修了した者を加えるもの

専門職大学

平成 3 1 年度から新たに制度化される高等教育機関で、大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものをいう。課程は 4 年で、前期 2 年及び後期 2 年又は前期 3 年及び後期 1 年に区分することができる。

2 施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日

相模原市建築基準条例の一部を改正する条例について
相模原市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市建築基準条例の一部を改正する条例

相模原市建築基準条例(平成 11 年相模原市条例第 47 号)の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 49 条第 4 項中「供する建築物」の次に「(階数が 3 以下で延べ面積が 200 平方メートル未満のものを除く。)」を加え、「耐火建築物」を「法第 27 条第 1 項の規定に適合する建築物(その主要構造部の性能が政令第 110 条第 2 号に掲げる基準に適合するものに限る。)」に改める。

第 59 条の 3 ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
- (1) その敷地が幅員 4 メートル以上の道(道路に該当するものを除き、建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「省令」という。)第 10 条の 3 第 1 項の基準に適合するものに限る。)に 2 メートル以上接する建築物のうち、同条第 3 項の基準に適合するもので、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの
 - (2) その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の省令第 10 条の 3 第 4 項の基準に適合する建築物で、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

第 59 条の 10 第 1 項ただし書中「場合」の次に「又はその許可を受けた建築物を政令第 135 条の 12 第 1 項で定める位置及び同条第 2 項で定める規模の範囲内において増築し、改築し、若しくは移転する場合」を加える。

第 60 条第 2 項中「第 29 条第 1 項」を「第 29 条」に改める。

第61条の見出し中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同条中「法第85条第5項に規定する仮設建築物」を「市長が法第85条第5項又は第6項の規定により許可した仮設興行場等」に改める。

第64条中「、第29条第3項」を削る。

第67条第1項中「(設計図書」の次に「に記載された法第98条第1項第2号に規定する認定建築材料等(以下この項において「認定建築材料等」という。)の全部又は一部としてその認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においてはその建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書」を加え、「においては、」を「(設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、その建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。)においては」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第49条第4項及び第67条第1項の改正規定は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第67条第1項の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案の理由

建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)による建築基準法(昭和25年法律第201号)の改正及び建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成30年政令第255号)による建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の改正に伴うホテル及び旅館の構造、主階が避難階以外の階にある興行場等、都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限及び仮設建築物に対する制限の緩和に係る規定の改正、罰則に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 3 1 号関係資料

相模原市建築基準条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) ホテル及び旅館の構造に係る規定の改正(第 2 9 条関係)

防火地域及び準防火地域(都市計画法(昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号)第 8 条第 1 項第 5 号に掲げる防火地域及び準防火地域をいう。)以外の区域における小規模なホテル及び旅館の外壁及び軒裏に係る防火性能並びにこれらの建築物の防火区画に関する規定について、当該規定の対象区域のうち建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。)第 2 2 条及び第 2 3 条の規定により屋根不燃区域(法第 2 2 条第 1 項の規定により市長が指定する区域をいう。)内においては木造建築物等の屋根及び外壁について一定の防火性能が確保できること、屋根不燃区域外においては延焼のおそれが少ない状況であること等から、当該規定を削除するもの

(2) 主階が避難階以外の階にある興行場等に係る規定の改正(第 4 9 条関係)

主階が避難階以外の階にある公会堂又は集会場の用途に供する建築物(以下「興行場等」という。)の構造に係る規定について、興行場等を耐火構造建築物としなければならないこととし、階数が 3 以下で延べ面積が 2 0 0 平方メートル未満の興行場等については、当該規定を適用除外とするもの

耐火構造建築物

建築物に存する者の全てが当該建築物から地上までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部を耐火構造等とし、所定の防火設備を設けている建築物をいう。

(3) 都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限に係る規定の改正

ア 敷地と道路との関係に係る規定(第 5 9 条の 3 関係)

建築審査会の同意を得て市長が許可した場合を除き、建築物の敷地は、道路に 2 メートル以上接しなければならないが、その敷地が建築基準法施行規則(昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号)の基準に適合する幅員 4 メートル以上の道に 2 メートル以上接する建築物のうち、同令の基準に適合するもので、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、

建築審査会の同意及び市長の許可を不要とするもの

イ 日影による中高層の建築物の高さの制限に係る規定(第59条の10関係)

中高層の建築物の高さについては、建築審査会の同意を得て市長が許可(以下「日影に係る許可」という。)をした場合を除き、一定の水平距離の範囲において条例で指定する時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならないが、日影に係る許可を受けて建築した建築物を建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)で定める位置及び規模の範囲内において増築し、改築し、又は移転する場合については、再度の日影に係る許可を不要とするもの

(4) 仮設建築物に対する制限の緩和に係る規定の改正(第61条関係)

1年以内の期間において市長が建築を許可した仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物(以下「仮設興行場等」という。)については、条例の規定の一部を適用除外としているが、国際的な規模の競技会等の用に供すること等の理由により1年を超えて使用する必要があると市長が認めて建築の許可をした仮設興行場等についても、条例の規定の一部を適用除外とするもの

(5) 罰則に係る規定の改正(第67条関係)

罰金に処する対象者について、不正を防止するための対応を強化するため、認定と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した者を追加するもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、1(2)及び(5)に係る規定については、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日

(2) 経過措置

1(5)に係る規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとするもの

相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例について
相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 1 年 2 月 1 2 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市簡易水道条例の一部を改正する条例
相模原市簡易水道条例(平成 1 8 年相模原市条例第 2 5 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 号中「大学(」の次に「同法による」を加え、同条第 3 号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を加え、同条第 8 号中「又は水道環境」を削る。

第 1 4 条第 2 号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)」を、「同条第 3 号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和 5 8 年法律第 2 5 号)第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者(以下「合格者」という。)であって選択科目として水道環境を選択したものに係るこの条例による改正後の第 9 条第 8 号の適用については、合格者であって選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

提案の理由

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

(平成29年政令第232号)による水道法施行令(昭和32年政令第336号)の改正及び水道法施行規則の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第148号)による水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)の改正に伴う布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 3 2 号関係資料

相模原市簡易水道条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 布設工事監督者の資格に係る規定の改正(第 9 条関係)

ア 簡易水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う布設工事監督者(以下「布設工事監督者」という。)が有すべき資格について、短期大学を卒業した者と同等の要件として専門職大学の前期課程を修了した者を加えるもの

イ 技術士試験の第 2 次試験の選択科目が統合され、上下水道部門の選択科目のうち水道環境が削除されることに伴い、布設工事監督者が有すべき資格について、同試験の選択科目として水道環境を選択した者を削除するもの

(2) 水道技術管理者の資格に係る規定の改正(第 1 4 条関係)

簡易水道の管理について技術上の業務を担当する水道技術管理者が有すべき資格について、短期大学を卒業した者と同等の要件として専門職大学の前期課程を修了した者を加えるもの

専門職大学

平成 3 1 年度から新たに制度化される高等教育機関で、大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものをいう。課程は 4 年で、前期 2 年及び後期 2 年又は前期 3 年及び後期 1 年に区分することができる。

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

この条例の施行前に行われた技術士法(昭和 5 8 年法律第 2 5 号)第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者であって選択科目として水道環境を選択したものに係るこの条例による改正後の第 9 条第 8 号の適用については、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなすこととするもの

相模原市学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
相模原市学校職員の給与に関する条例(平成 28 年相模原市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 対外運動競技等で教育委員会規則で定めるものにおいて児童又は生徒を引率して行う指導業務

第 8 条第 3 項第 2 号中「4, 250 円」を「5, 100 円」に改め、同項第 4 号中「前項第 4 号」を「前項第 5 号」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「前項第 3 号」を「前項第 4 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 前項第 3 号に規定する場合 日額 5, 100 円

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

国における義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直し及び本市における部活動運営の適正化並びに他の地方公共団体の状況を踏まえ、教育職員の特殊勤務手当に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 33 号関係資料

相模原市学校職員の給与に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

教育職員の特殊勤務手当に係る規定の改正

(1) 支給対象業務に係る規定の改正(第 8 条第 2 項関係)

対外運動競技等で教育委員会規則で定めるものにおいて児童又は生徒を引率して行う指導業務(以下「対外運動競技等指導業務」という。)について、教育職員に支給する特殊勤務手当の支給対象業務として規定するもの

(2) 支給上限額に係る規定の改正(第 8 条第 3 項関係)

ア 対外運動競技等指導業務に係る特殊勤務手当の支給上限額を 5 , 1 0 0 円とするもの

イ 学校が計画し、及び実施する修学旅行、林間学校、臨海学校等で教育委員会規則で定めるものにおいて児童又は生徒を引率して行う指導業務に係る特殊勤務手当の支給上限額を 4 , 2 5 0 円から 5 , 1 0 0 円にするもの

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

包括外部監査契約の締結について
次のとおり、包括外部監査契約を締結する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

相模原市長 加山 俊夫

- 1 契約の目的
当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期
平成 31 年 4 月 1 日
- 3 契約金額
15,290,000 円を上限とする額
- 4 契約の相手方
住所 横浜市金沢区富岡東 6 丁目 1 番 13 号
氏名 高野 伊久男
資格 公認会計士

提案の理由

包括外部監査契約を締結いたしたく、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 36 第 1 項の規定により提案するものである。

議案第34号関係資料

高野 伊久男 略歴

1 生年月日

昭和28年12月12日

2 公認会計士登録

昭和56年8月19日 登録番号 第7146号

3 学歴

昭和51年3月 中央大学経済学部卒業

4 経歴

昭和52年11月) 監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)勤務
昭和60年3月)

昭和60年3月 高野伊久男公認会計士事務所開設(現在に至る。)

平成14年4月 神奈川県道路公社監事(現在に至る。)

平成15年4月 横浜市住宅供給公社監事(現在に至る。)

平成16年4月) 東京地方税理士会横浜中央支部制度部長
平成18年3月)

平成16年10月 公益財団法人横浜企業経営支援財団監事(現在に至る。)

平成18年1月 税理士法人タカノ設立(現在に至る。)

平成20年4月) 東京地方税理士会横浜中央支部情報システム委員長
平成22年3月)

平成20年7月) 日本公認会計士協会東京会公益法人委員会・税務委員会
平成26年3月) 担当幹事

平成24年4月 公益財団法人かながわトラストみどり財団監事(現在に至る。)

平成26年4月) 日本公認会計士協会神奈川県会会長
平成28年6月)

平成28年7月 日本公認会計士協会本部常務理事(現在に至る。)

町の区域の変更について

本市の町の区域を別表のとおり変更する。

なお、変更の日は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 2 項の規定による告示の日とする。

平成 31 年 2 月 12 日提出

相模原市長 加山 俊夫

提案の理由

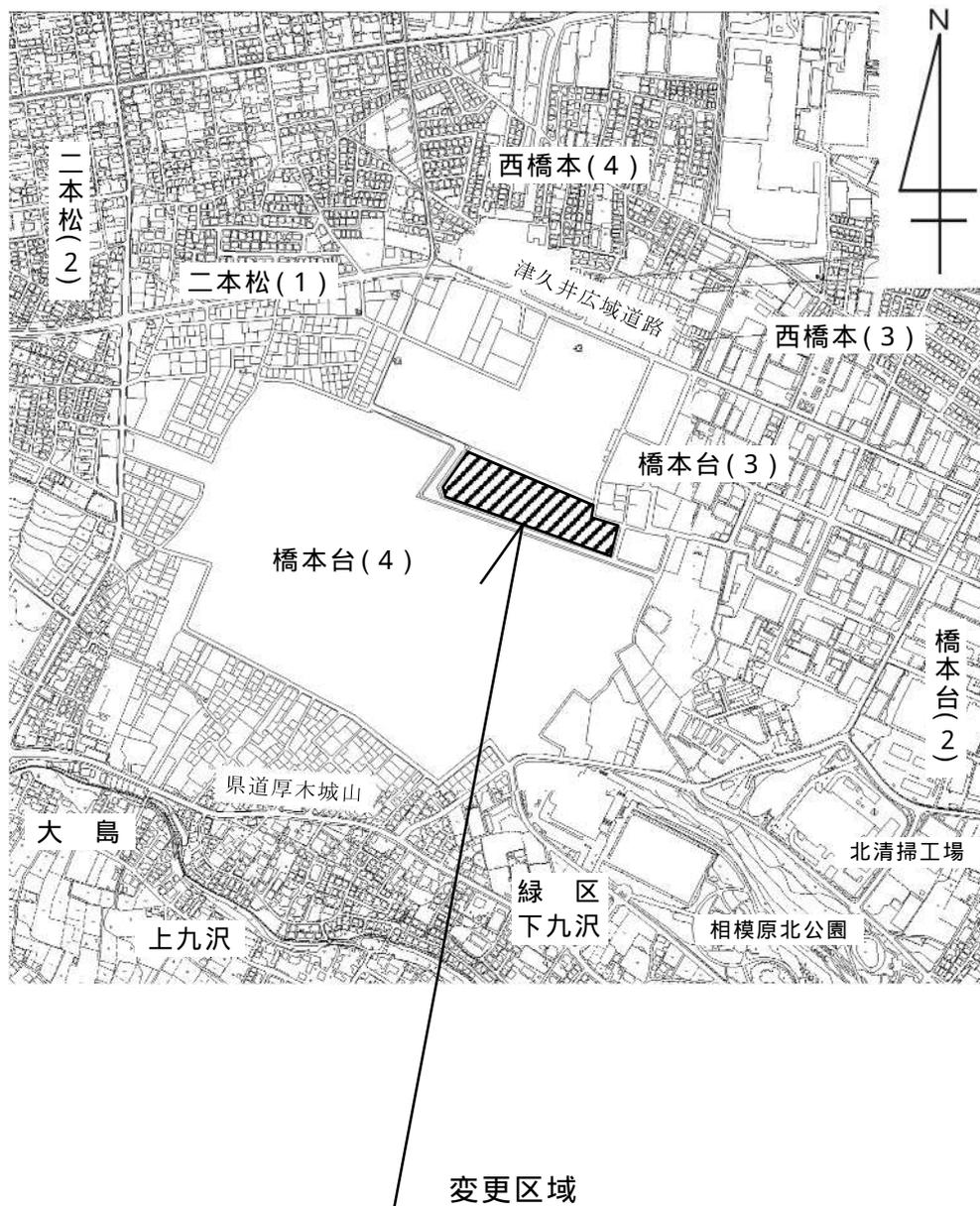
市道相原 76 号の整備に伴い、町の区域を変更いたしたく、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定により提案するものである。

別表

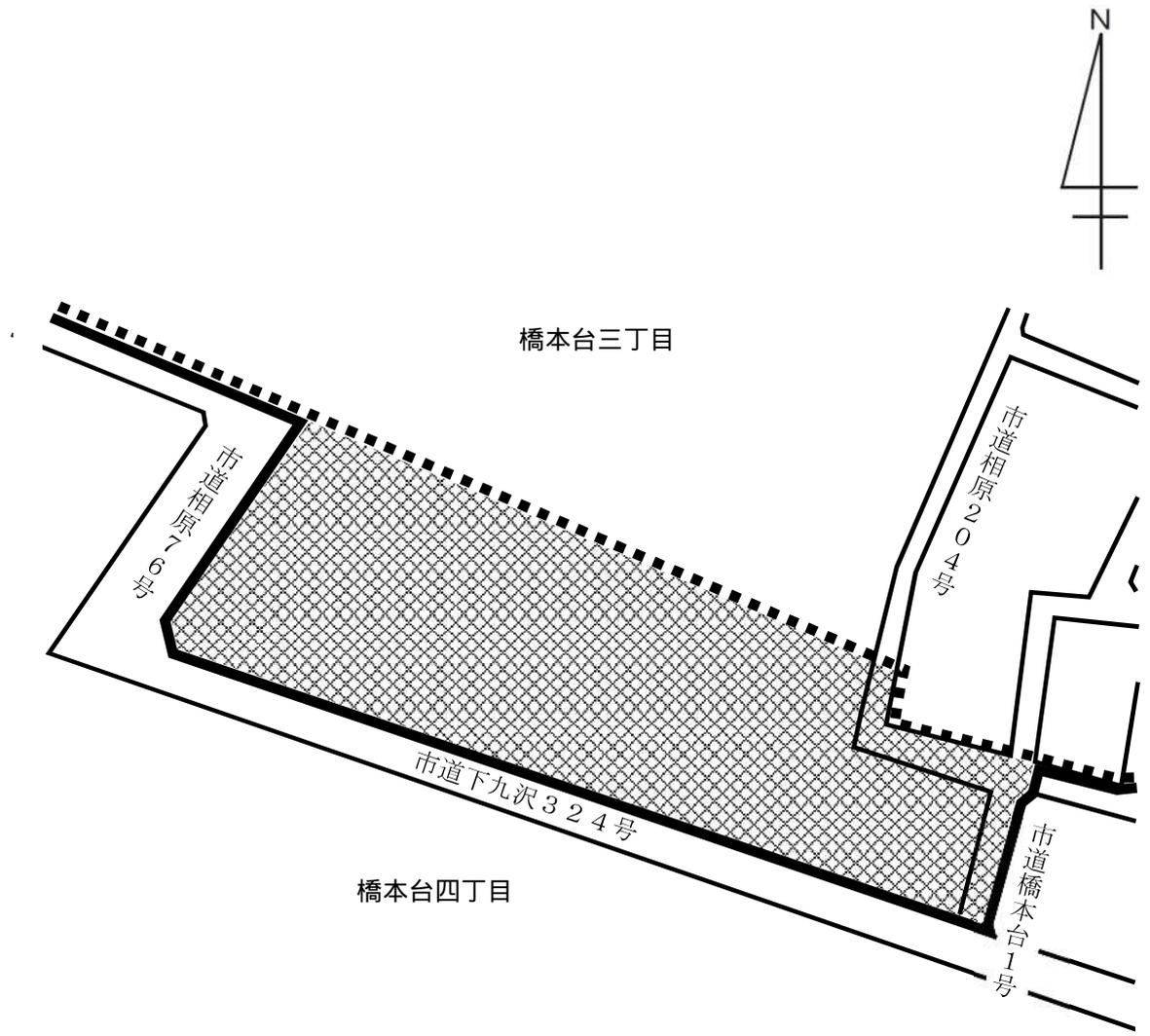
町の区域の変更調書		
区域を変更する町名	左の区域に編入される区域	
	町名	地番
緑区橋本台三丁目	緑区橋本台四丁目	1 7 1 1 の 5
		1 7 1 1 の 9
		1 7 3 4 の 5
		1 7 3 4 の 6
		1 7 3 4 の 7
		1 7 3 4 の 8
		1 7 3 5 の 4
		1 7 3 5 の 5
		1 7 4 3 の 8
		1 7 4 3 の 4 8
		1 7 4 3 の 5 6
		1 7 4 3 の 5 7
		1 9 4 2 の 4
		1 9 7 5 の 1 1
		上記の区域に隣接介在する道路である公有地の全部

備考 上記の土地の表示は、平成31年1月16日現在の土地の登記事項証明書によるものである。

案 内 図



区域変更図



凡例

	新 町 界
	旧 町 界
	町の区域変更部分

市道の認定について
次のとおり、市道の路線を認定する。

平成 3 1 年 2 月 1 2 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

路線名	起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
麻溝台 184号	南区麻溝台 3658番2地内	南区麻溝台 2840番2地内	13.0	219	別図1
麻溝台 185号	南区麻溝台 3643番地内	南区麻溝台 3684番地内	8.0	240	
麻溝台 186号	南区麻溝台 3626番2地先	南区麻溝台 3705番1地内	10.0	288	
麻溝台 187号	南区麻溝台 3634番2地内	南区麻溝台 3694番地内	8.0	154	
麻溝台 188号	南区麻溝台 3688番地内	南区麻溝台 3708番地内	8.0	108	
麻溝台 189号	南区麻溝台 3709番1地内	南区麻溝台 3847番1地内	6.0	220	
麻溝台 190号	南区麻溝台 2998番2地内	南区麻溝台 2982番地内	9.0	217	
麻溝台 191号	南区麻溝台 2985番地内	南区麻溝台 3487番1地内	6.0	193	
麻溝台 192号	南区麻溝台 2997番4地内	南区麻溝台 2989番地内	6.0	136	
麻溝台 193号	南区麻溝台 2993番1地内	南区麻溝台 3479番地内	6.0	136	
麻溝台 194号	南区麻溝台 3475番地内	南区麻溝台 3483番地内	6.0	136	

麻溝台 195号	南区麻溝台 2998番1地内	南区麻溝台 3471番地内	6.0	133	
麻溝台 196号	南区麻溝台 3471番地内	南区麻溝台 3470番地内	6.0	104	
麻溝台 197号	南区麻溝台 3141番2地内	南区麻溝台 3479番地内	6.0	40	
麻溝台 198号	南区麻溝台 3476番地内	南区麻溝台 3141番2地内	6.0	30	
新磯野 105号	南区新磯野 2334番地先	南区新磯野 2328番地先	6.0	30	
新磯野 106号	南区新磯野 15番2地内	南区新磯野 146番地内	8.0	265	
新磯野 107号	南区新磯野 24番2地内	南区新磯野 159番地内	6.0	301	
新磯野 108号	南区新磯野 28番5地内	南区新磯野 164番2地内	6.0	222	
新磯野 109号	南区新磯野 32番4地内	南区新磯野 155番地内	6.0	127	
新磯野 110号	南区新磯野 26番5地先	南区新磯野 159番地先	6.0	29	
新磯野 111号	南区新磯野 2360番3地内	南区新磯野 2331番4地内	6.0	183	
太井 24号	緑区太井 199番8地先	緑区太井 199番12地先	4.5 ~ 5.0	73	別図2
大島 488号	緑区大島 1702番29地先	緑区大島 1713番9地先	5.0 ~ 6.0	73	別図3
町屋 6号	緑区町屋4丁目 3564番1地先	緑区町屋4丁目 3567番4地先	4.0 ~ 4.5	73	別図4
上溝 925号	中央区上溝4丁目 3521番15地先	中央区上溝4丁目 3521番30地先	4.5 ~ 5.0	65	別図5
上溝 926号	中央区上溝 593番34地先	中央区上溝 593番30地先	4.5 ~ 5.0	40	別図6
上溝 927号	中央区上溝 2221番8地先	中央区上溝 2221番12地先	4.5 ~ 5.0	43	別図7

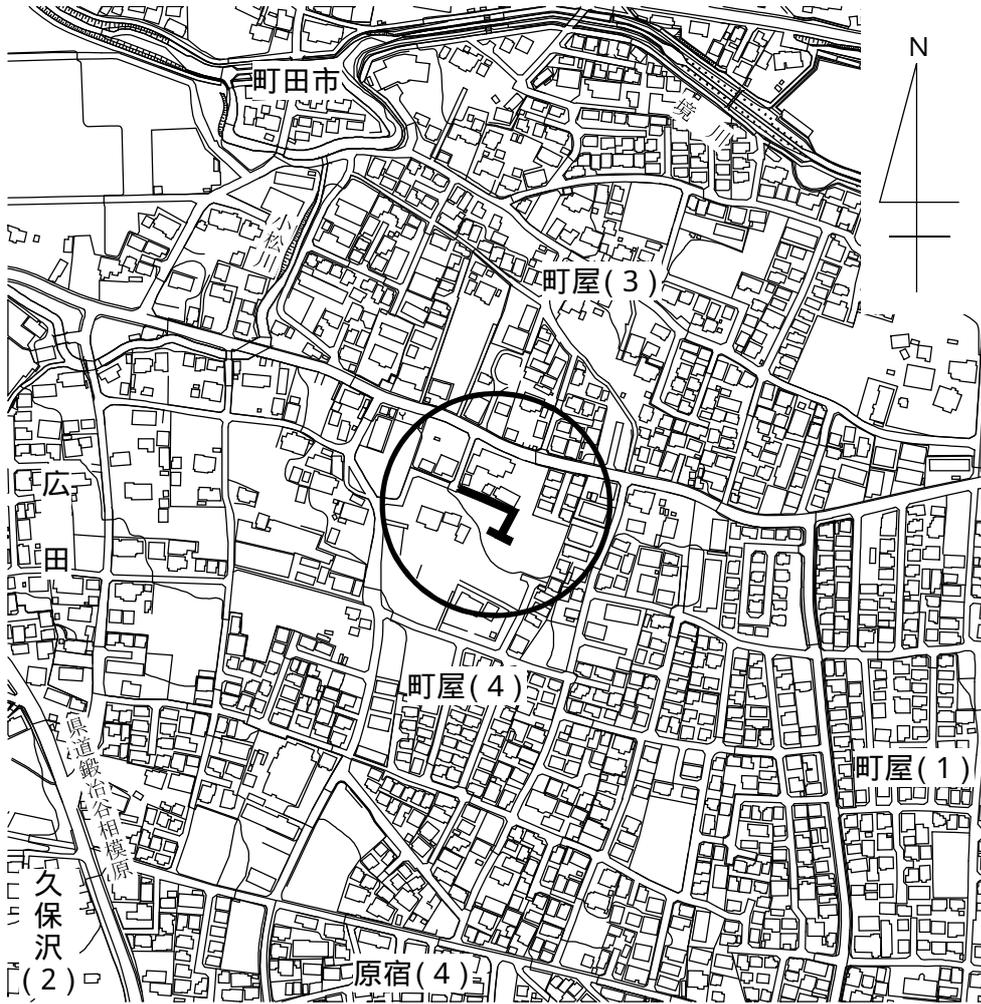
上溝 928号	中央区上溝 3980番19地先	中央区上溝 3980番11地先	4.5	38	別図8
上溝 929号	中央区上溝 4515番3地先	中央区上溝 4515番10地先	4.5 ~ 5.0	71	別図9
上矢部 110号	中央区上矢部2丁目 347番3地先	中央区上矢部2丁目 347番8地先	4.5 ~ 5.0	41	別図10
淵野辺 111号	中央区淵野辺2丁目 4230番28地先	中央区淵野辺2丁目 4230番31地先	4.0 ~ 4.5	45	別図11
上鶴間本町 38号	南区上鶴間本町1丁目 3181番6地先	南区上鶴間本町1丁目 3181番13地先	4.0 ~ 4.5	44	別図12
下溝 536号	南区下溝 1989番10地先	南区下溝 1989番1地先	4.0 ~ 4.5	44	別図13
東大沼 67号	南区東大沼1丁目 3347番8地先	南区東大沼1丁目 3347番14地先	4.5 ~ 5.0	48	別図14
西橋本 88号	緑区西橋本4丁目 2044番84地先	緑区西橋本4丁目 2044番93地先	4.0	40	別図15
橋本 150号	緑区橋本7丁目 760番19地先	緑区橋本7丁目 760番23地先	4.0 ~ 4.5	39	別図16
大野台 248号	南区大野台7丁目 2554番35地先	南区大野台7丁目 2554番15地先	4.0	84	別図17

提案の理由

麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業、開発行為及び寄附に伴い市道の路線を認定いたしたく、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により提案するものである。

別 図 4

1 案内図

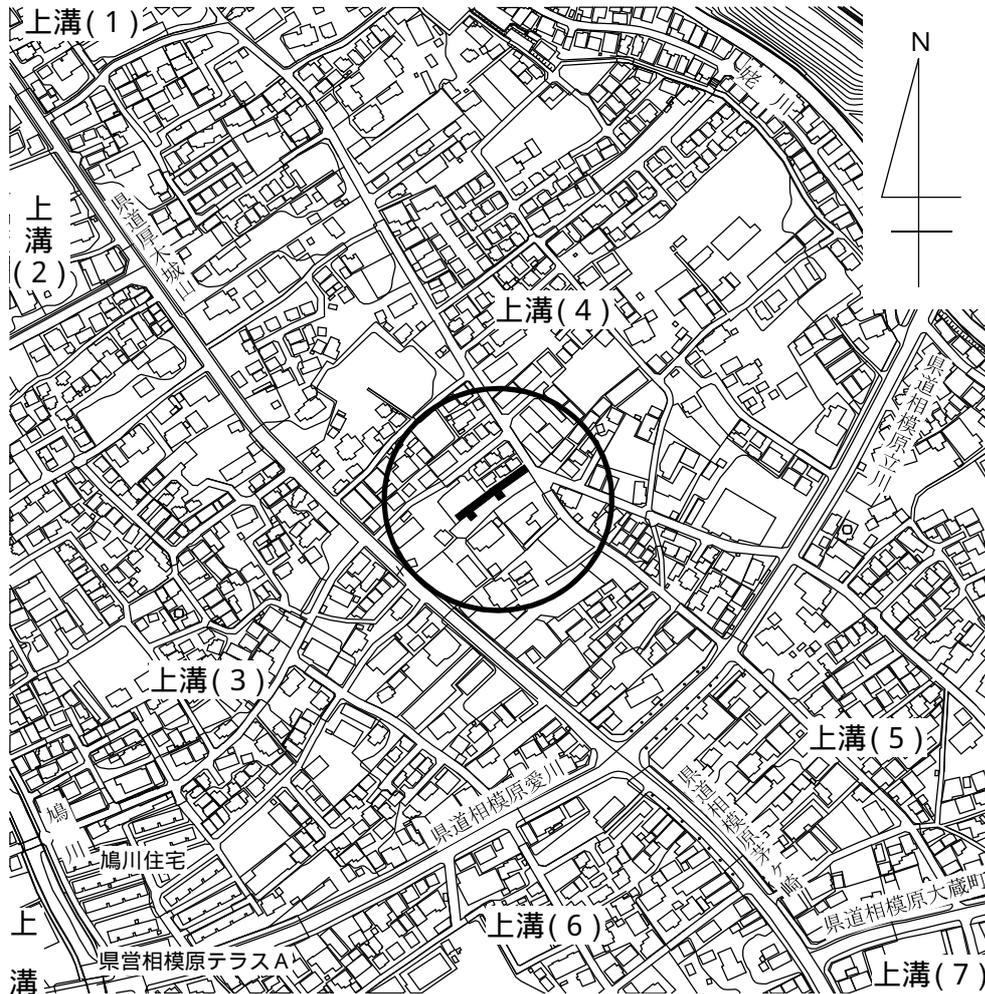


2 道路の概要

路線名	町屋6号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区町屋4丁目3567番1 外5筆
開発行為の面積	692.67m ²
予定建築物の用途等	専用住宅3宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

別 図 5

1 案内図

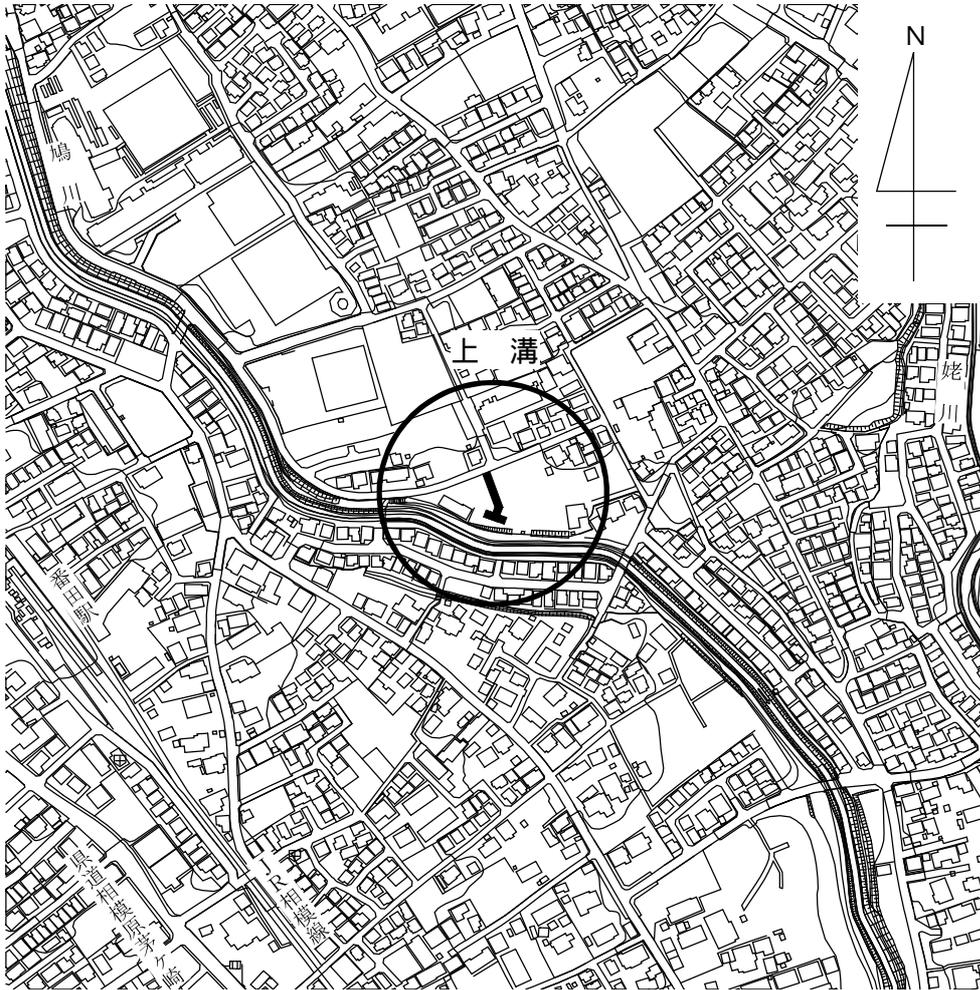


2 道路の概要

路線名	上溝925号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区上溝4丁目3521番7 外12筆
開発行為の面積	1,190.75m ²
予定建築物の用途等	専用住宅9宅地
区域区分等	市街化区域 (商業地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

別 図 6

1 案内図

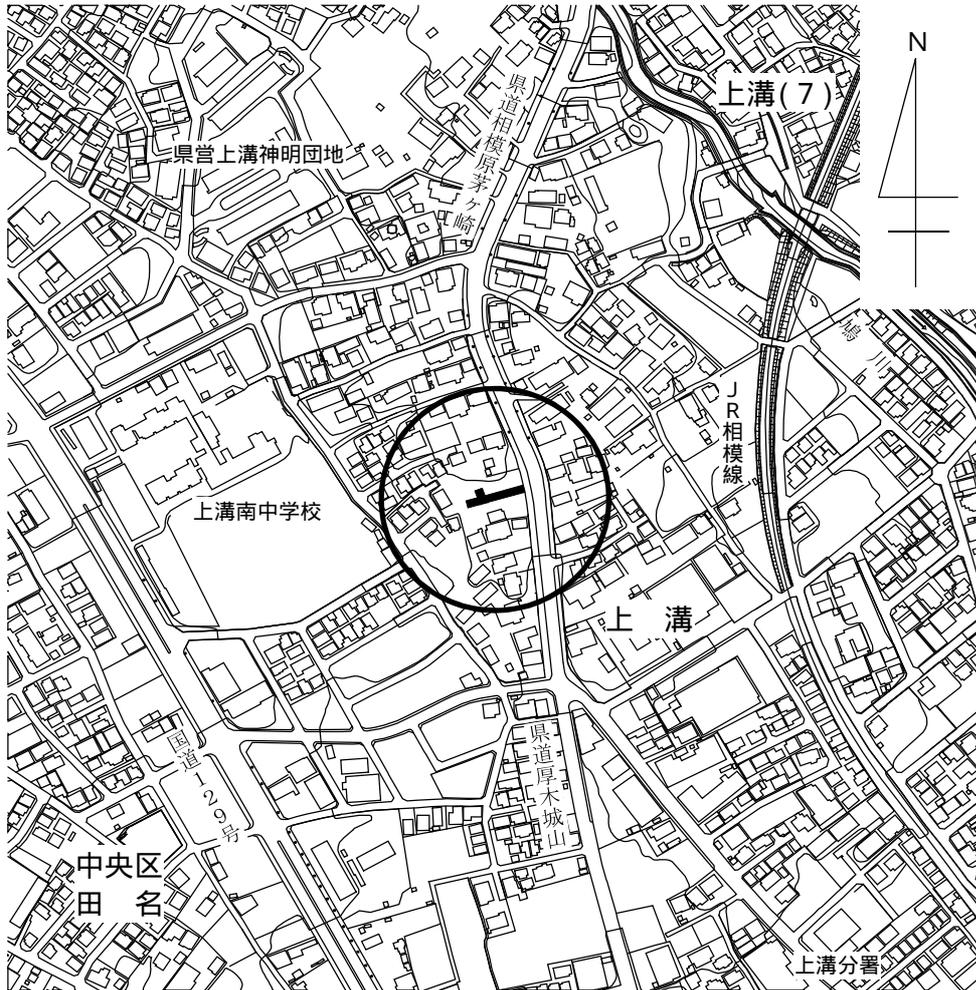


2 道路の概要

路線名	上溝926号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区上溝593番25 外9筆
開発行為の面積	1,172.92m ²
予定建築物の用途等	専用住宅8宅地
区域区分等	市街化区域 (準工業地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

別 図 7

1 案内図

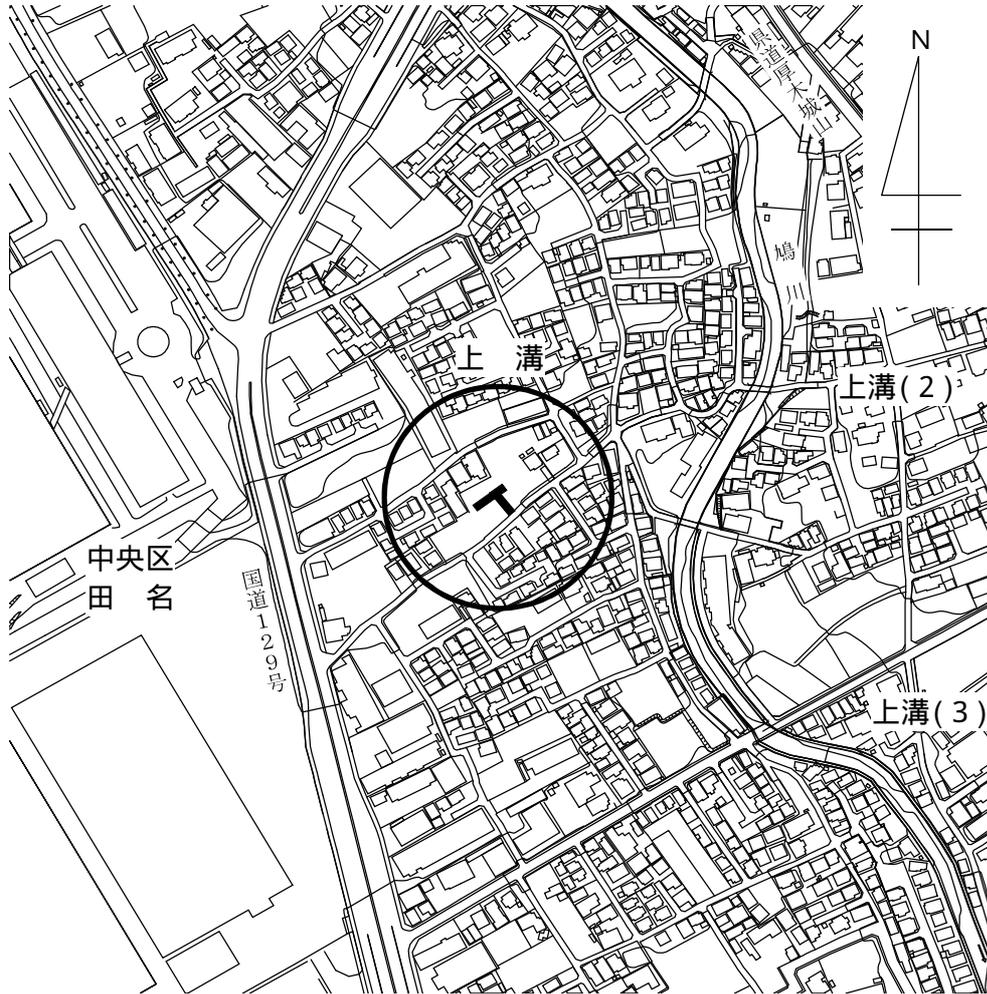


2 道路の概要

路線名	上溝927号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区上溝2220番6 外20筆
開発行為の面積	1,922.98m ²
予定建築物の用途等	専用住宅14宅地
区域区分等	市街化区域 (第2種中高層住居専用地域・ 第1種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

別 図 8

1 案内図

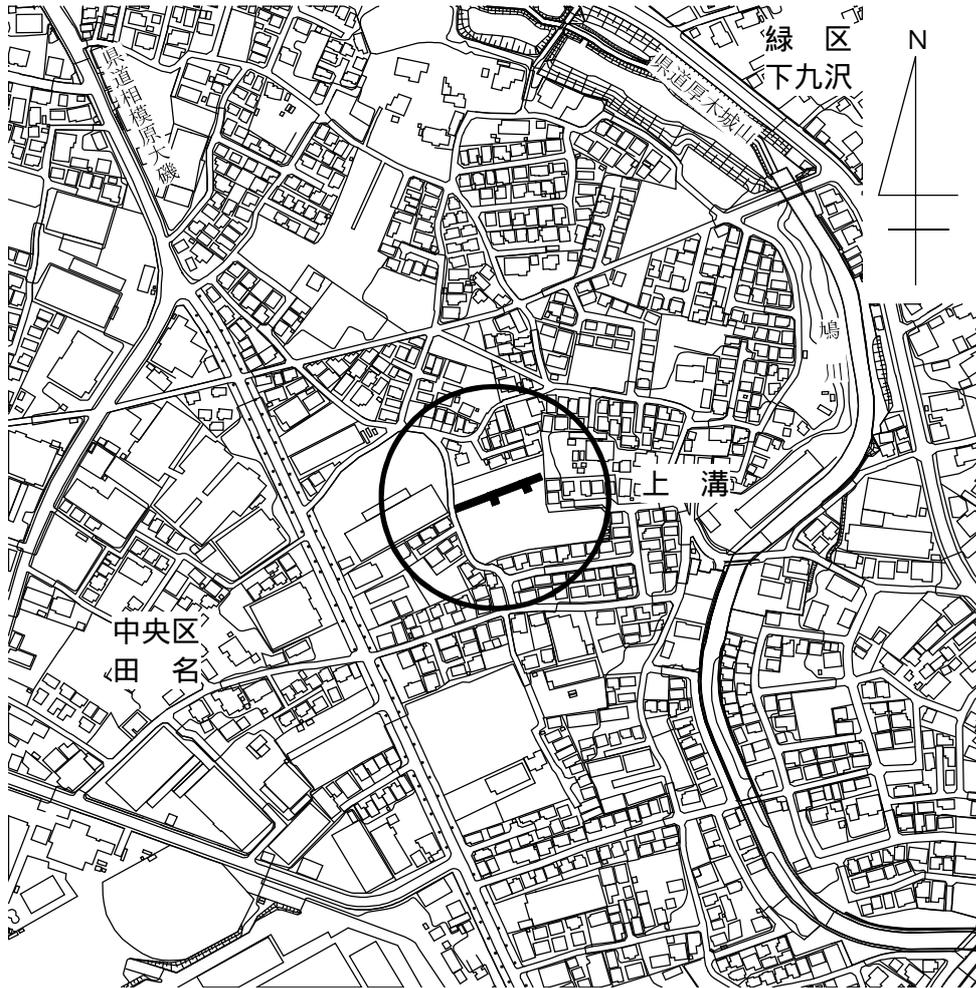


2 道路の概要

路線名	上溝928号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区上溝3980番1 外11筆
開発行為の面積	1,329.57m ²
予定建築物の用途等	専用住宅10宅地
区域区分等	市街化区域 (準工業地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

別 図 9

1 案内図



2 道路の概要

路線名	上溝929号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区上溝4515番1 外15筆
開発行為の面積	1,823.14m ²
予定建築物の用途等	専用住宅13宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

別 図 1 0

1 案内図



2 道路の概要

路線名	上矢部110号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区上矢部2丁目347番5 外8筆
開発行為の面積	1,089.08m ²
予定建築物の用途等	専用住宅7宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

別 図 1 1

1 案内図



2 道路の概要

路線名	淵野辺111号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	中央区淵野辺2丁目4230番1 外22筆
開発行為の面積	1,457.31m ²
予定建築物の用途等	専用住宅11宅地
区域区分等	市街化区域 (準工業地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

別 図 1 2

1 案内図

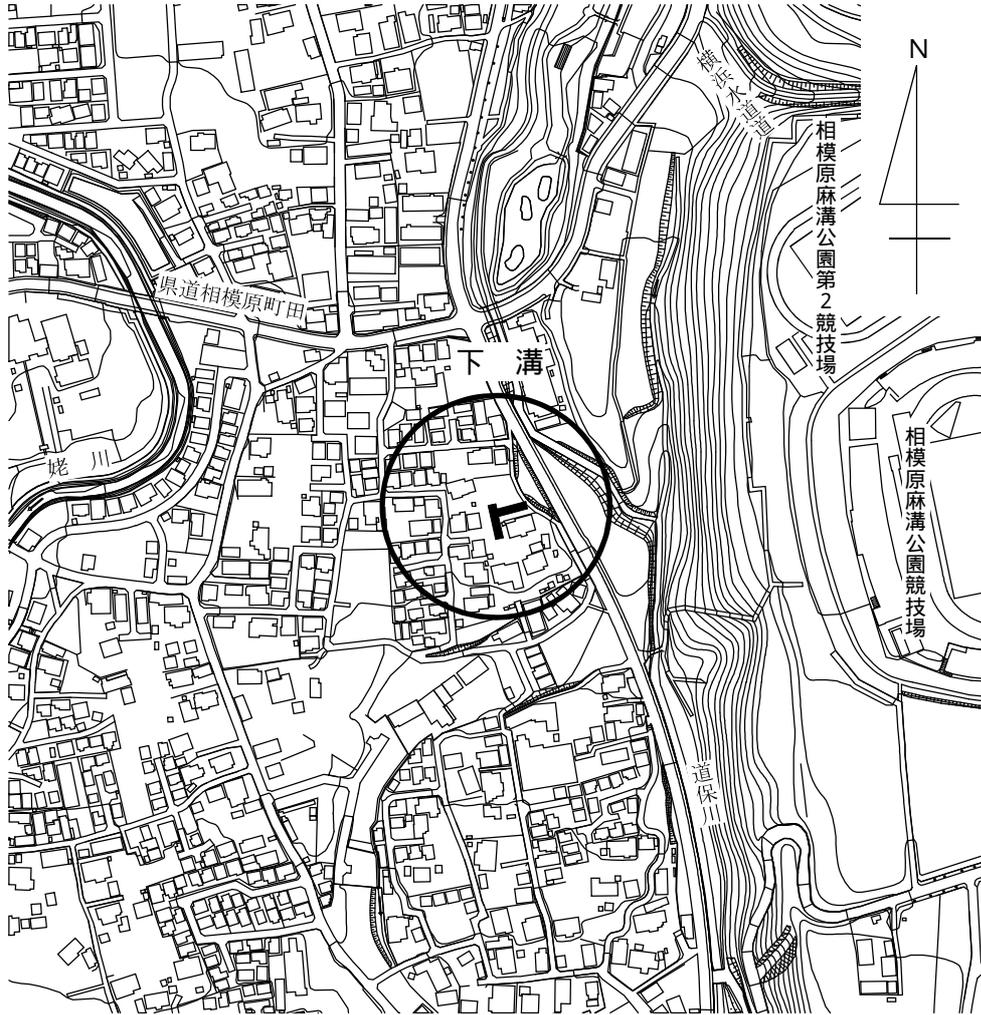


2 道路の概要

路線名	上鶴間本町38号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区上鶴間本町1丁目3181番4外9筆
開発行為の面積	1,320.04m ²
予定建築物の用途等	専用住宅8宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

別 図 1 3

1 案内図

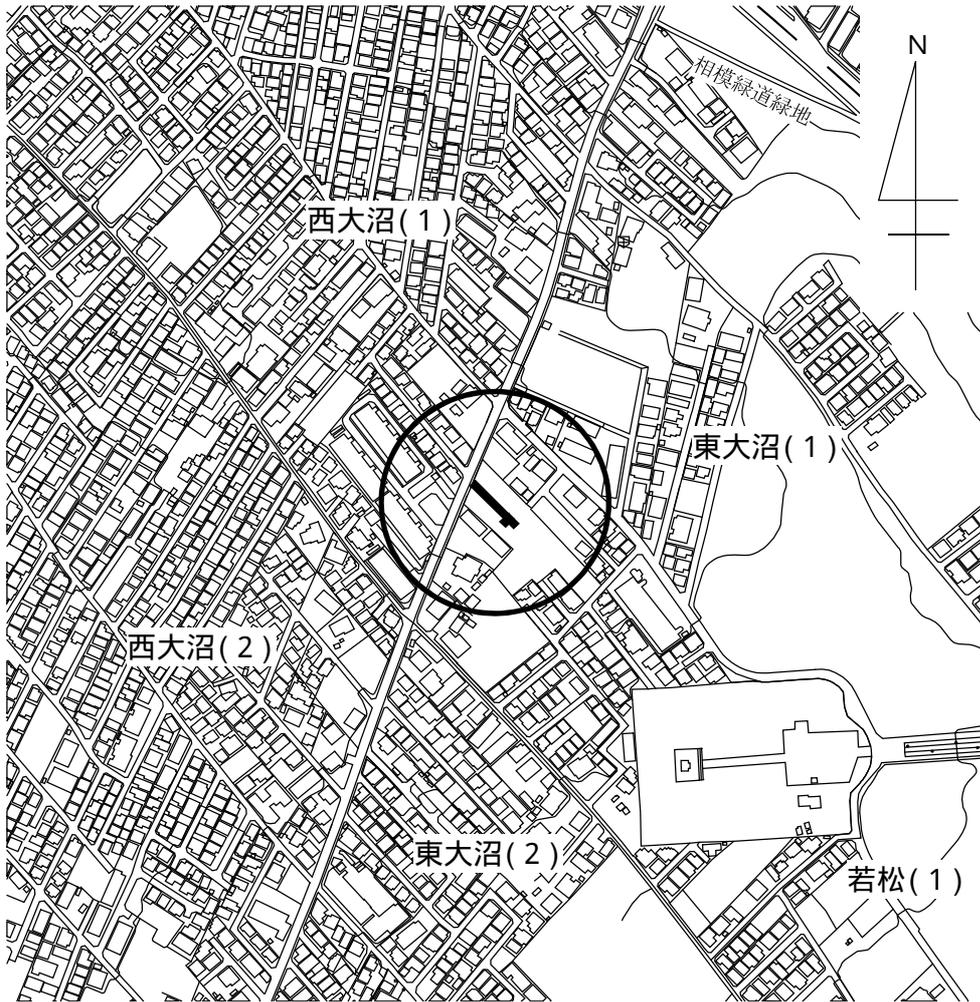


2 道路の概要

路線名	下溝536号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区下溝1989番3 外11筆
開発行為の面積	1,284.77㎡
予定建築物の用途等	専用住宅8宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

別 図 1 4

1 案内図



2 道路の概要

路線名	東大沼67号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	南区東大沼1丁目3347番1 外12筆
開発行為の面積	1,460.04m ²
予定建築物の用途等	専用住宅10宅地
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域・ 第1種中高層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

別 図 1 5

1 案内図



2 道路の概要

路線名	西橋本88号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	緑区西橋本4丁目2044番78
受納面積	171.70m ²
区域区分等	市街化区域 (工業地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

別 図 1 6

1 案内図

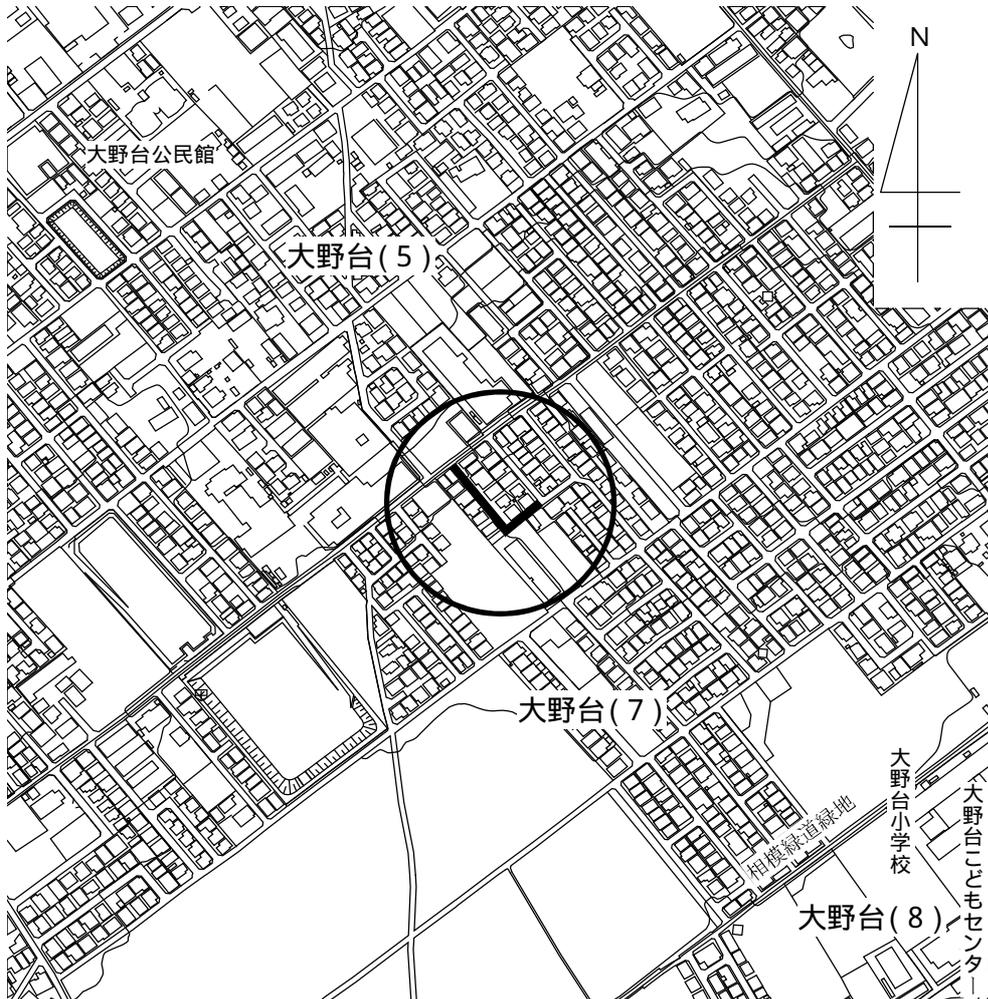


2 道路の概要

路線名	橋本150号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	緑区橋本7丁目760番22
受納面積	183.54㎡
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

別 図 1 7

1 案内図

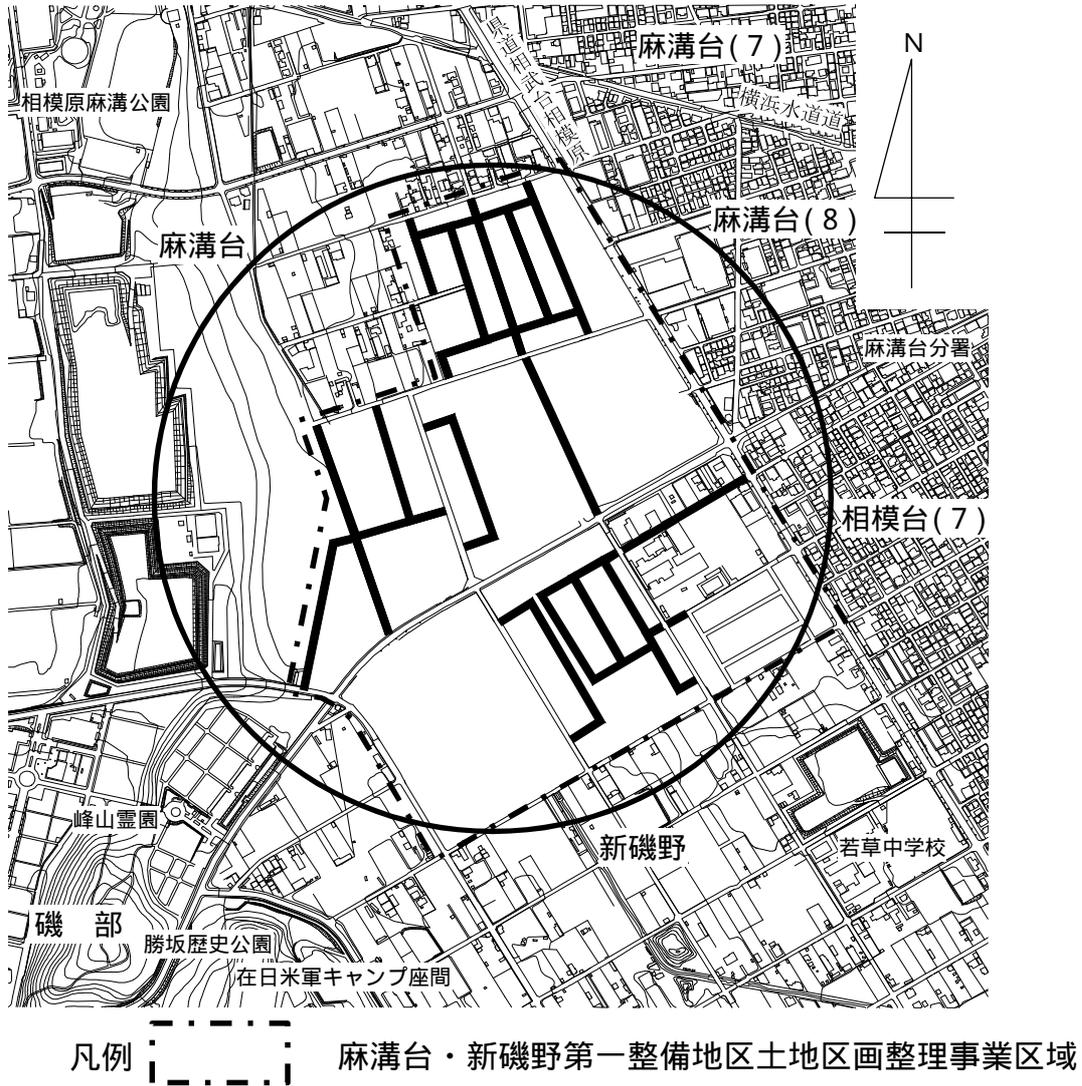


2 道路の概要

路線名	大野台248号
認定の理由	寄附受納
寄附の申請地	南区大野台7丁目2554番4 外1筆
受納面積	180.63m ²
区域区分等	市街化区域 (第1種低層住居専用地域)
路面の状況	砂利、側溝なし
備考	

別 図 1

1 案内図

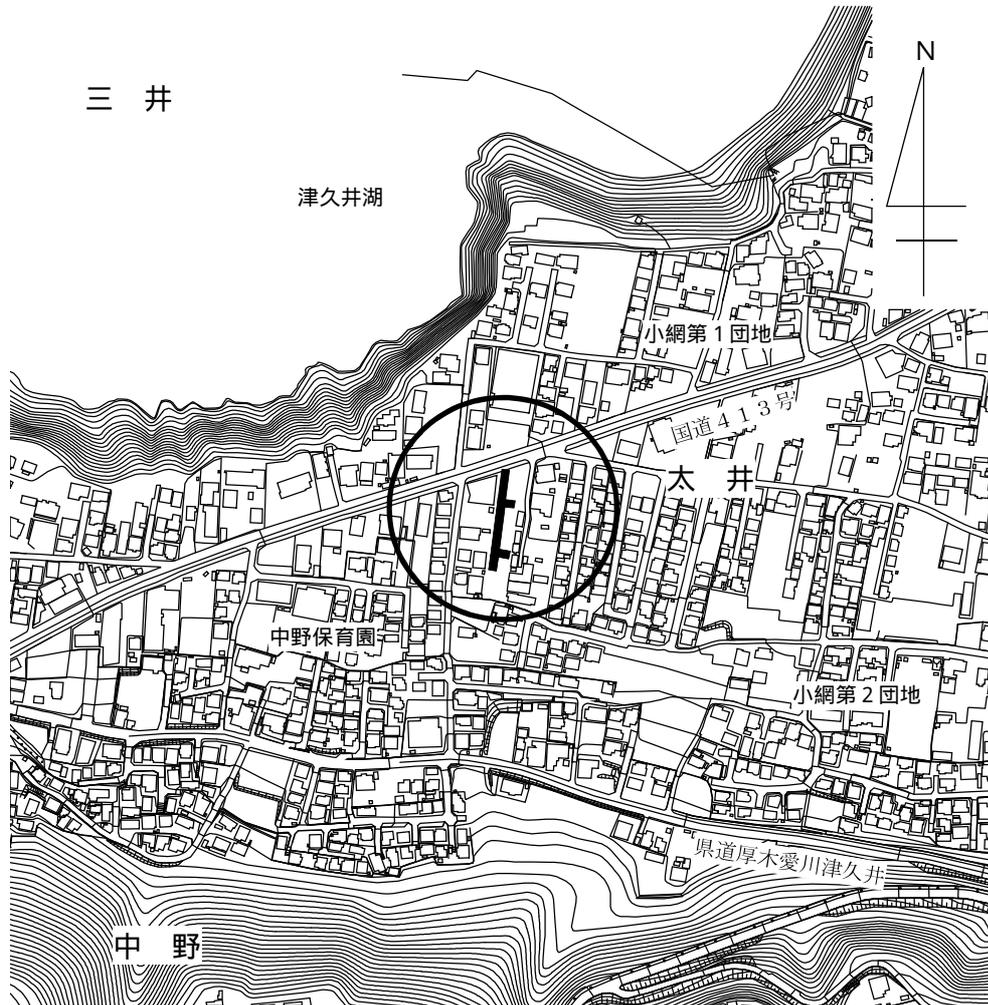


2 道路の概要

路線名	麻溝台190号、 麻溝台195号、 新磯野106号、 新磯野111号	麻溝台191号、 麻溝台192号、 麻溝台193号、 麻溝台194号、 麻溝台196号、 麻溝台197号、 麻溝台198号、 新磯野105号、 新磯野107号、 新磯野108号、 新磯野109号、 新磯野110号	麻溝台184号	麻溝台185号	麻溝台186号、 麻溝台187号、 麻溝台188号、 麻溝台189号
認定の理由	土地区画整理事業に伴う認定				
土地区画整理事業の所在	南区麻溝台2816番2 外835筆				
土地区画整理事業区域の面積	約38.1ha				
予定建築物の用途等	専用住宅等				
区域区分等	市街化区域 (第1種中高層 住居専用地 域・第2種住 居地域)	市街化区域 (第1種中高層 住居専用地 域)	市街化区域 (第2種住居地 域)	市街化区域 (準工業地域)	市街化区域 (工業地域)
備考					

別 図 2

1 案内図

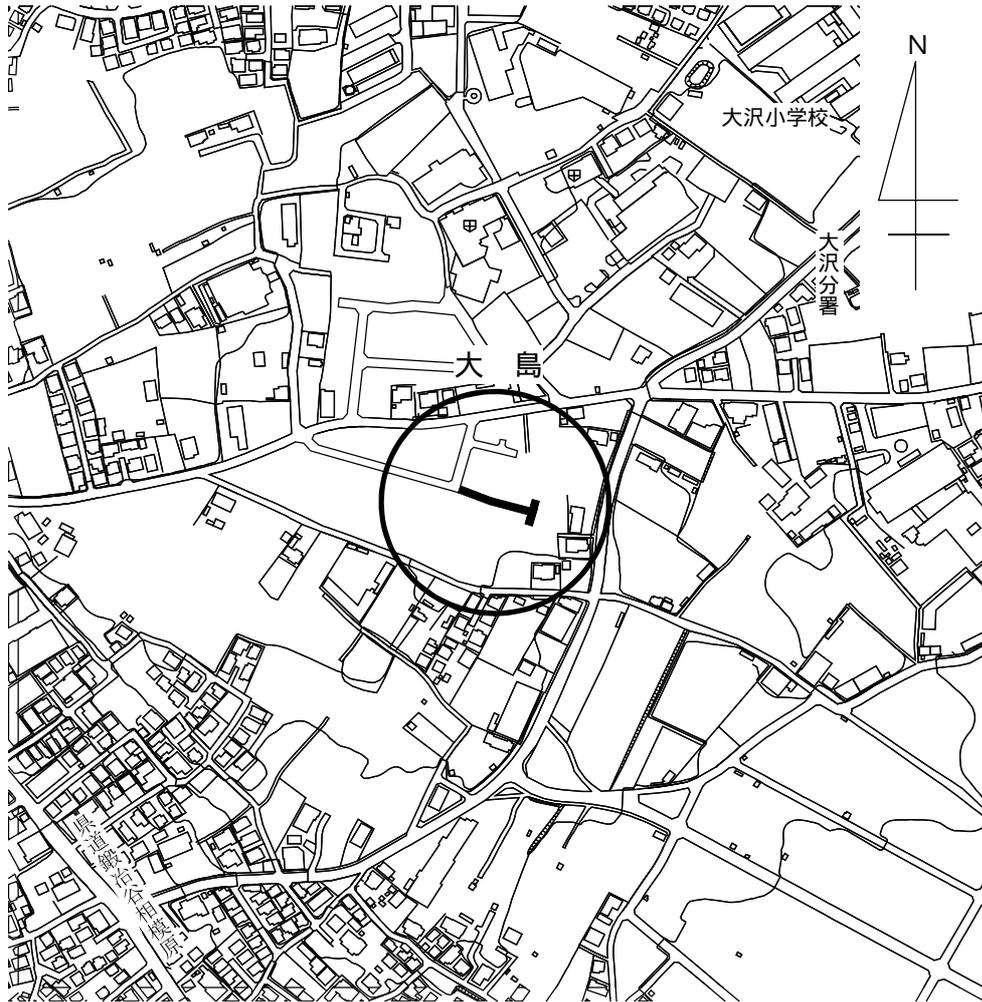


2 道路の概要

路線名	太井24号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区太井199番1 外11筆
開発行為の面積	1,362.03m ²
予定建築物の用途等	専用住宅7宅地
区域区分等	非線引き都市計画区域 (第1種中高層住居専用地域・ 第1種住居地域)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	片隅切、車返しあり

別 図 3

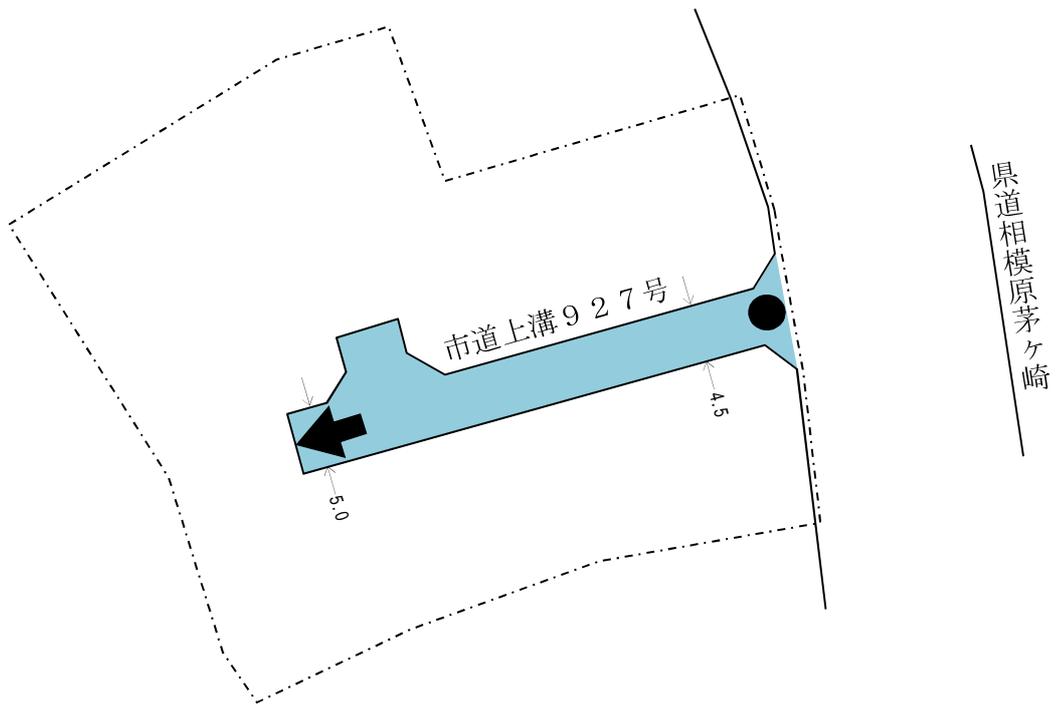
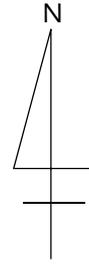
1 案内図



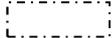
2 道路の概要

路線名	大島488号
認定の理由	開発行為による帰属
開発行為の所在	緑区大島1713番1 外10筆
開発行為の面積	1,800.70m ²
予定建築物の用途等	専用住宅9宅地
区域区分等	市街化調整区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条第11号の規定による開発許可の基準に適合)
路面の状況	舗装、側溝あり
備考	車返しあり

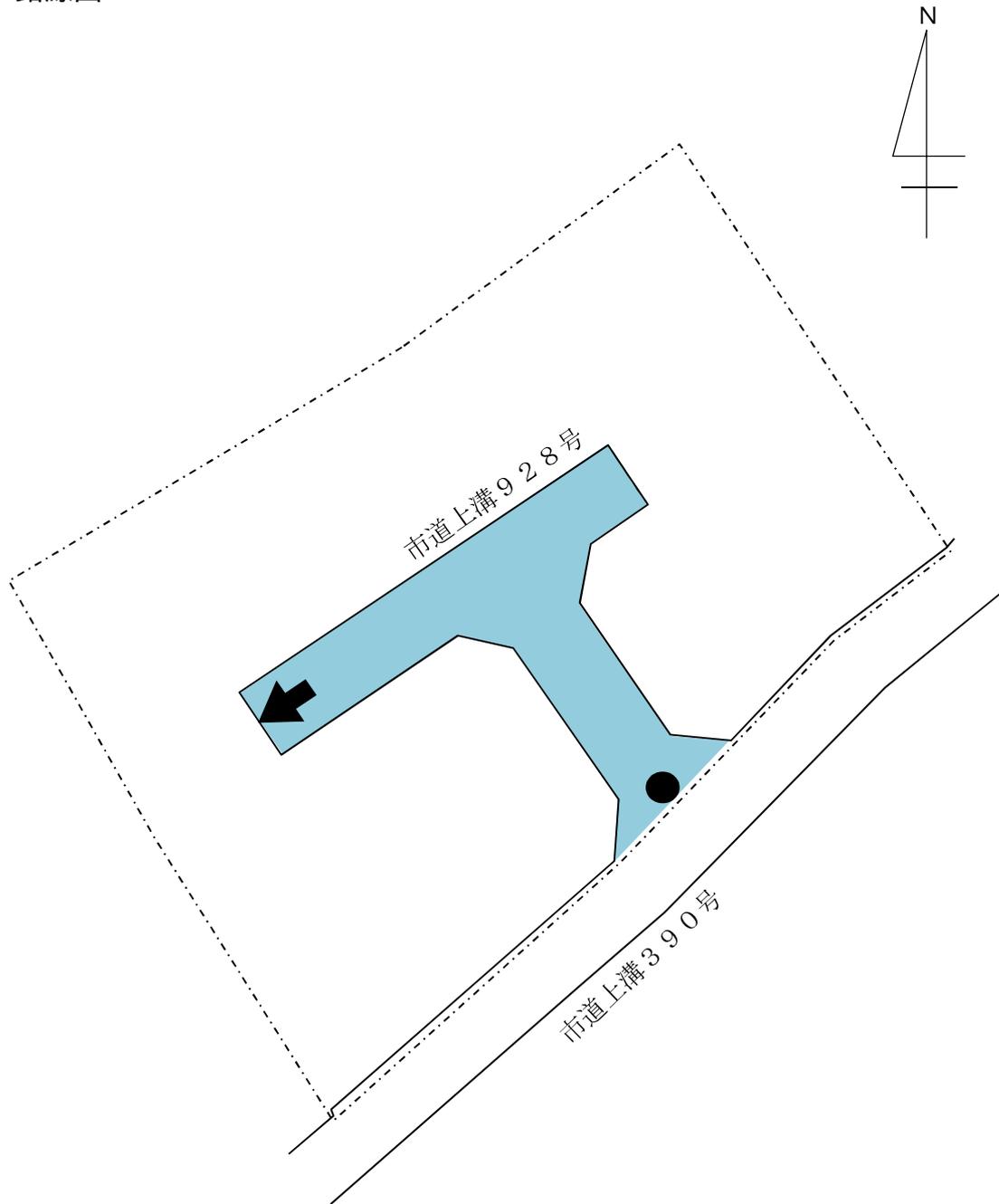
3 路線図



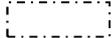
凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5 ~ 5.0m
- 延長 43m

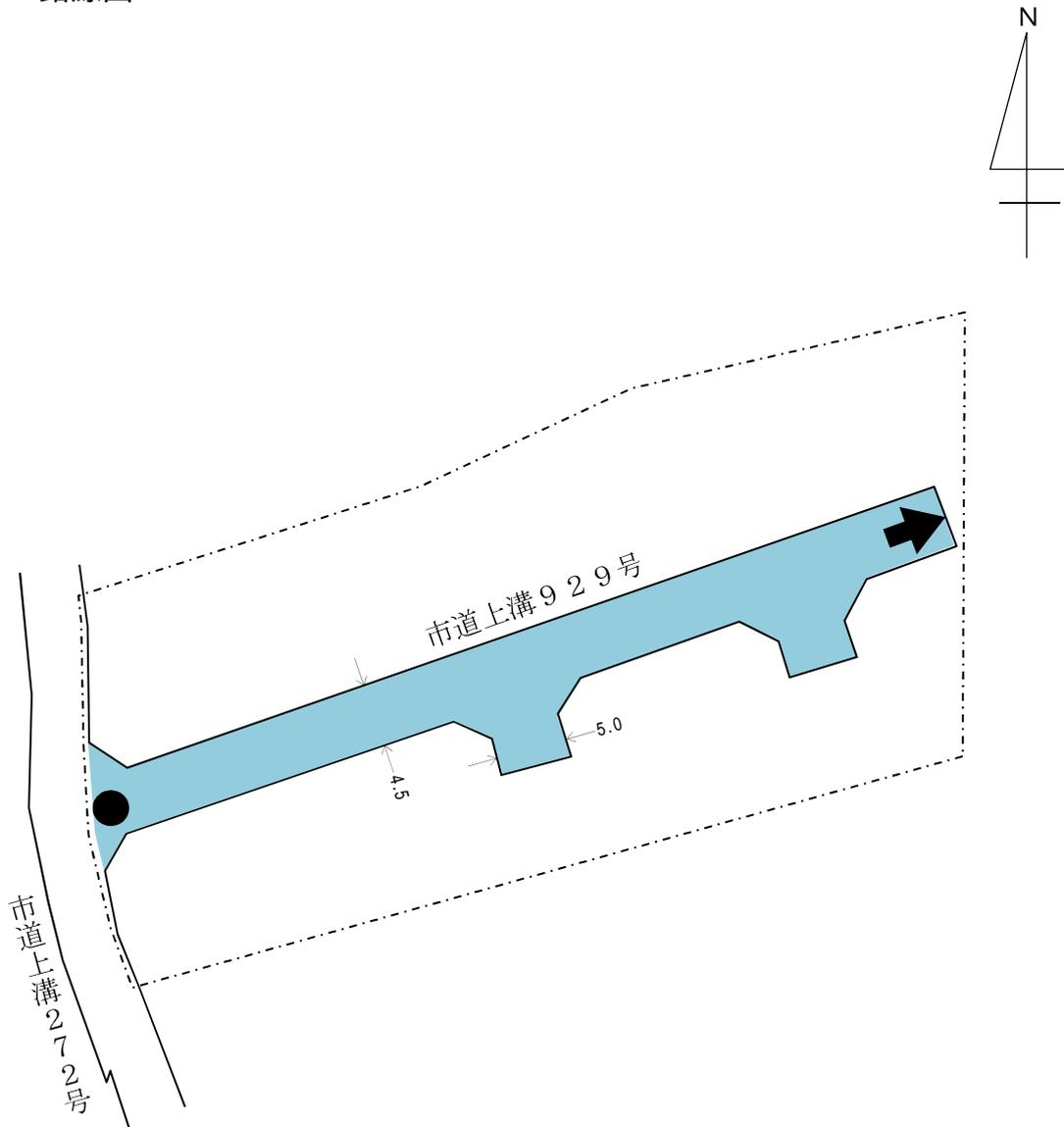
3 路線図



凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5m
- 延長 38m

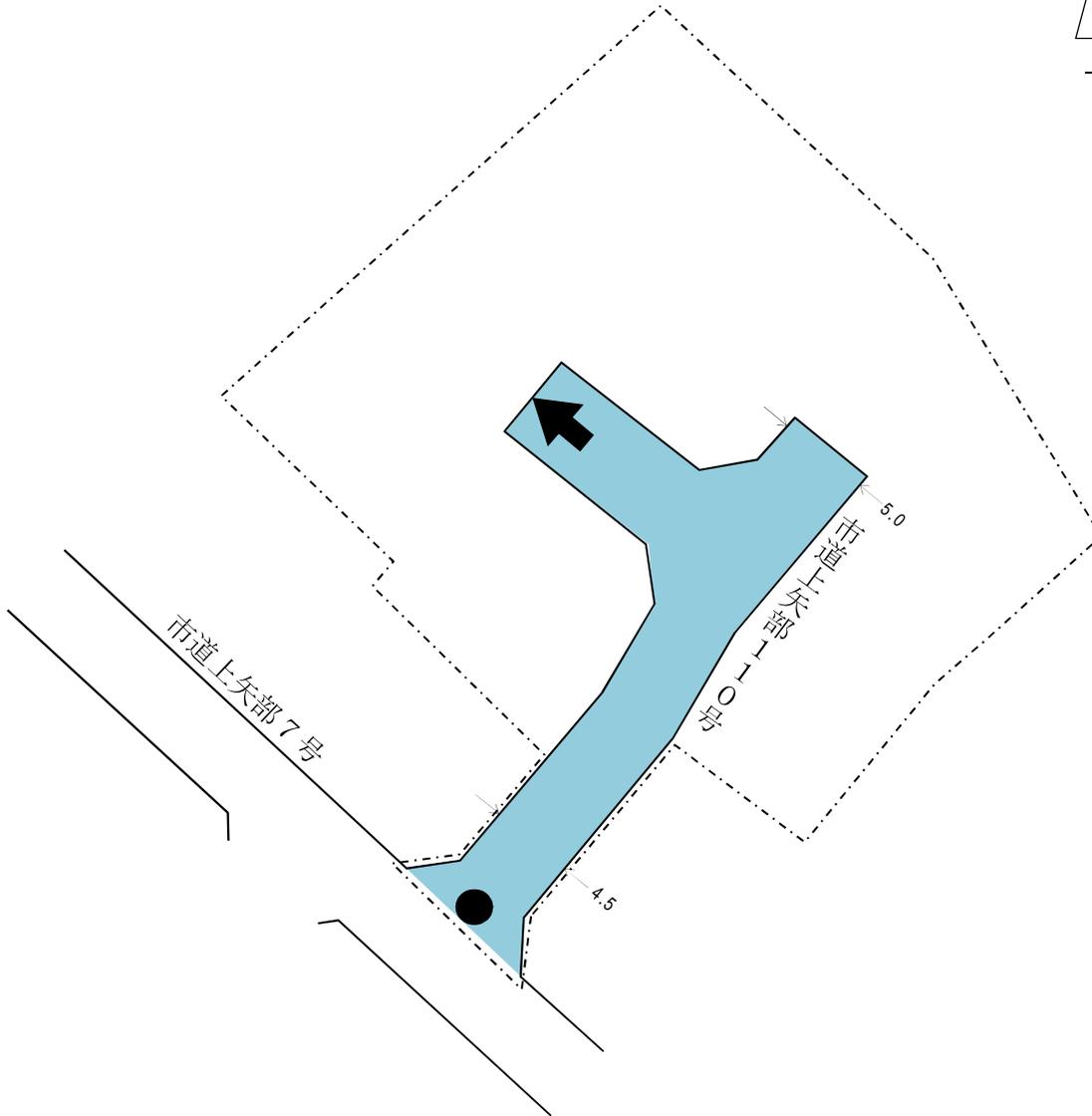
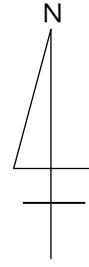
3 路線図



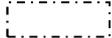
凡例

- 開発区域
- 認定路線
- 幅員 4.5 ~ 5.0m
- 延長 71m

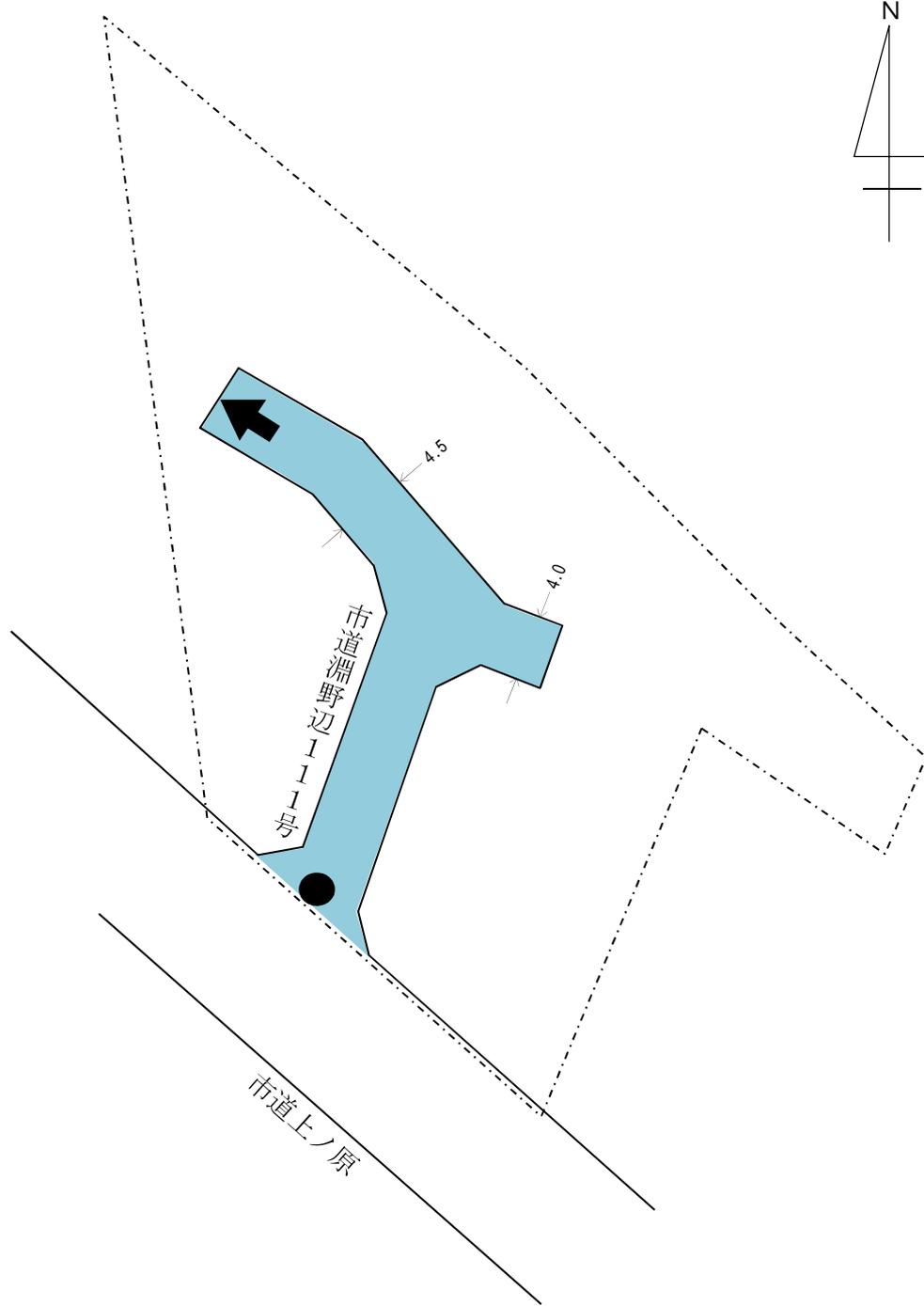
3 路線図



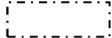
凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5 ~ 5.0m
- 延長 41m

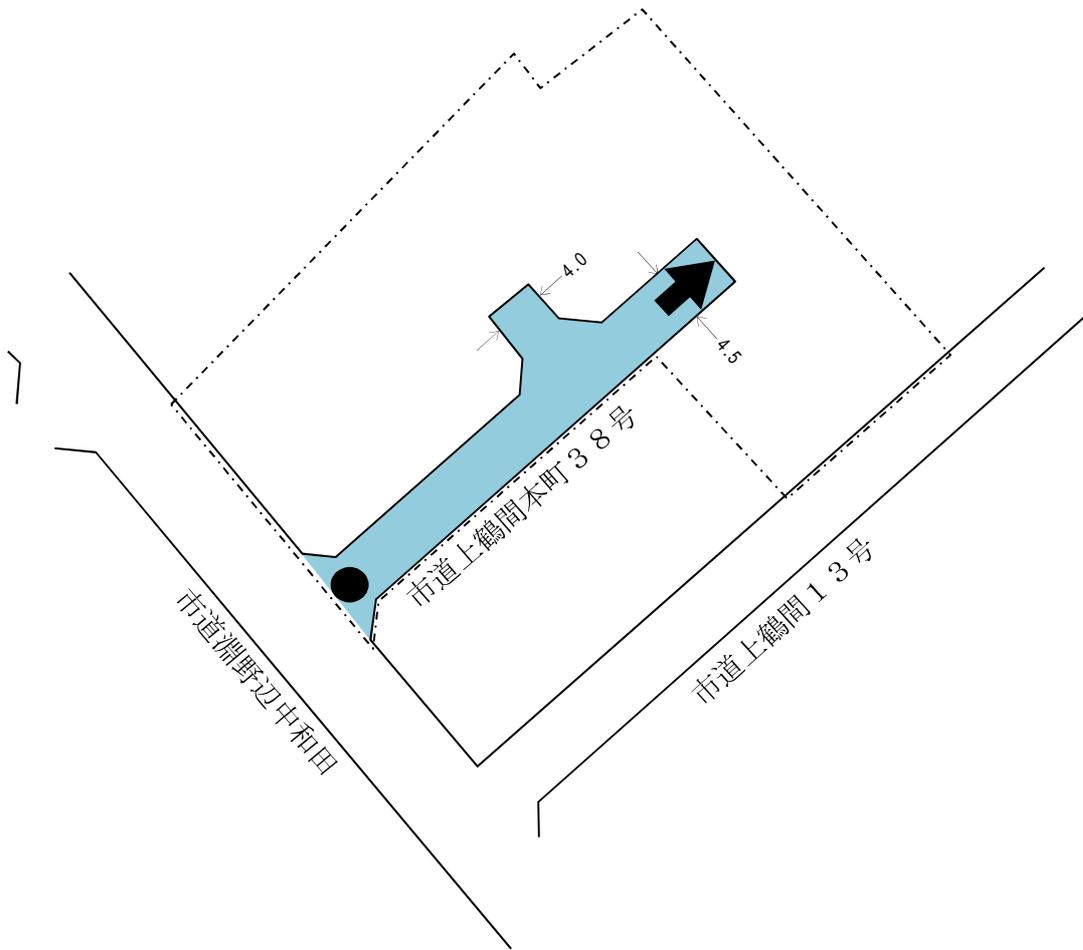
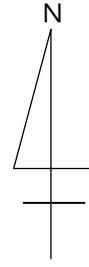
3 路線図



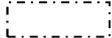
凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.0～4.5m
- 延長 45m

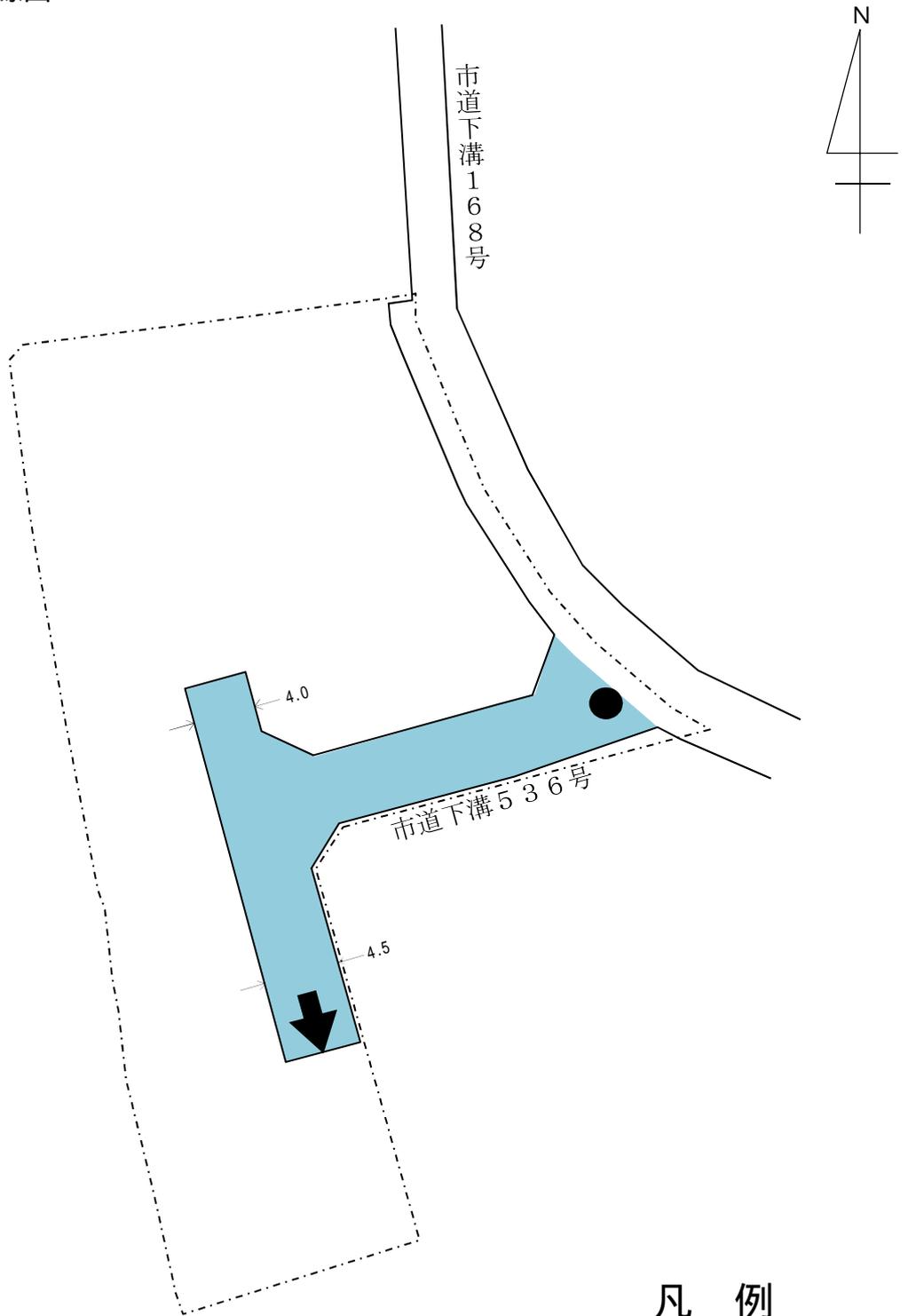
3 路線図



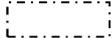
凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.0~4.5m
- 延長 44m

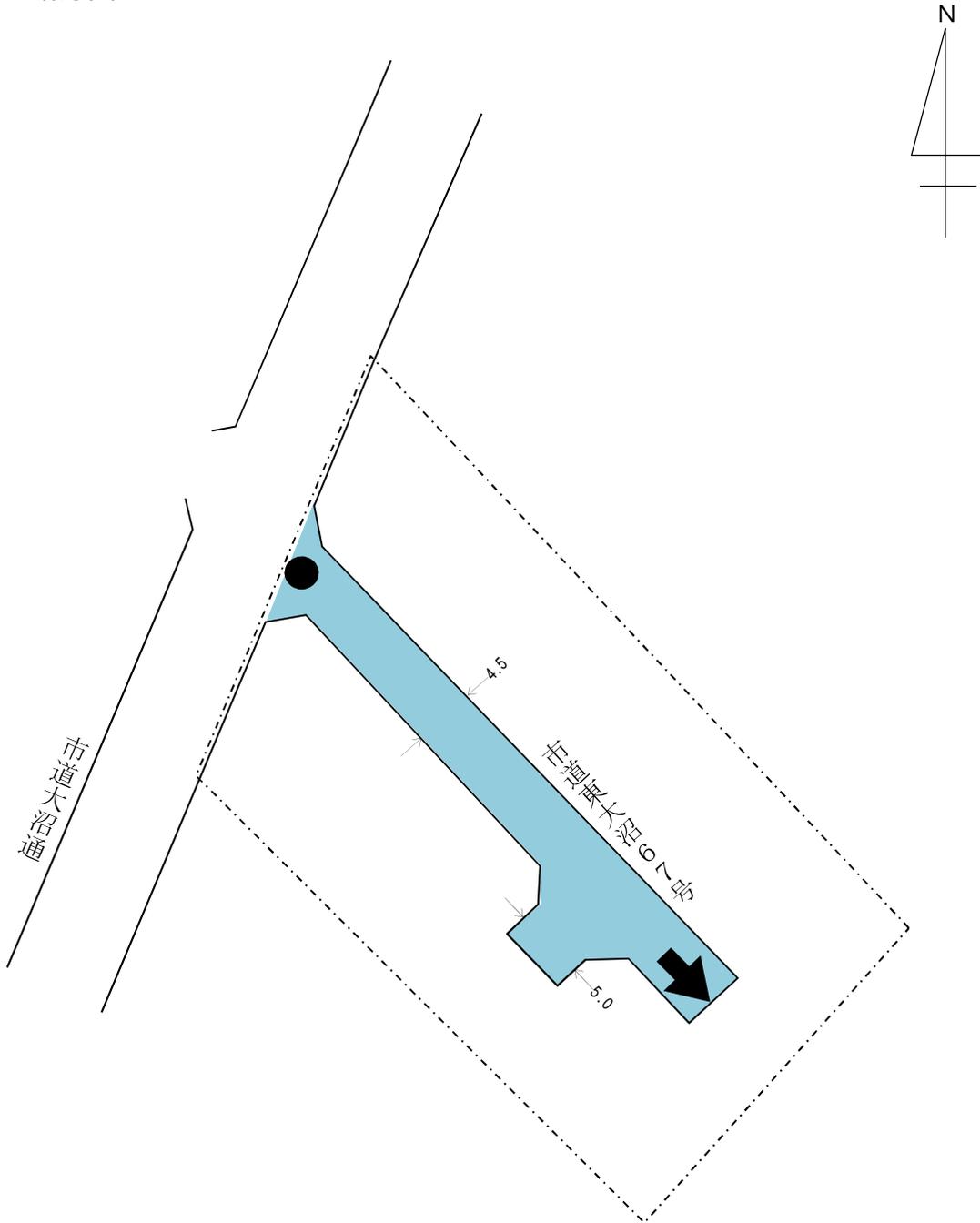
3 路線図



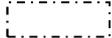
凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.0~4.5m
- 延長 44m

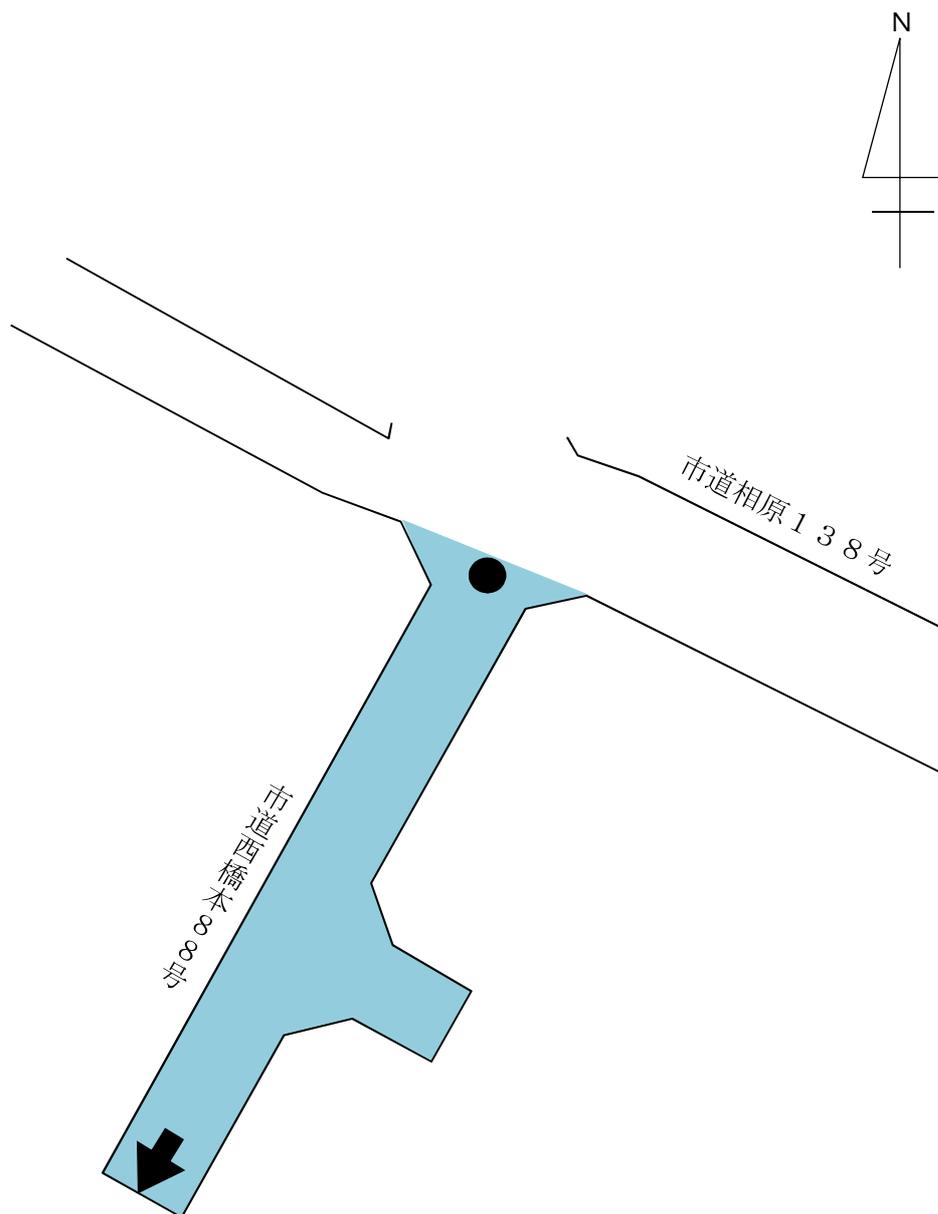
3 路線図



凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5 ~ 5.0m
- 延長 48m

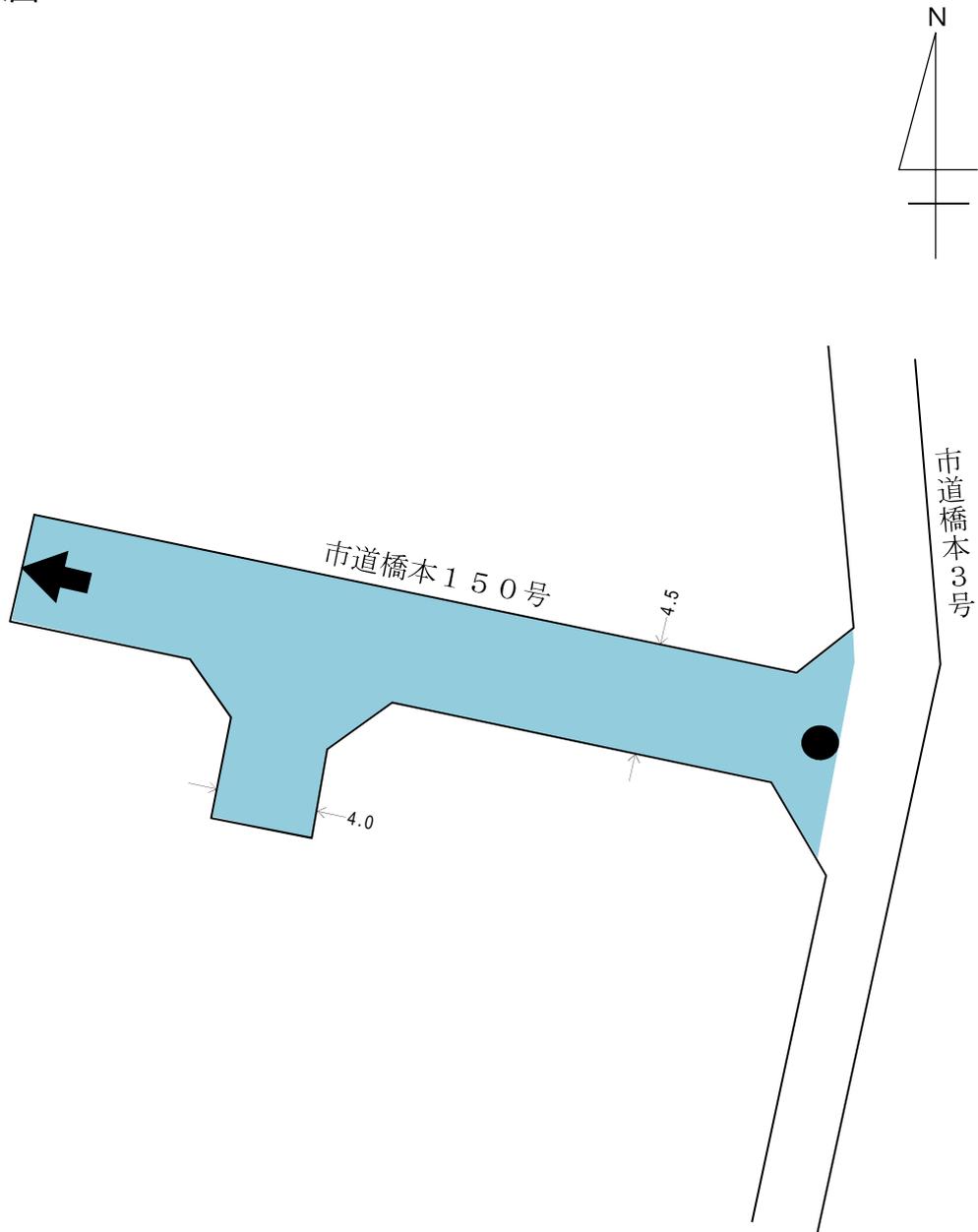
3 路線図



凡 例

-  認定路線
- 幅員 4.0m
- 延長 40m

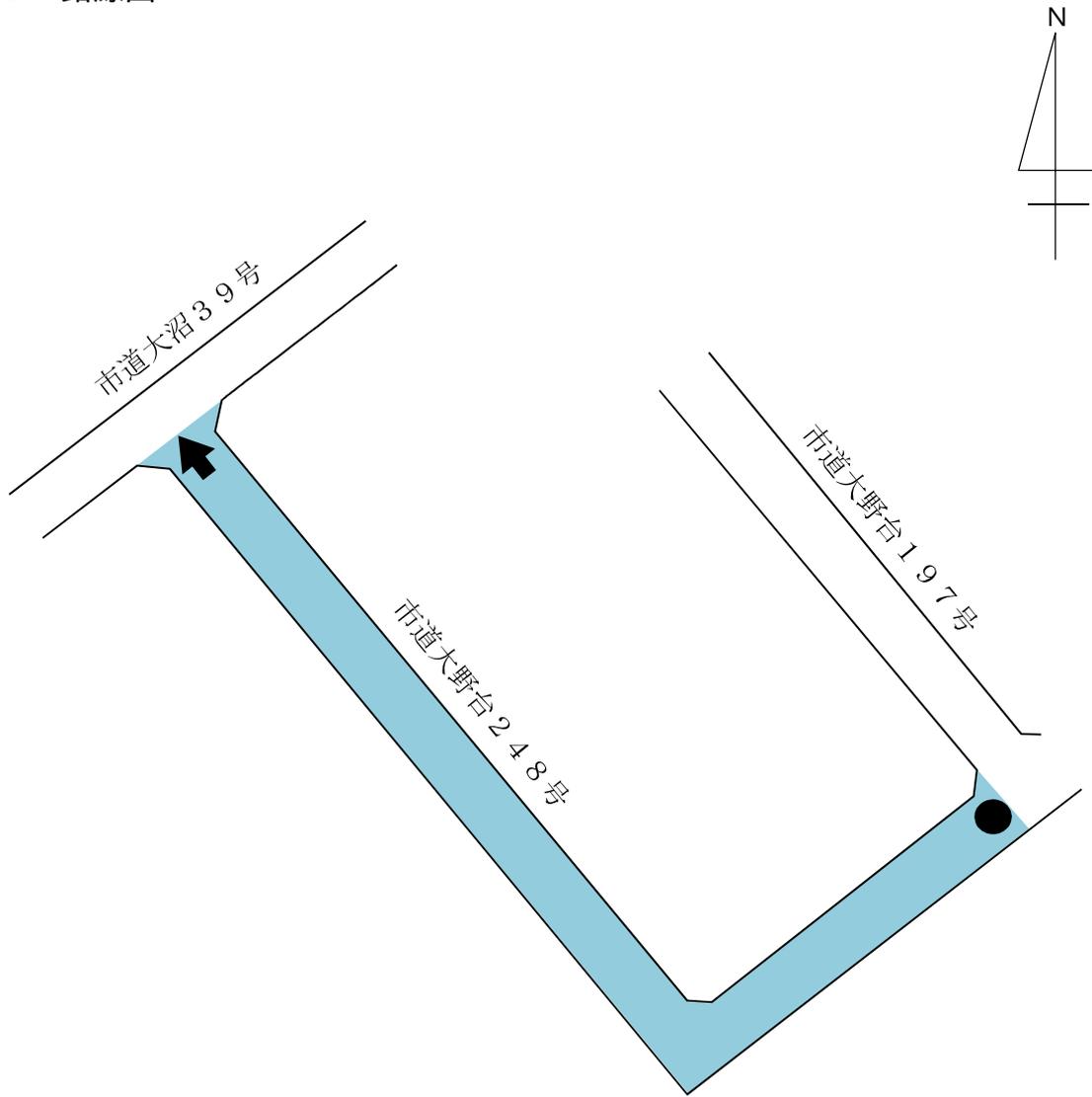
3 路線図



凡 例

-  認定路線
- 幅員 4.0 ~ 4.5m
- 延長 39m

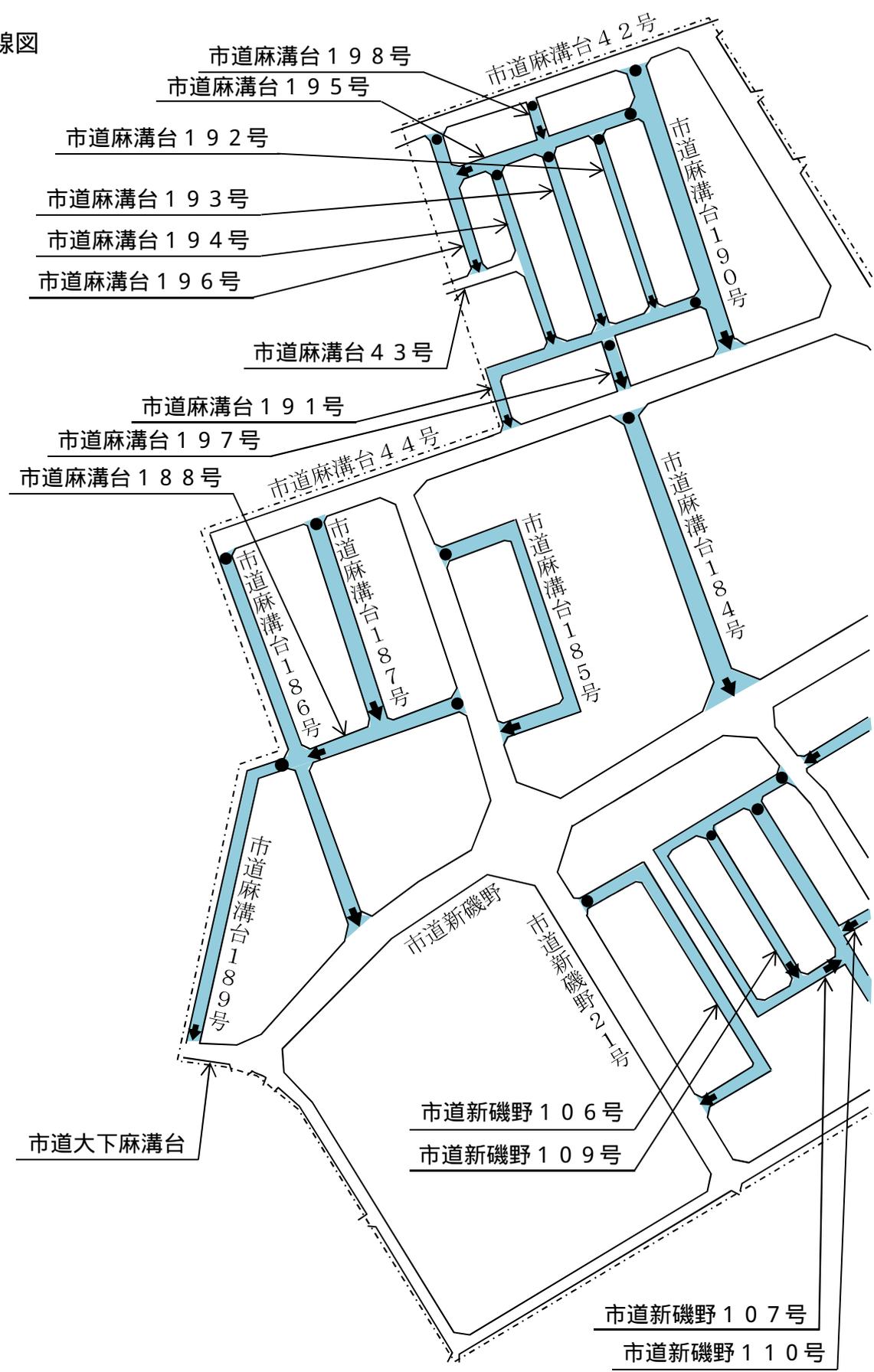
3 路線図



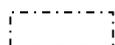
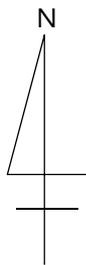
凡 例

-  認定路線
- 幅員 4.0m
- 延長 84m

3 路線図



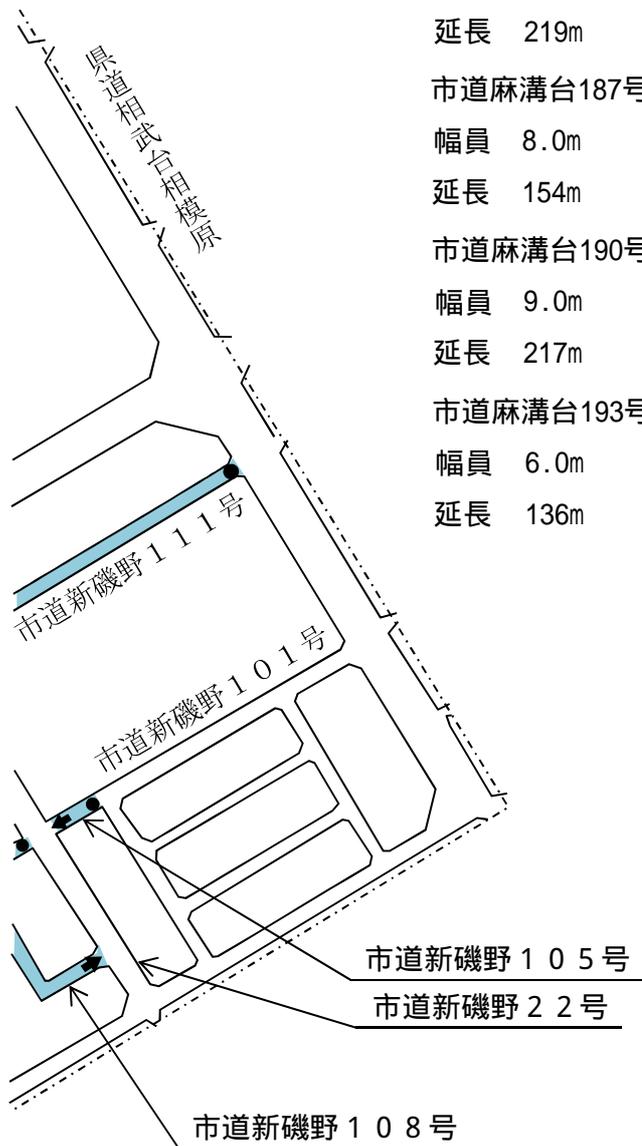
凡例



麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業区域

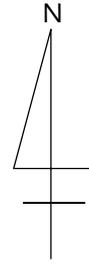
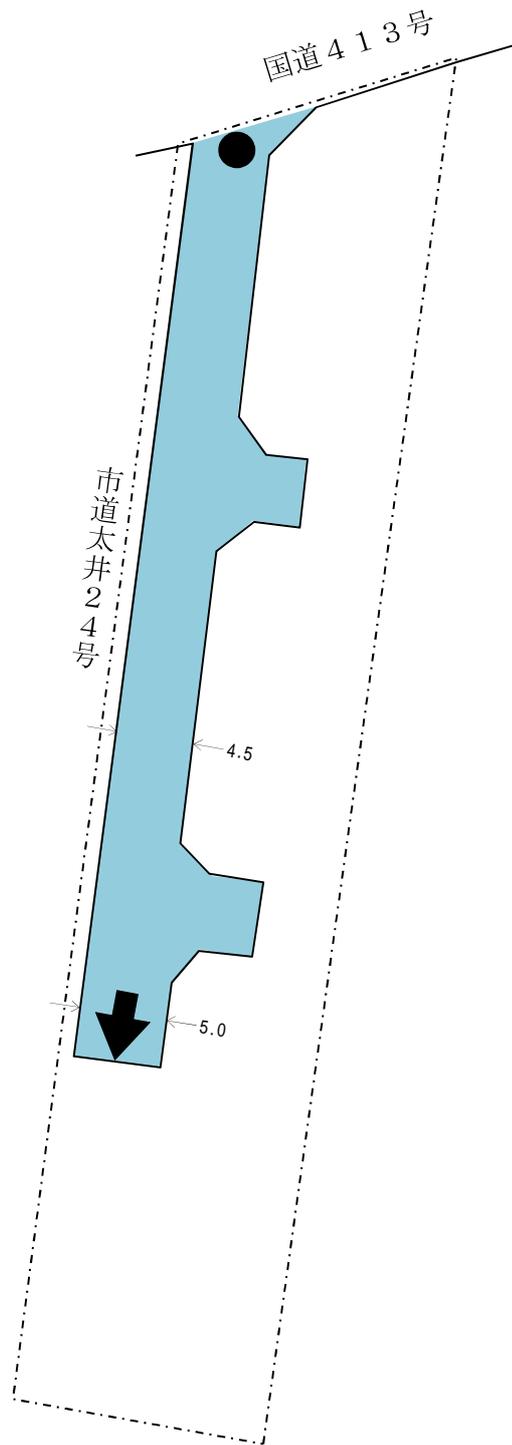


認定路線

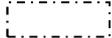


市道麻溝台184号 幅員 13.0m 延長 219m	市道麻溝台185号 幅員 8.0m 延長 240m	市道麻溝台186号 幅員 10.0m 延長 288m
市道麻溝台187号 幅員 8.0m 延長 154m	市道麻溝台188号 幅員 8.0m 延長 108m	市道麻溝台189号 幅員 6.0m 延長 220m
市道麻溝台190号 幅員 9.0m 延長 217m	市道麻溝台191号 幅員 6.0m 延長 193m	市道麻溝台192号 幅員 6.0m 延長 136m
市道麻溝台193号 幅員 6.0m 延長 136m	市道麻溝台194号 幅員 6.0m 延長 136m	市道麻溝台195号 幅員 6.0m 延長 133m
	市道麻溝台196号 幅員 6.0m 延長 104m	市道麻溝台197号 幅員 6.0m 延長 40m
	市道麻溝台198号 幅員 6.0m 延長 30m	市道新磯野105号 幅員 6.0m 延長 30m
	市道新磯野106号 幅員 8.0m 延長 265m	市道新磯野107号 幅員 6.0m 延長 301m
	市道新磯野108号 幅員 6.0m 延長 222m	市道新磯野109号 幅員 6.0m 延長 127m
	市道新磯野110号 幅員 6.0m 延長 29m	市道新磯野111号 幅員 6.0m 延長 183m

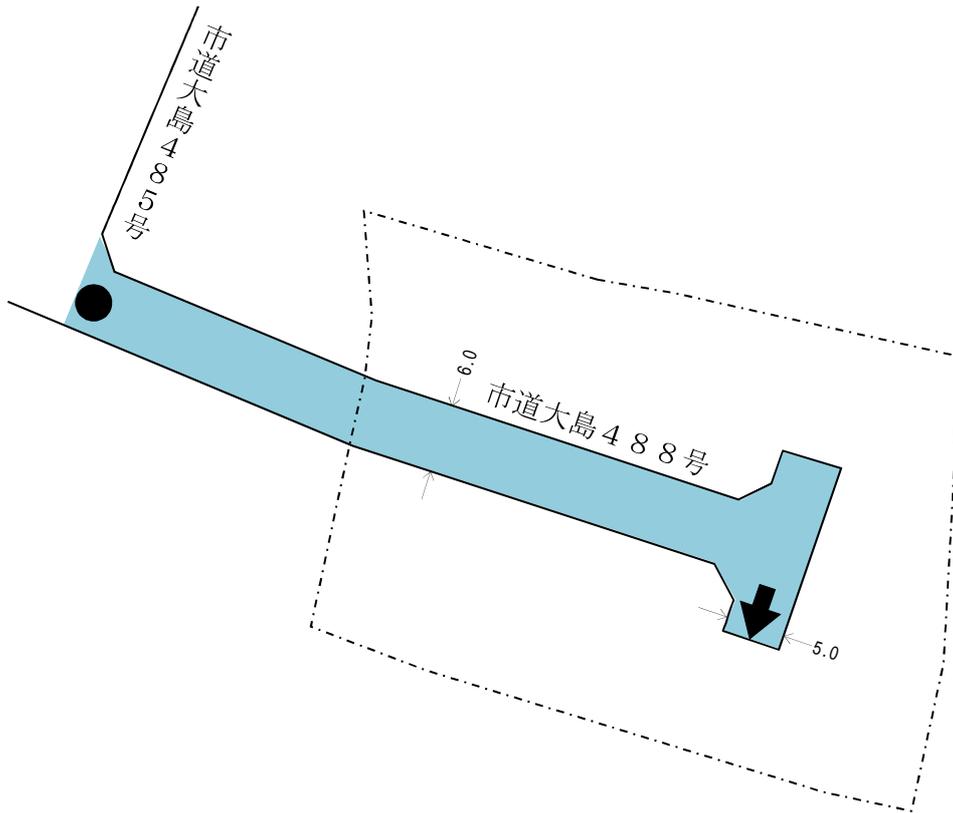
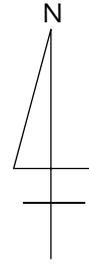
3 路線図



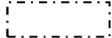
凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5 ~ 5.0m
- 延長 73m

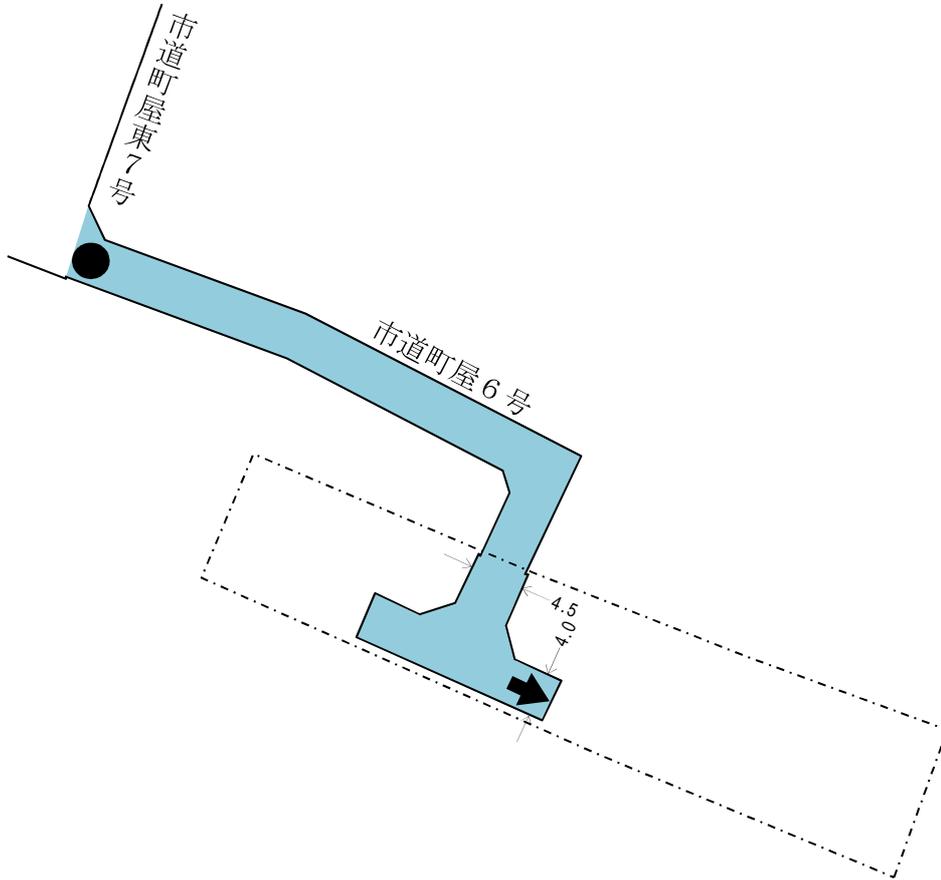
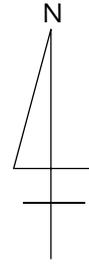
3 路線図



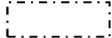
凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 5.0 ~ 6.0m
- 延長 73m

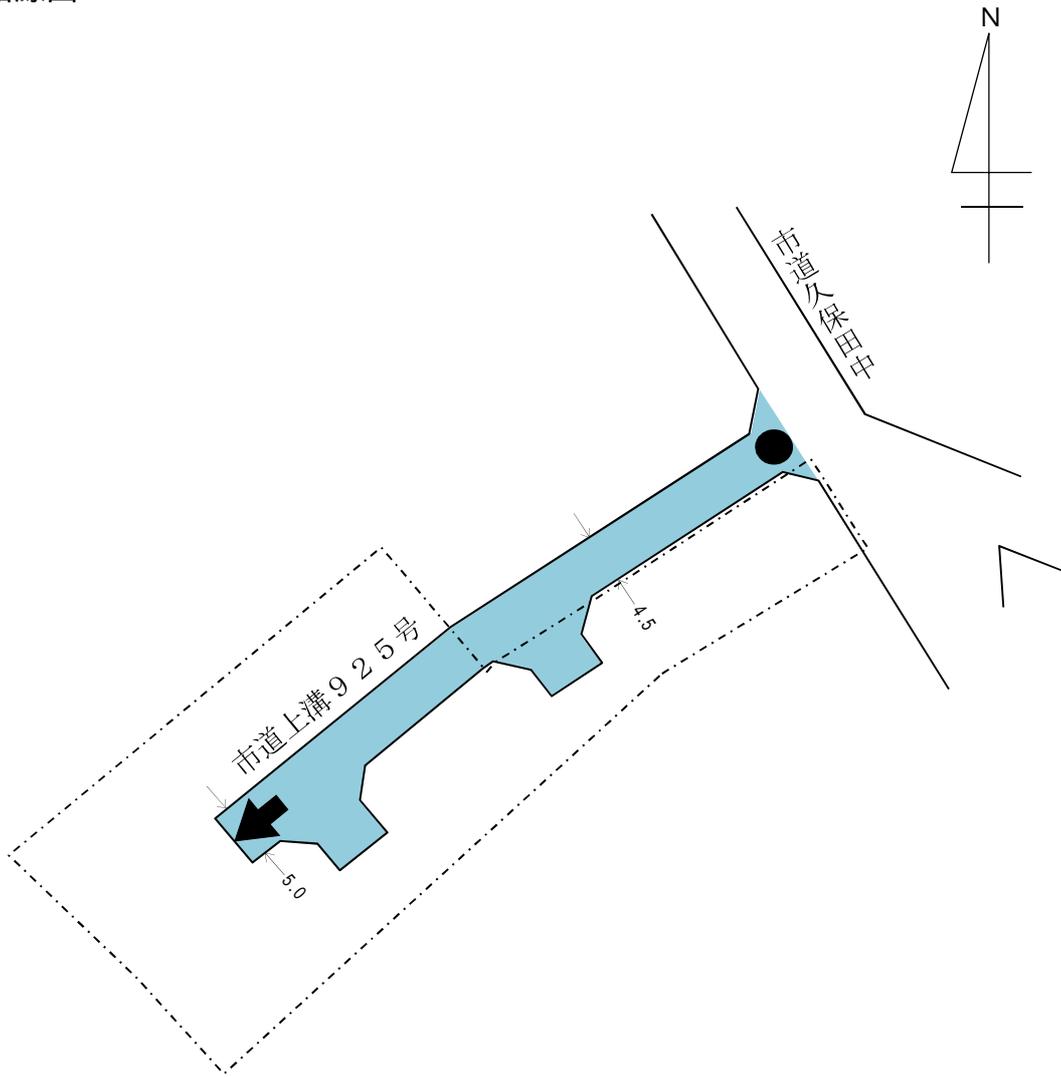
3 路線図



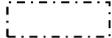
凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.0 ~ 4.5m
- 延長 73m

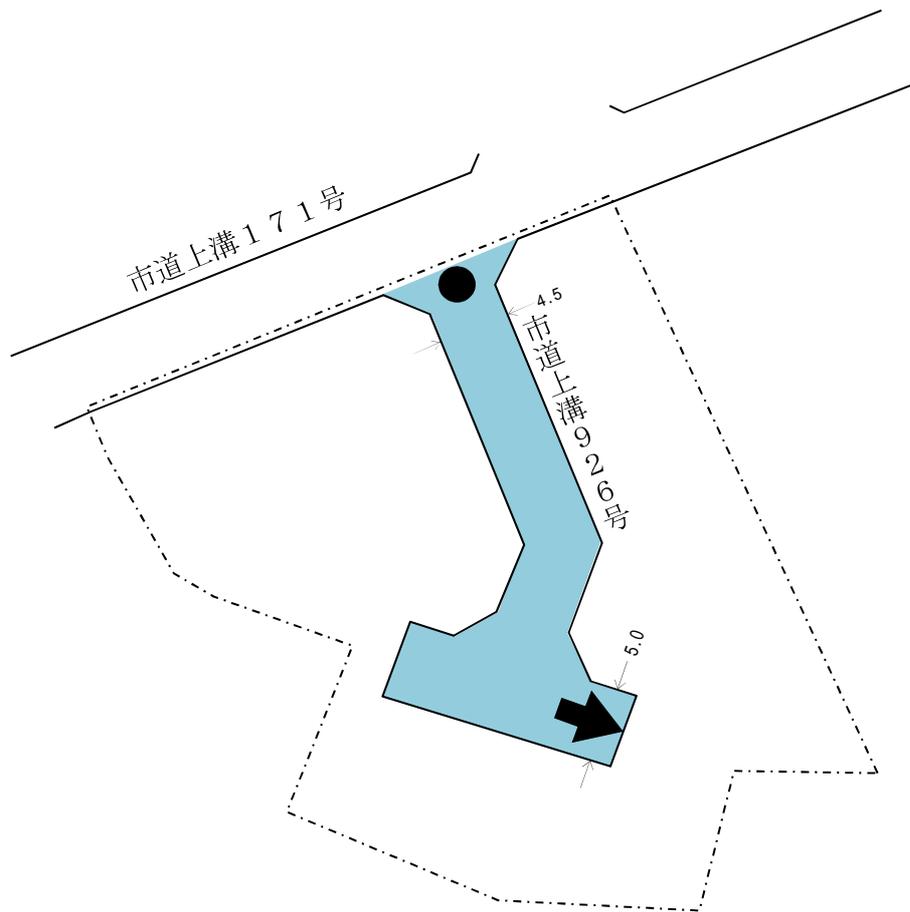
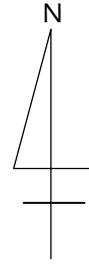
3 路線図



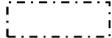
凡例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5 ~ 5.0m
- 延長 65m

3 路線図



凡 例

-  開発区域
-  認定路線
- 幅員 4.5 ~ 5.0m
- 延長 40m

町田市道路線の認定の承諾について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 3 項の規定に基づき、本市行政区域内である次の区域を町田市道の路線として認定することについて承諾する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

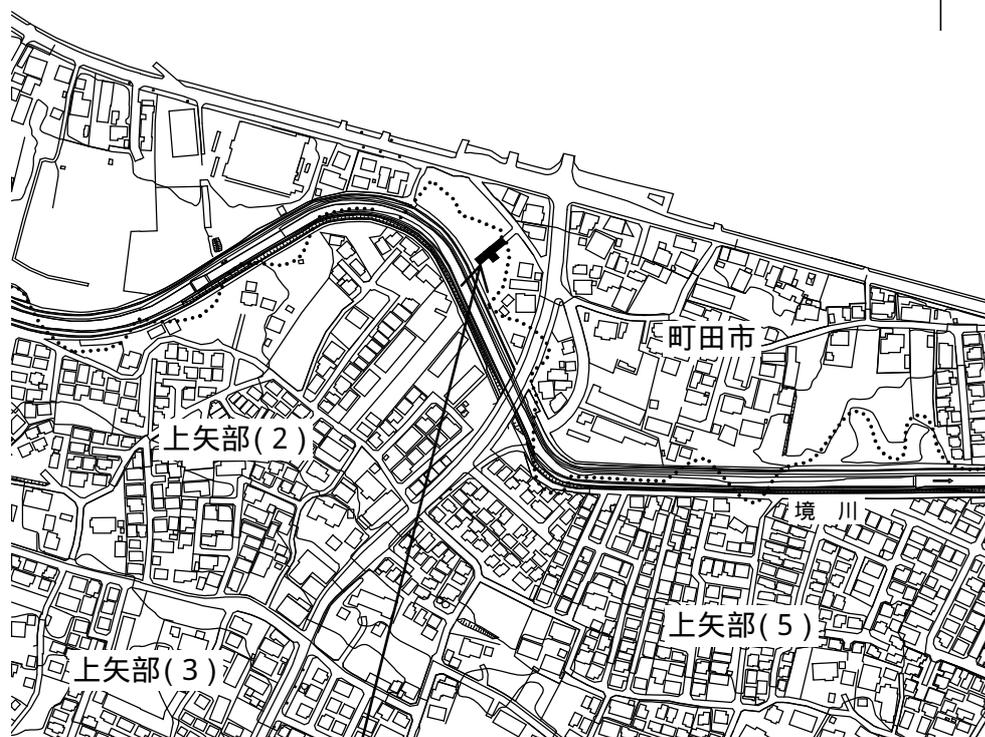
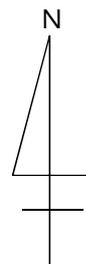
相模原市長 加山 俊夫

町田市道の名称	承諾に係る区域の所在	面積(m ²)
忠生 1561 号線 (予定)	相模原市中央区上矢部 2 丁目 204 番 71 及び同番 84	136.57

提案の理由

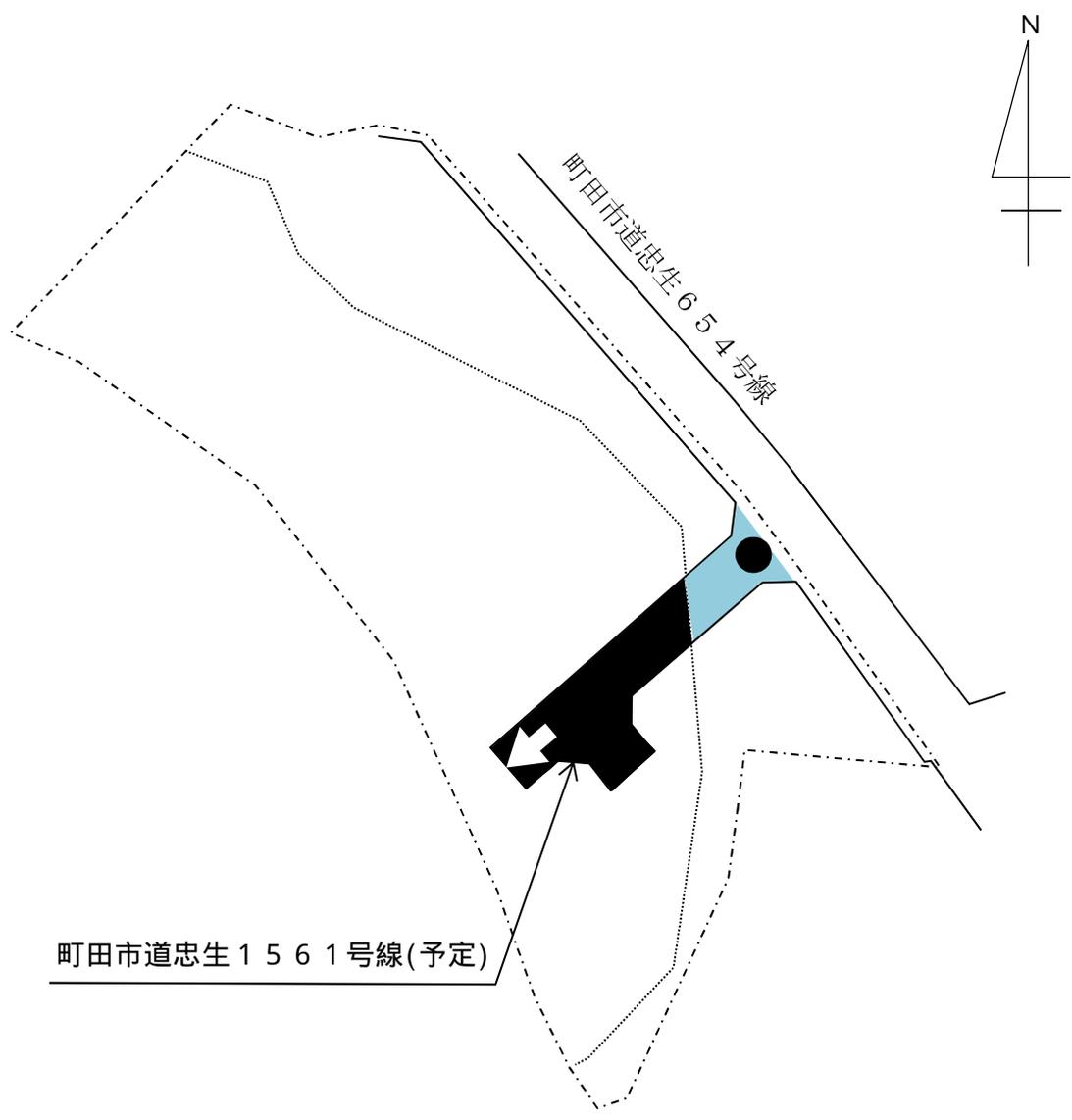
町田市長が、開発行為により設置される道路の一部を町田市の区域を越えて町田市道の路線として認定することについて、承諾をいたしたく、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 4 項の規定により提案するものである。

案内図

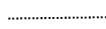


承諾に係る区域

路線図



凡例

-  開発区域
-  承諾に係る路線
-  行政界
-  承諾に係る区域

平成 30 年度相模原市下水道事業会計資本剰余金の処分について

平成 30 年度相模原市下水道事業会計資本剰余金 528,947,936 円のうち 2,274,944 円を資本金に組み入れ、1,312,300 円を利益剰余金に振り替える。

平成 31 年 2 月 12 日提出

相模原市長 加山 俊夫

提案の理由

平成 30 年度相模原市下水道事業会計における資本剰余金の一部について、資本金に組み入れ、及び利益剰余金に振り替える処分をいたしたく、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 3 項の規定により提案するものである。

平成30年度相模原市一般会計補正予算(第5号)

平成30年度相模原市の一般会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額298,405,000千円に歳入歳出それぞれ40,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ298,445,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表債務負担行為補正」による。

平成31年2月12日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
80 繰越金		千円 3,307,512	千円 40,000	千円 3,347,512
	5 繰越金	3,307,512	40,000	3,347,512
歳入合計		298,405,000	40,000	298,445,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費		千円 26,665,286	千円 24,424	千円 26,689,710
	5 総務管理費	17,217,408	24,424	17,241,832
20 衛生費		24,023,958	15,576	24,039,534
	5 保健衛生費	12,481,437	15,576	12,497,013
歳	出	合	計	
		298,405,000	40,000	298,445,000

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
10 総 務 費	5 総務管理費	文化施設等管理運営費	千円 24,424

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
北市民健康文化センター 施設維持管理費	平成30年度	0
	平成31年度	22,502
公園等維持補修費	平成30年度	0
	平成31年度	10,000
道路境界確定事業 (緑土木事務所分)	平成30年度	0
	平成31年度	4,074
道路境界確定事業 (津久井土木事務所分)	平成30年度	0
	平成31年度	4,000
道路境界確定事業 (中央土木事務所分)	平成30年度	0
	平成31年度	5,000
道路境界確定事業 (南土木事務所分)	平成30年度	0
	平成31年度	6,000
道路維持補修費 (緑土木事務所分)	平成30年度	0
	平成31年度	10,000
道路維持補修費 (津久井土木事務所分)	平成30年度	0
	平成31年度	5,000
道路維持補修費 (中央土木事務所分)	平成30年度	0
	平成31年度	20,000
道路維持補修費 (南土木事務所分)	平成30年度	0
	平成31年度	30,000
道路改良事業 (国道413号)	平成30年度	0
	平成31年度	127,451

事 項	期 間	限 度 額
道 路 改 良 事 業 (市 道 古 淵 1 号)	平成30年度	0
	平成31年度	7,800
道 路 改 良 事 業 (市 道 田 尻 番 田 ほ か 1)	平成30年度	0
	平成31年度	31,300
道 路 改 良 事 業 (市 道 下 溝 5 1 8 号 ほ か 2)	平成30年度	0
	平成31年度	6,988
狭 あ い 道 路 等 整 備 事 業 (市 道 田 名 1 1 7 2 号)	平成30年度	0
	平成31年度	11,400
狭 あ い 道 路 等 整 備 事 業 (市 道 相 南 5 1 号)	平成30年度	0
	平成31年度	15,181
狭 あ い 道 路 等 整 備 事 業 (市 道 相 模 台 8 2 号 ほ か 1)	平成30年度	0
	平成31年度	6,420
狭 あ い 道 路 等 整 備 事 業 (市 道 大 野 台 2 4 5 号)	平成30年度	0
	平成31年度	7,463
狭 あ い 道 路 等 整 備 事 業 (市 道 相 模 台 2 2 号 ほ か 1)	平成30年度	0
	平成31年度	23,732
狭 あ い 道 路 等 整 備 事 業 (緑 土 木 事 務 所 分)	平成30年度	0
	平成31年度	9,167
狭 あ い 道 路 等 整 備 事 業 (南 土 木 事 務 所 分)	平成30年度	0
	平成31年度	5,000
消 防 庁 舎 維 持 補 修 費	平成30年度	0
	平成31年度	36,429

千円

事 項	期 間	限 度 額
公共土木施設災害復旧費 (国道413号)	平成30年度	0
	平成31年度	113,699
公共土木施設災害復旧費 (市道橋津原平丸)	平成30年度	0
	平成31年度	87,200
公共土木施設災害復旧費 (県道520号)	平成30年度	0
	平成31年度	5,100

平成30年度相模原市一般会計補正予算(第6号)

平成30年度相模原市の一般会計の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額298,445,000千円から歳入歳出それぞれ102,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ298,343,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費補正)

第2条 継続費の補正は、「第2表継続費補正」による。

(繰越明許費補正)

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表繰越明許費補正」による。

(地方債補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表地方債補正」による。

平成31年2月12日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
34 国有提供施設等所在市町村助成交付金		1,267,000	35,460	1,302,460
	5 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,267,000	35,460	1,302,460
50 使用料及び手数料		5,600,271	△3,684	5,596,587
	5 使用料	3,725,533	△3,684	3,721,849
55 国庫支出金		55,484,907	△190,596	55,294,311
	5 国庫負担金	48,777,756	△76,333	48,701,423
	10 国庫補助金	6,349,748	△114,263	6,235,485
60 県支出金		15,781,156	51,225	15,832,381
	5 県負担金	11,264,789	△1,500	11,263,289
	10 県補助金	3,282,317	52,725	3,335,042
65 財産収入		610,479	32,681	643,160
	5 財産運用収入	106,842	681	107,523
	10 財産売払収入	503,637	32,000	535,637
70 寄附金		79,100	13,800	92,900
	5 寄附金	79,100	13,800	92,900
75 繰入金		5,414,661	△236,516	5,178,145
	10 基金繰入金	5,362,945	△236,516	5,126,429
80 繰越金		3,347,512	267,691	3,615,203
	5 繰越金	3,347,512	267,691	3,615,203
85 諸収入		15,200,637	△15,961	15,184,676
	15 貸付金元利収入	10,404,471	△72,000	10,332,471
	25 雑入	3,209,996	56,039	3,266,035
90 市債		31,803,700	△56,100	31,747,600
	5 市債	31,803,700	△56,100	31,747,600
歳入合計		298,445,000	△102,000	298,343,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5 議会費		994,148	△5,799	988,349
	5 議会費	994,148	△5,799	988,349
10 総務費		26,689,710	△133,554	26,556,156
	5 総務管理費	17,241,832	47,494	17,289,326
	10 徴税費	2,298,366	△46,271	2,252,095
	13 市民生活費	6,390,367	△71,075	6,319,292
	15 選挙費	324,318	△37,902	286,416
	25 人事委員会費	139,314	△7,600	131,714
	30 監査費	194,262	△18,200	176,062
15 民生費		122,442,757	△910,215	121,532,542
	5 社会福祉費	48,641,462	△130,279	48,511,183
	10 児童福祉費	49,747,195	△728,936	49,018,259
	15 生活保護費	24,054,100	△51,000	24,003,100
20 衛生費		24,039,534	△207,764	23,831,770
	5 保健衛生費	12,497,013	△57,700	12,439,313
	10 清掃費	10,882,599	△123,171	10,759,428
	15 環境保全費	659,922	△26,893	633,029
25 労働費		681,540	△4,300	677,240
	5 労働諸費	681,540	△4,300	677,240
30 農林水産業費		752,338	31,821	784,159
	5 農業費	685,962	31,821	717,783
35 商工費		12,415,853	277,735	12,693,588
	5 商工費	12,415,853	277,735	12,693,588

款	項	補正前の額	補正額	計
40 土木費		千円 24,995,136	千円 1,828,277	千円 26,823,413
	5 道路橋りょう費	9,046,717	△122,634	8,924,083
	10 河川費	353,209	78,530	431,739
	15 都市計画費	12,692,715	1,278,099	13,970,814
	20 公園費	1,858,983	614,282	2,473,265
	25 住宅費	1,043,512	△20,000	1,023,512
50 教育費		50,556,437	△978,201	49,578,236
	5 教育総務費	4,944,448	92,740	5,037,188
	10 小学校費	24,483,232	△449,323	24,033,909
	15 中学校費	13,860,727	△343,336	13,517,391
	18 幼稚園費	1,151,313	△4,600	1,146,713
	20 社会教育費	4,073,237	△249,638	3,823,599
	25 市民体育費	2,043,480	△24,044	2,019,436
歳 出	合 計	298,445,000	△102,000	298,343,000

第2表 継続費補正

変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
50 教育費	20 社会教育費	麻溝まちづくりセンター・公民館移転整備事業	913,573	29	123,446	700,090	29	123,446
				30	790,127		30	576,644

第3表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
			千円
10 総務費	5 総務管理費	防災対策普及啓発推進事業	12,000
30 農林水産業費	5 農業費	畜産振興対策事業	31,821
		農業振興地域整備計画改定事業	5,400
		一般事務費(水産業強化支援事業負担金)	4,182
40 土木費	5 道路橋りょう費	道路改良事業(市道相原76号道路改良事業ほか3)	376,586
		道路維持補修費(路面復旧負担金)	7,001
		道路維持管理計画事業(県道76号災害防除事業ほか2)	85,149
		狭あい道路等整備事業(市道上矢部23号舗装新設事業)	13,573
	15 都市計画費	麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業	37,000
		都市計画道路整備事業(県道52号(相模原町田)道路改良事業ほか2)	1,698,859
	20 公園費	公園施設長寿命化実施事業	31,510
		スポーツ・レクリエーションゾーン整備事業	159,466

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		
	補正前	補正	補正後
	千円	千円	千円
(民生債) 保育所整備費	53,100	△ 13,400	39,700
(衛生債) 塵芥処理施設建設費	853,200	△ 14,000	839,200
(土木債) 道路整備費	1,905,400	△ 65,000	1,840,400
公園整備費	506,000	485,900	991,900
街路整備費	916,900	330,500	1,247,400
住宅建設費	184,400	△ 18,000	166,400
土地区画整理費	162,500	△ 24,800	137,700
(教育債) 小学校整備費	3,476,900	△ 269,200	3,207,700
中学校整備費	2,180,100	△ 247,000	1,933,100
公民館建設費	565,500	△ 221,100	344,400
計	31,803,700	△ 56,100	31,747,600

平成 3 0 年度相模原市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

平成 3 0 年度相模原市国民健康保険事業特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額 7 4, 0 3 0, 0 0 0 千円に歳入歳出それぞれ 8 3 2, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 4, 8 6 2, 0 0 0 千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 3 1 年 2 月 1 2 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算補正（事業勘定）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
40 繰越金		千円 100,000	千円 832,000	千円 932,000
	5 繰越金	100,000	832,000	932,000
歳 入	合 計	74,030,000	832,000	74,862,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
40 諸支出金		千円 274,900	千円 832,000	千円 1,106,900
	5 償還金及び還付加算金	262,900	832,000	1,094,900
歳 出 合 計		74,030,000	832,000	74,862,000

平成30年度相模原市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成30年度相模原市介護保険事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額50,823,000千円から歳入歳出それぞれ18,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,805,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月12日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 繰入金		千円 8,131,000	千円 △18,000	千円 8,113,000
	5 一般会計繰入金	7,531,000	△18,000	7,513,000
歳入合計		50,823,000	△18,000	50,805,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		千円 1,144,038	千円 △18,000	千円 1,126,038
	5 総務管理費	367,487	△2,000	365,487
	10 徴収費	81,062	△7,100	73,962
	15 介護認定審査会費	678,871	△8,900	669,971
歳 出	合 計	50,823,000	△18,000	50,805,000

平成30年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

平成30年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額2,739,000千円から歳入歳出それぞれ30,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,709,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

平成31年2月12日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 国庫支出金		千円 848,220	千円 △13,000	千円 835,220
	5 国庫補助金	848,220	△13,000	835,220
25 市債		1,200,700	△17,000	1,183,700
	5 市債	1,200,700	△17,000	1,183,700
歳入合計		2,739,000	△30,000	2,709,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業費		2,732,580	△30,000	2,702,580
	5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業費	2,732,580	△30,000	2,702,580
歳 出	合 計	2,739,000	△30,000	2,709,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
5	5	土地区画整理事業費	千円 1,519,044

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		
	補正前	補正	補正後
土地区画整理費	千円 1,200,700	千円 △ 17,000	千円 1,183,700
計	1,200,700	△ 17,000	1,183,700

平成30年度相模原市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)

平成30年度相模原市公共用地先行取得事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額3,473,000千円に歳入歳出それぞれ138,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,611,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成31年2月12日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 財産収入		千円 0	千円 138,000	千円 138,000
	5 財産売払収入	0	138,000	138,000
歳	入	3,473,000	138,000	3,611,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 公債費		千円 24,000	千円 138,000	千円 162,000
	5 公債費	24,000	138,000	162,000
歳 出 合 計		3,473,000	138,000	3,611,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
10 公共用地先行取得事業費	5 公共用地先行取得事業費	道路用地取得事業費(都市計画道路橋本相原線)	千円 11,750

平成 30 年度相模原市公債管理特別会計補正予算(第 1 号)

平成 30 年度相模原市公債管理特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 45,505,000 千円に歳入歳出それぞれ 138,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45,643,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 31 年 2 月 12 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 繰入金		千円 37,458,700	千円 138,000	千円 37,596,700
	5 他会計繰入金	36,615,700	138,000	36,753,700
歳 入	合 計	45,505,000	138,000	45,643,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 公債費		千円 45,505,000	千円 138,000	千円 45,643,000
	5 公債費	45,505,000	138,000	45,643,000
歳 出	合 計	45,505,000	138,000	45,643,000

平成30年度相模原市下水道事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 平成30年度相模原市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成30年度相模原市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(項 目)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
2 主要な建設改良事業			
(1) 公共下水道整備事業(管渠)	8,585,220千円	241,725千円	8,826,945千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 公共下水道事業費用	15,263,241千円	1,313千円	15,264,554千円
第4項 公共下水道特別損失	0千円	1,313千円	1,313千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 公共下水道資本的収入	9,817,398千円	241,725千円	10,059,123千円
第1項 公共下水道企業債	7,344,200千円	405,100千円	7,749,300千円
第5項 公共下水道国庫補助金	1,811,605千円	△163,375千円	1,648,230千円
	支 出		
第1款 公共下水道資本的支出	16,369,560千円	241,725千円	16,611,285千円
第1項 公共下水道建設改良費	8,818,220千円	241,725千円	9,059,945千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

追 加

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
公共下水道 資本的支出	公共下水道 建設改良費	管渠 耐震化事業 (平成30 年度設定分)	千円	30	—	千円	30	1,140,600
			—	31	—	2,224,100	31	678,800
				32	—		32	404,700

変 更

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
公共下水道 資本的支出	公共下水道 建設改良費	境川第28 バイパス 雨水幹線 整備事業	千円	29	478,800	千円	29	478,800
				30	1,441,800		30	1,544,400
			5,124,000	31	2,055,600	5,124,000	31	1,222,300
				32	358,200		32	395,500
				33	789,600		33	1,483,000

(企業債)

第6条 予算第5条で定めた起債の限度額を次のとおり改める。

(起債の目的)	(既決限度額)	(補正限度額)	(計)
公共下水道建設費充当	6,610,000千円	405,100千円	7,015,100千円
合 計	7,875,700千円	405,100千円	8,280,800千円

平成31年2月12日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

指定管理者の指定について(相模原市民会館)
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成31年2月15日提出

相模原市長 加山俊夫

- 1 管理を行わせる施設の名称
相模原市民会館
- 2 指定管理者
所在地 相模原市中央区南橋本1丁目5番1号
名称 ギオン・アクティオ・コンティグループ
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

提案の理由

相模原市民会館の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第47号関係資料(その1)

ギオン・アクティオ・コンティグループの概要

1 構成員

相模原市中央区南橋本1丁目5番1号

株式会社ギオン

東京都目黒区東山1丁目5番4号KDX中目黒ビル6階

アクティオ株式会社

相模原市南区相模大野3丁目1番7号

株式会社コンティ

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
株式会社ギオン	昭和47年5月20日 設立 平成13年1月5日 祇園興業株式会社から株式会社ギオンに改称
アクティオ株式会社	昭和62年2月27日 設立
株式会社コンティ	平成3年4月17日 設立

3 規模

構成員	従業員数等	資本金
株式会社ギオン	役員 6名 従業員 2,219名	46,720千円
アクティオ株式会社	役員 7名 従業員 1,395名	99,000千円
株式会社コンティ	役員 5名 従業員 34名	20,000千円

4 事業概要等

(1) 事業概要

構成員	事業概要
	ア 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を含む。)

株式会社ギオン	<p>イ 貨物利用運送事業</p> <p>ウ 倉庫業及び配送センター管理運營業</p> <p>エ 産業廃棄物の収集、運搬及び処理業</p> <p>オ 一般廃棄物の収集及び運搬業</p> <p>カ 映像音響機器及び周辺機器の開発、製作及び販売業</p> <p>キ 搬送装置製造販売</p> <p>ク 公共施設の維持・管理に関する事業の受託</p> <p>ケ 警備業</p> <p>コ 清掃業</p>
アクティオ株式会社	<p>ア 美術館、博物館等文化施設の案内、受付、誘導等運営に関する請負業務</p> <p>イ 博覧会、展覧会、展示会、見本市、各種会議及び行催事の調査、企画立案及び実施運営</p> <p>ウ 都市計画、都市再開発及び緑化工事の設計管理の受託業務</p> <p>エ 文化、スポーツ等の催事の企画、制作並びにその運営及び実施</p> <p>オ 商品開発及びその販売促進に関する企画及び実施</p> <p>カ 労働者派遣業務</p> <p>キ 社員教育及び訓練の企画及び実施</p> <p>ク 総合警備保障業務</p> <p>ケ ビルメンテナンス業</p>
	<p>ア 建物の保守、管理、整備及び清掃業務</p> <p>イ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく環境衛生管理、空気環境の測定、飲料水の水質検査、ねずみ及び昆虫等の有害動物の防除並びに建築物及び飲料水貯水槽の清掃及び消毒業務</p> <p>ウ 土木工事、建築工事、設備工事、大工工事、左官工事、とび、土工及びコンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル、れんが及びブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅん</p>

株式会社コンティ	<p>せつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事並びに清掃施設工事の設計、施工、監理及び請負</p> <p>エ マンション及びビル管理業</p> <p>オ ビルメンテナンス業</p> <p>カ 清掃用品、受変電装置、配線装置、冷暖房空気調整装置、給排水装置、消防防災装置、清掃装置、水道材料、衛生設備、事務用品、制御用コンピュータ装置及び附属器具の販売</p> <p>キ 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬及び処理業務</p> <p>ク 警備業</p> <p>ケ 労働者派遣事業</p> <p>コ 駐車場の管理及び経営</p>
----------	---

(2) 公の施設の主な管理実績

構成員	管理実績
株式会社ギオン	<p>ア 相模原市民会館の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ広場の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 相模原市営自転車駐車場のうち、路上等自転車駐車場を除く有料自転車駐車場14施設の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 相模原市営自動車駐車場5施設の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)</p> <p>オ 相模原市営自動車駐車場(相模大野駅西側自動車駐車場)の指定管理者(平成25年3月から現在に至る。)</p> <p>カ 相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの指定管</p>

	<p>理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>キ 相模原麻溝公園第2競技場の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
<p>アクティオ株式会社</p>	<p>ア 相模原市民会館の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 西条市総合文化会館及び西条市丹原文化会館の指定管理者(平成18年9月から現在に至る。)</p> <p>ウ 野田市野田公民館及び野田市中央コミュニティ会館の指定管理者(平成23年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 岩国市周東文化会館の指定管理者(平成30年4月から現在に至る。)</p> <p>※ ア、ウ及びエについては、共同企業体の構成員としての指定管理者</p>

相模原市民会館の指定管理者の選考について

1 選考理由

ギオン・アクティオ・コンティグループ(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

(2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成30年12月26日から平成31年2月8日まで

イ 説明会 平成31年1月10日(参加数 12団体)

ウ 現地見学会 平成31年1月10日(参加数 11団体)

エ 申請の受付 平成31年1月16日から同年2月8日まで(申請数 2団体)

(3) 候補団体以外の申請団体

名称	所在地
株式会社ケイミックスパブリックビジネス	東京都港区虎ノ門2丁目2番5号

(4) 選考

平成31年2月12日に、申請のあった2団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市民会館に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(有識者1名、公認会計士1名、市職員2名)
計5名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
文化事業に関する事業計画及び実施能力			
内 訳	文化事業に対する基本方針等	20	17
	年間事業計画の理念・内容(優れた芸術を鑑賞する機会の提供)	50	36
	年間事業計画の理念・内容(市民自らが芸術文化活動に参加し、相互に交流できる機会の提供)	50	41
	団体独自の発想に基づく提案	20	16
	地域活性化に資する取組	20	20
	申請団体の文化事業実績	40	28
	小計	200	158
	施設管理を行う事業計画及び実施能力		
内 訳	管理運営に対する基本方針等	20	18
	施設等の維持管理の計画・内容	40	36
	市民サービス水準の確保及び向上	40	32
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	32
	申請団体の事業実績	40	40
	施設の安全、衛生管理等の体制	20	17
	小計	200	175
法人の経営・運営に関する能力			
内	申請団体の経営状況	40	36
	管理に必要な人員の配置	40	30
	地域活性化に資する取組	20	20
	組織・人員体制	20	16
	雇用及び労働条件	20	16

訳	個人情報保護及び情報公開の体制	20	14
	公共性への取組	20	20
	法令等の遵守	40	32
	小計	220	184
収支計画・経費的効果			
内訳	収支計画の妥当性	40	26
	経費的効果	60	30
	小計	100	56
合計		720	573

備考 文化事業に関する事業計画及び実施能力、施設管理を行う事業計画及び実施能力、法人の経営・運営に関する能力並びに収支計画・経費的効果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、360点とした。

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名称	得点
株式会社ケイミックスパブリックビジネス	502

(ウ) 申請のあった2団体について、配点の合計(720点)を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名称	得点
ギオン・アクティオ・コンティグループ	79.5
株式会社ケイミックスパブリックビジネス	69.7

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について(相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター)
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成31年2月15日提出

相模原市長 加山俊夫

- 1 管理を行わせる施設の名称
相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター
- 2 指定管理者
所在地 相模原市中央区南橋本1丁目5番1号
名称 株式会社ギオン
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

提案の理由

相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

株式会社ギオンの概要

1 設立年月日等

昭和47年5月20日 設立

平成13年1月5日 祇園興業株式会社から株式会社ギオンに改称

2 規模

(1) 従業員数等 役員6名、従業員2,219名

(2) 資本金 46,720,000円

3 事業概要等

(1) 事業概要

ア 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を含む。)

イ 貨物利用運送事業

ウ 倉庫業及び配送センター管理運営業

エ 産業廃棄物の収集、運搬及び処理業

オ 一般廃棄物の収集及び運搬業

カ 映像音響機器及び周辺機器の開発、製作及び販売業

キ 搬送装置製造販売

ク 公共施設の維持・管理に関する事業の受託

ケ 警備業

コ 清掃業

(2) 公の施設の主な管理実績

ア 相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)

イ 相模原麻溝公園競技場及び相模原麻溝公園スポーツ広場の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)

ウ 相模原市営自転車駐車場のうち、路上等自転車駐車場を除く有料自転車駐車場14施設の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)

エ 相模原市営自動車駐車場5施設の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)

- オ 相模原市営自動車駐車場(相模大野駅西側自動車駐車場)の指定管理者(平成25年3月から現在に至る。)
- カ 相模原市民会館の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)
- キ 相模原麻溝公園第2競技場の指定管理者(平成26年4月から現在に至る。)
- ※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者

相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの指定管理者の選考について

1 選考理由

株式会社ギオン(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

(2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成30年12月26日から平成31年2月8日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成31年1月8日(参加数 1団体)

ウ 申請の受付 平成31年1月16日から同年2月8日まで(申請数 1団体)

(3) 選考

平成31年2月11日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(内郷地区自治会連合会の代表)及び委員(相模湖地区老人クラブ連合会の代表1名、税理士1名、市職員2名) 計5名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	管理運営に対する基本方針等	20	19
	施設等の維持管理の計画・内容	50	46
	年間事業計画の理念・内容	40	34
	市民サービス水準の確保及び向上	50	30
	団体独自の発想に基づく提案	40	40
	管理に必要な人員の配置	40	36
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	36
	地域活性化に資する取組	40	40
	小計	320	281
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	20	19
	組織・人員体制	20	19
	雇用及び労働条件	20	19
	申請団体の事業実績	20	20
	施設の安全、衛生管理等の体制	40	40
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	19
	公共性への取組	20	19
	法令等の遵守	40	36
	小計	200	191
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	40	36
	経費的效果	60	35
	小計	100	71
合計		620	543

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的效果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、310点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(620点)を100点満点に換算した場合の得点は、87.5点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模原市立勤労者総合福祉センター)
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成31年2月15日提出

相模原市長 加山俊夫

- 1 管理を行わせる施設の名称
相模原市立勤労者総合福祉センター
- 2 指定管理者
所在地 相模原市緑区西橋本5丁目4番20号
名称 公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

提案の理由

相模原市立勤労者総合福祉センターの指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンターの概要

1 設立年月日等

平成 2 年 4 月 1 日 設立

平成 24 年 4 月 1 日 財団法人相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンターから財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンターに改称し、公益財団法人に移行

2 規模

(1) 職員数等 役員 10 名、職員 12 名

(2) 基本財産 200,000,000 円

3 事業概要等

(1) 事業概要

ア 勤労者等の生活の安定に資する事業

イ 勤労者等の健康の維持増進に資する事業

ウ 勤労者等の自己啓発に資する事業

エ 勤労者等の財産形成に資する事業

オ 勤労者等の余暇活動に資する事業

カ 勤労者等の生涯生活の安定に資する事業

キ 勤労者等の活動を支援する施設に係る管理運営事業

ク その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 公の施設の管理実績

相模原市立勤労者総合福祉センターの指定管理者(平成 16 年 4 月から現在に至る。)

※ 共同企業体の構成員としての指定管理者(平成 26 年 4 月から)

相模原市立勤労者総合福祉センターの指定管理者の選考について

1 選考理由

公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)であったこと。
- (2) 評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準をおおむね満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

2 選考までの経過

(1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

(2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成31年1月4日から同年2月1日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成31年1月9日(参加数 4団体)

ウ 申請の受付 平成31年1月15日から同年2月1日まで(申請数 1団体)

(3) 選考

平成31年2月8日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市立勤労者総合福祉センターに係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(厚生労働省職員)及び委員(大学教授1名、公認会計士1名、市職員2名) 計5名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおり

である。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	管理運営に対する基本方針等	20	18
	施設等の維持管理の計画・内容	50	43
	年間事業計画の理念・内容	40	34
	市民サービス水準の確保及び向上	50	42
	団体独自の発想に基づく提案	40	36
	管理に必要な人員の配置	40	32
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	36
	地域活性化に資する取組	40	36
	小計	320	277
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	20	17
	組織・人員体制	20	15
	雇用及び労働条件	20	16
	申請団体の事業実績	20	16
	施設の安全、衛生管理等の体制	40	30
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	14
	公共性への取組	20	18
	法令等の遵守	40	26
	小計	200	152
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	40	26
	経費的效果	60	29
	小計	100	55
合計		620	484

備考 事業計画、管理を行う能力及び収支計画・経費的效果に係る評価に関する合計得点における最低基準得点は、285点とした。

(イ) 候補団体について、配点の合計(620点)を100点満点に換算した場合の得点は、78.0点(小数点以下1位未満切捨て)である。

農業委員会の委員の選任について
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

平成31年2月18日提出

相模原市長 加山俊夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	市 川 忠 孝	

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

平成 3 1 年 2 月 1 8 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	榎 田 和 子	

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

平成 3 1 年 2 月 1 8 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	關 山 富 雄	

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

平成 3 1 年 2 月 1 8 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	齋 藤 憲 一	

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

平成31年2月18日提出

相模原市長 加山俊夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	高 橋 三 行	

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

平成 31 年 2 月 18 日提出

相模原市長 加山 俊夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	八 木 健 一	

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

平成31年2月18日提出

相模原市長 加山俊夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	藤 村 達 人	

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

平成 31 年 2 月 18 日提出

相模原市長 加山 俊夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	西 山 和 秀	

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

平成31年2月18日提出

相模原市長 加山俊夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	菱 山 喜 章	

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

平成 31 年 2 月 18 日提出

相模原市長 加山 俊夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	小 林 康 史	

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

平成 3 1 年 2 月 1 8 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	古 木 清	

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

平成 3 1 年 2 月 1 8 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	天 野 明	

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

平成 3 1 年 2 月 1 8 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
████████████████████ ██████████	加 藤 正 博	████████████████████

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

平成 31 年 2 月 18 日提出

相模原市長 加山 俊夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	阿 部 健	

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

平成 3 1 年 2 月 1 8 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	中 里 州 克	

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

平成 3 1 年 2 月 1 8 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	江 藤 昭 利	

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

平成 31 年 2 月 18 日提出

相模原市長 加山 俊夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	澁 谷 利 雄	

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

平成 31 年 2 月 18 日提出

相模原市長 加山 俊夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	金 井 睦	

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

平成 31 年 2 月 18 日提出

相模原市長 加山 俊夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	八 木 拓 美	

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要による。

固定資産評価審査委員会の委員の選任について
次の者を、本市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので同意されたい。

平成 31 年 2 月 18 日提出

相模原市長 加山 俊夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	原 清 助	

提案の理由

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を得る必要による。

土地利用審査会の委員の選任について
次の者を、本市土地利用審査会の委員に任命したいので同意されたい。

平成31年2月18日提出

相模原市長 加山俊夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
████████████████████ ██████████	諸 田 浩 之	██████████

提案の理由

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第39条第4項の規定により、議会の同意を得る必要による。

土地利用審査会の委員の選任について
次の者を、本市土地利用審査会の委員に任命したいので同意されたい。

平成31年2月18日提出

相模原市長 加山俊夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
████████████████████ ████████	鈴 木 元	████████████████

提案の理由

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第39条第4項の規定により、議会の同意を得る必要による。

土地利用審査会の委員の選任について
次の者を、本市土地利用審査会の委員に任命したいので同意されたい。

平成31年2月18日提出

相模原市長 加山俊夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
████████████████████ ██████	佐 藤 治 男	████████████████

提案の理由

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第39条第4項の規定により、議会の同意を得る必要による。

土地利用審査会の委員の選任について
次の者を、本市土地利用審査会の委員に任命したいので同意されたい。

平成31年2月18日提出

相模原市長 加山俊夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
████████████████████ ██████	山 本 弘 志	██████████

提案の理由

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第39条第4項の規定により、議会の同意を得る必要による。

土地利用審査会の委員の選任について
次の者を、本市土地利用審査会の委員に任命したいので同意されたい。

平成31年2月18日提出

相模原市長 加山俊夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
████████████████████ ████████	大 家 亮 子	██████████████

提案の理由

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第39条第4項の規定により、議会の同意を得る必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

平成31年2月18日提出

相模原市長 加山俊夫

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
	下 鳥 良 礼		

提案の理由

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

平成31年2月18日提出

相模原市長 加山俊夫

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
██████████	佐 藤 陽 一	██████████	██████████

提案の理由

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

相模原市火災予防条例の一部を改正する条例について
相模原市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 3 月 11 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市火災予防条例の一部を改正する条例
相模原市火災予防条例(昭和 48 年相模原市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 30 条の 5 第 1 号中「作動時間が 60 秒以内」を「種別が 1 種」に改め、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成 20 年総務省令第 156 号)第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(平成 31 年総務省令第 11 号)による住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成 16 年総務省令第 138 号)の改正に伴い、住宅用防災機器の設置の免除に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市火災予防条例の改正の概要

1 改正の内容

住宅用防災機器の設置の免除に係る規定の改正(第30条の5関係)

- (1) その設置により住宅における住宅用防災機器の設置を免除することとするスプリンクラー設備の感度に係る規定を整理するもの
- (2) 特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合に、住宅における住宅用防災機器の設置を免除することとするもの

※ 特定小規模施設用自動火災報知設備

延べ面積が300平方メートル未満の旅館、ホテル等の特定小規模施設において火災が発生した場合に、当該火災の発生を感知し、及び報知するための設備をいう。

2 施行期日

公布の日

平成30年度相模原市一般会計補正予算書

及び予算に関する説明書

(平成31年3月)

No. 3

平成 30 年度 相模原市
一般会計 補正 予算
(第 7 号)

平成 30 年度相模原市一般会計補正予算(第 7 号)

平成 30 年度相模原市の一般会計の補正予算(第 7 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 298,343,000 千円に歳入歳出それぞれ 3,736,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 302,079,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費補正)

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

(地方債補正)

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表地方債補正」による。

平成 31 年 3 月 11 日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
55 国庫支出金		千円 55,294,311	千円 899,277	千円 56,193,588
	10 国庫補助金	6,235,485	899,277	7,134,762
80 繰越金		3,615,203	9,023	3,624,226
	5 繰越金	3,615,203	9,023	3,624,226
90 市債		31,747,600	2,827,700	34,575,300
	5 市債	31,747,600	2,827,700	34,575,300
歳 入	合 計	298,343,000	3,736,000	302,079,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
40 土木費		千円 26,823,413	千円 8,600	千円 26,832,013
	15 都市計画費	13,970,814	8,600	13,979,414
50 教育費		49,578,236	3,727,400	53,305,636
	10 小学校費	24,033,909	1,804,100	25,838,009
	15 中学校費	13,517,391	1,923,300	15,440,691
歳	出	合	計	
		298,343,000	3,736,000	302,079,000

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
			千円
30 農林水産業費	5 農業費	農業後継者・担い手確保対策事業	27,000
40 土 木 費	15 都市計画費	既存建築物等総合防災対策事業	8,600
50 教 育 費	10 小学校費	小学校校舎改造事業	1,210,400
		小学校屋内運動場改修事業	156,400
		小学校校舎等整備事業(トイレ整備事業ほか1)	437,300
	15 中学校費	中学校校舎改造事業	834,400
		中学校屋内運動場改修事業	849,200
		中学校校舎等整備事業(トイレ整備事業ほか1)	239,700

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		
	補正前	補正	補正後
	千円	千円	千円
(教育債)			
小学校整備費	3,207,700	1,352,500	4,560,200
中学校整備費	1,933,100	1,475,200	3,408,300
計	31,747,600	2,827,700	34,575,300

一般会計補正予算に関する説明書
(第7号)

平成30年度相模原市一般会計補正予算(第7号)を提出するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第2項の規定により、当該予算に関する説明書をここに提出する。

平成31年3月11日提出

相模原市長 加山俊夫

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	
	金額	構成比
	千円	%
5 市税	127,200,000	42.6
10 地方譲与税	1,730,000	0.6
13 利子割交付金	130,000	0.1
16 配当割交付金	540,000	0.2
19 株式等譲渡所得割交付金	800,000	0.3
20 分離課税所得割交付金	120,000	0.0
21 県民税所得割臨時交付金	1,790,000	0.6
22 地方消費税交付金	11,800,000	4.0
25 ゴルフ場利用税交付金	170,000	0.1
31 自動車取得税交付金	950,000	0.3
32 軽油引取税交付金	3,100,000	1.0
34 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,302,460	0.4
37 地方特例交付金	770,000	0.3
40 地方交付税	12,200,000	4.1
43 交通安全対策特別交付金	220,000	0.1
46 分担金及び負担金	2,335,577	0.8
50 使用料及び手数料	5,596,587	1.9
55 国庫支出金	55,294,311	18.5
60 県支出金	15,832,381	5.3
65 財産収入	643,160	0.2
70 寄附金	92,900	0.0
75 繰入金	5,178,145	1.7
80 繰越金	3,615,203	1.2
85 諸収入	15,184,676	5.1
90 市債	31,747,600	10.6
歳入合計	298,343,000	100.0

補正額		計		補正額財源区分	
金額	構成比	金額	構成比	特定財源	一般財源
千円	%	千円	%	千円	千円
-	-	127,200,000	42.1	-	-
-	-	1,730,000	0.6	-	-
-	-	130,000	0.0	-	-
-	-	540,000	0.2	-	-
-	-	800,000	0.3	-	-
-	-	120,000	0.0	-	-
-	-	1,790,000	0.6	-	-
-	-	11,800,000	3.9	-	-
-	-	170,000	0.1	-	-
-	-	950,000	0.3	-	-
-	-	3,100,000	1.0	-	-
-	-	1,302,460	0.4	-	-
-	-	770,000	0.3	-	-
-	-	12,200,000	4.0	-	-
-	-	220,000	0.1	-	-
-	-	2,335,577	0.8	-	-
-	-	5,596,587	1.9	-	-
899,277	24.1	56,193,588	18.6	899,277	0
-	-	15,832,381	5.2	-	-
-	-	643,160	0.2	-	-
-	-	92,900	0.0	-	-
-	-	5,178,145	1.7	-	-
9,023	0.2	3,624,226	1.2	0	9,023
-	-	15,184,676	5.0	-	-
2,827,700	75.7	34,575,300	11.5	2,827,700	0
3,736,000	100.0	302,079,000	100.0	3,726,977	9,023

(歳出)

款	補正前の額		補正額	
	金額	構成比	金額	構成比
5 議会費	千円 988,349	% 0.3	千円 -	% -
10 総務費	26,556,156	8.9	-	-
15 民生費	121,532,542	40.7	-	-
20 衛生費	23,831,770	8.0	-	-
25 労働費	677,240	0.2	-	-
30 農林水産業費	784,159	0.3	-	-
35 商工費	12,693,588	4.3	-	-
40 土木費	26,823,413	9.0	8,600	0.2
45 消防費	7,654,500	2.6	-	-
50 教育費	49,578,236	16.6	3,727,400	99.8
55 災害復旧費	779,000	0.3	-	-
60 公債費	26,335,047	8.8	-	-
65 諸支出金	9,000	0.0	-	-
70 予備費	100,000	0.0	-	-
歳出合計	298,343,000	100.0	3,736,000	100.0

計		補正額の財源内訳			
金額	構成比	特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
千円	%	千円	千円	千円	千円
988,349	0.3	-	-	-	-
26,556,156	8.8	-	-	-	-
121,532,542	40.2	-	-	-	-
23,831,770	7.9	-	-	-	-
677,240	0.2	-	-	-	-
784,159	0.3	-	-	-	-
12,693,588	4.2	-	-	-	-
26,832,013	8.9	3,500	0	0	5,100
7,654,500	2.5	-	-	-	-
53,305,636	17.7	895,777	2,827,700	0	3,923
779,000	0.3	-	-	-	-
26,335,047	8.7	-	-	-	-
9,000	0.0	-	-	-	-
100,000	0.0	-	-	-	-
302,079,000	100.0	899,277	2,827,700	0	9,023

(性質別経費内訳表)

款	5 議会費	10 総務費	15 民生費	20 衛生費	25 労働費	30 農林水 産業費	35 商工費	
消 費 的 経 費	人件費	866,118	14,669,788	8,682,676	5,232,481	60,600	441,268	371,271
	物件費	64,768	7,397,792	5,198,020	11,675,843	118,308	56,413	349,734
	補助 費等	57,463	2,745,041	8,234,095	1,295,464	56,032	163,630	1,043,622
	維持 補修費		347,839	254,248	1,083,593	2,300	30,028	39,071
	扶助費		418,307	81,772,063	2,619,211			
	小計	988,349	25,578,767	104,141,102	21,906,592	237,240	691,339	1,803,698
	投資 的 経 費	補助 事業			532,455	842,611	27,000	98,000
単 独 事 業		304,591	116,485	919,947		65,820	465,078	
小計		304,591	648,940	1,762,558		92,820	563,078	
その他		672,798	16,742,500	162,620	440,000		10,326,812	
予備費								
合計	988,349	26,556,156	121,532,542	23,831,770	677,240	784,159	12,693,588	

上段は、今回補正額を、
下段は、累計額を示す。

(単位：千円)

40 土木費	45 消防費	50 教育費	55 災害復 旧費	60 公債費	65 諸支出 金	70 予備費	合計	構 成 比 %
3,711,706	6,213,994	31,123,957					71,373,859	23.6
8,600							8,600	0.2
4,030,006	650,607	8,802,510		90,278			38,434,279	12.7
441,786	146,351	1,323,070			9,000		15,515,554	5.2
1,641,406	34,594	599,593					4,032,672	1.3
		678,115					85,487,696	28.3
8,600							8,600	0.2
9,824,904	7,045,546	42,527,245		90,278	9,000		214,844,060	71.1
		2,574,828					2,574,828	68.9
4,445,772	143,186	4,082,366					10,171,390	3.4
		1,152,572					1,152,572	30.9
5,724,465	465,768	6,494,545	779,000				15,335,699	5.1
		3,727,400					3,727,400	99.8
10,170,237	608,954	10,576,911	779,000				25,507,089	8.5
6,836,872		201,480		26,244,769			61,627,851	20.4
						100,000	100,000	0.0
8,600		3,727,400					3,736,000	100.0
26,832,013	7,654,500	53,305,636	779,000	26,335,047	9,000	100,000	302,079,000	100.0

歳

入

2 歳 入

款 5 5 国庫支出金 補正額 899,277 千円
 項 1 0 国庫補助金 補正額 899,277 千円

目	補正前の額	補 正 額	計
35 土木費国庫補助金	千円 2,653,634	千円 3,500	千円 2,657,134
45 教育費国庫補助金	875,331	895,777	1,771,108
計	6,235,485	899,277	7,134,762

款 8 0 繰越金 補正額 9,023 千円
 項 5 繰越金 補正額 9,023 千円

5 繰越金	3,615,203	9,023	3,624,226
計	3,615,203	9,023	3,624,226

款 9 0 市債 補正額 2,827,700 千円
 項 5 市債 補正額 2,827,700 千円

40 教育債	5,652,900	2,827,700	8,480,600
--------	-----------	-----------	-----------

節		説明	明
区分	金額		
27 建築指導費補助金	千円 3,500	1 耐震改修等事業補助金 補助率 1/2	千円 3,500
30 小学校建設費補助金	449,563	1 小学校校舎改造事業交付金 補助率 1/2・1/3 2 小学校屋内運動場改修事業交付金 補助率 1/3 3 トイレ整備事業交付金 補助率 1/3 4 防災機能強化事業交付金 補助率 1/3	300,888 33,620 58,391 56,664
45 中学校建設費補助金	446,214	1 中学校校舎改造事業交付金 補助率 1/2・1/3 2 中学校屋内運動場改修事業交付金 補助率 1/3 3 トイレ整備事業交付金 補助率 1/3 4 防災機能強化事業交付金 補助率 1/3	189,327 184,638 45,751 26,498

5 繰越金	9,023	1 前年度剰余金	9,023

5 小学校整備債	1,352,500	1 学校教育施設等整備事業債（補正予算債） 小学校校舎改造事業 小学校屋内運動場改修事業 トイレ整備事業 その他整備事業	1,352,500
10 中学校整備債	1,475,200	1 学校教育施設等整備事業債（補正予算債） 中学校校舎改造事業	1,475,200

款 9 0 市債
 項 5 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
(教育債)	千円	千円	千円
計	31,747,600	2,827,700	34,575,300

節		説明
区分	金額	
	千円	中学校屋内運動場改修事業 トイレ整備事業 その他整備事業
		千円

歲

出

3 歳 出

款 4 0 土木費 補正額 8,600 千円

項 1 5 都市計画費 補正額 8,600 千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 建築指導費	千円 93,703	千円 8,600	千円 102,303	千円 3,500 国庫支出金	千円	千円	千円 5,100
計	13,970,814	8,600	13,979,414	3,500	0	0	5,100

款 5 0 教育費 補正額 3,727,400 千円

項 1 0 小学校費 補正額 1,804,100 千円

20 学校建設費	3,579,035	1,804,100	5,383,135	449,563 国庫支出金	1,352,500 市債		2,037
計	24,033,909	1,804,100	25,838,009	449,563	1,352,500	0	2,037

款 5 0 教育費

項 1 5 中学校費 補正額 1,923,300 千円

20 学校建設費	1,951,301	1,923,300	3,874,601	446,214 国庫支出金	1,475,200 市債		1,886
計	13,517,391	1,923,300	15,440,691	446,214	1,475,200	0	1,886

節		説 明	千円
区 分	金 額		
13 委託料	千円 8,600	建築指導事務に要する経費	
		1 既存建築物等総合防災対策事業	8,600

15 工事請負費	1,804,100	小学校校舎等の整備に要する経費	
		1 小学校校舎改造事業	1,210,400
		2 小学校屋内運動場改修事業	156,400
		3 小学校校舎等整備事業	437,300
		(1) トイレ整備事業	214,400
		(2) その他整備事業	222,900

15 工事請負費	1,923,300	中学校校舎等の整備に要する経費	
		1 中学校校舎改造事業	834,400
		2 中学校屋内運動場改修事業	849,200
		3 中学校校舎等整備事業	239,700
		(1) トイレ整備事業	160,200
		(2) その他整備事業	79,500

地方債の平成29年度末
平成30年度末における現在高

変更

区 分	平成29年度末 現在高	平成30年度中		
		平成30年度中起債見込額		
		補正前	補正	補正後
1 普通債	(128,369,665) 132,824,369	11,719,300	2,827,700	14,547,000
(8) 教育	(22,628,026) 22,938,026	5,652,900	2,827,700	8,480,600
合 計	(258,402,656) 268,595,987	31,747,600	2,827,700	34,575,300

() は、市場公募地方債発行に伴う満期一括償還に係る積立と取崩を反映した額
元金償還見込額には、市場公募地方債発行に伴う満期一括償還に係る積立を取り崩す額を含む。

に お け る 現 在 高 及 び
の 見 込 み に 関 す る 調 書 (補 正)

の 増 減 見 込 み			平成 3 0 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
平成 3 0 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額					
補 正 前	補 正	補 正 後	補 正 前	補 正	補 正 後
千円	千円	千円	千円	千円	千円
(15, 185, 884)	0	(15, 185, 884)	(124, 903, 081)	2, 827, 700	(127, 730, 781)
14, 690, 910		14, 690, 910	129, 852, 759		132, 680, 459
(2, 862, 248)	0	(2, 862, 248)	(25, 418, 678)	2, 827, 700	(28, 246, 378)
2, 902, 248		2, 902, 248	25, 688, 678		28, 516, 378
(23, 761, 366)	0	(23, 761, 366)	(266, 388, 890)	2, 827, 700	(269, 216, 590)
21, 314, 700		21, 314, 700	279, 028, 887		281, 856, 587